

A99
G3
3



0011229-000

A99-G3-3

独逸外交史論


田中直吉・著


立命館出版部

第1巻

1940

ABJ





立命館大學
教授 田中直吉著

獨逸外交史論 第一卷

刊行 立命館出版部

A99
G3
X
3



石井幸子氏寄贈図書

1061858

序

凡そ科學としての歴史は、歴史的現象を時間と場所とに従つて配列するのみではなく、歴史的現象相互間における聯關を見出し、それによつて歴史的合法性を具體的に闡明にするにあると信ずる。従つて外交史學の任務は、外交に關する歴史的事實を單に記述するのみではなく、複雑な外交史上の具體的事實のうちから、それを貫通するところの歴史的合法性を究明することにある。

國家の國際的政治關係を處理する技術を外交と呼び、或ひは國家の國際的政治政策を外交と稱する者もあるが、一般に國家の國際的政治活動を外交といふ。或る國家についていへば、その國家を主體とする對外的政治活動が外交である。即ち、政治の對外的側面が外交であり、その對内的側面が内政である。而して政治は經濟の集中的表現である。従つて社會の土臺を爲す經濟が、政治の對外的側面たる外交に作用すると同時に、外交も亦經濟に逆作用する。だが、窮極において經濟がその根底を貫く。この意味において、外交は第一次的に經濟の規定

序

一

を受ける。

次に、外交は内政の延長であるのみならず、内政は外交の延長である。従つて外交と内政とは相互に作用し、外交は内政と相聯關する。また外交は國家の國際的政治活動であるが、その活動は、一方ではその國家を主體とする外交を形成するが、同時に他方では諸多の國家の國際的政治活動と關聯して、國際政治の内容を形成する。それ故に外交は國際社會における政治たる國際政治によつても亦規定せられる。

かくの如くして、獨逸外交史を研究せんとする本書は、獨逸外交の經濟的基礎を明かにし、その外交と内政との關聯を考察し、獨逸の國際的政治諸關係を検討し、具體的な獨逸外交史上の諸事實から合法則性を究明せんとするものである。而して獨逸帝國建設以來今日に至るまでの獨逸外交史は、大體次の四つの時代に分たれる。即ち、(一)一八七一年から九〇年に至るビスマルクの外交、(二)一八九〇年から一九一八年までのウイールヘルム二世の外交、(三)一九一八年から一九三三年に至る共和政府の外交、(四)一九三三年以來今日までのヒットラー政府の外交、これである。本書は、獨逸外交史論の第一卷として、ビスマルク外交の時代を取扱つた。余の研究の進むに隨つて漸次第二、第三の時代を今後研究したいと考へる。

昭和十五年一月十五日

立命館大學研究室にて

著

者

附記　ビスマルクの外交に關して既に發表した拙稿を取捨選擇して出版したいと考へ、昭和十三年の夏に舊稿の削除・加筆を始め、秋にその大部分を印刷に付したのであるが、余の意に滿たない箇所あるを發見し、その印刷を中止した。然るに約一ヶ年間他の仕事に追はれてその部分を訂正することを得ず、漸く今日その部分を訂正することができた。そのために出版の時期を遅らせ、出版・印刷に當られた方々に多大の迷惑をかけたことを恐縮してゐる。

また本書の出版に當つて、校正及び索引の作成等に關して、立命館大學講師森義宣氏の助力に負ふところ多大である。記してこゝに感謝の意を述べる次第である。

目次

第一編 ビスマルクの外交史論

第一章 ビスマルクの外交序説	三
第一節 緒論	三
第二節 戦争政策の時代(一八六二年—一八七一年)	五
第三節 保障政策の時代(一八七一年—一八八四年)	一一
第四節 権力政策の時代(一八八四年—一八九〇年)	二一
第五節 結論	二六
第二章 普佛戦争後の国際関係	二九
第一節 国際関係の概観	二九
第二節 第一次三帝協商	三五
第三節 獨佛豫防戦争事件	四一
第三章 東方の危機からベルリン會議まで	五二

目次

第一節 東方の危機 五二

第二節 露土戦争 六三

第三節 英獨・獨佛關係 八一

第四節 ベルリン會議 八七

第四章 同盟協商體制の確立 九七

第一節 獨澳同盟條約 九七

第二節 英獨同盟の提議 一〇七

第三節 第二次三帝協商 一一二

第四節 第一次三國同盟 一二二

第五節 澳塞同盟と澳羅獨同盟 一三三

第五章 ベルリン會議後の東方問題 一四三

第一節 ベルリン條約の執行問題 一四三

第二節 フランスのチュニス占領 一四九

第三節 イギリスのエジプト占領 一五六

第四節 バルカン問題の紛糾 一六六

第六章 植民地獲得を繞る國際的葛藤 一八〇

第一節 ドイツの植民地獲得 一八〇

第二節 英獨兩國間の葛藤 一九〇

第三節 獨佛兩國間の協調 一九七

第四節 英露の危機と植民地問題 二〇七

第七章 一八八六・七年の歐洲の危機 二一七

第一節 歐洲列強の國際的對立 二一七

第二節 ブルガリアの危機 二二〇

第三節 獨佛關係の緊張 二二六

第四節 獨露關係と露佛提携 二三三

第五節 歐洲戦争の脅威 二四〇

第八章 同盟協商體制の發展 二四六

第一節 第二次三國同盟 二四六

第二節 英・伊・埃の地中海協商	二六〇
附 伊・西・埃・獨地中海協定	
第三節 獨露の再保險條約	二七三
第四節 英・埃・伊のバルカン協商	二九〇
第五節 獨伊軍事協定と獨埃同盟條約の公表	三〇四
第九章 ビスマルク晩年の外交	三一〇
第一節 歐洲國際政局の不安	三一〇
第二節 フレデリック三世とウィルヘルム二世	三二五
第三節 ビスマルクの辭職	三三二
第一〇章 ビスマルクの同盟協商體制	三三八
第一節 同盟協商體制成立の地盤	三三八
第二節 同盟協商體制の發展過程	三四三
第三節 同盟協商體制の原理と機構	三五一
第四節 同盟協商體制の矛盾と統一	三五六

主要文獻 (引用圖書の略號)

一 外交文書

Die Grosse Politik der europäischen Kabinette, 1871—1914. Berlin, 1922—1927. 四〇卷 (第一卷—第六卷) ——
略號 Grosse Politik

Documents Diplomatiques Française, 1871—1914. Paris, 1929—x. 第一集 (第一卷—第七卷) ——略號 Documents
française

A. F. Pribram; Die Politischen Geheimverträge Österreich-Ungarns, 1879—1914. Wien, 1920. 二卷 ——略號
Pribram

Russko-Germanskije Otnoskenia (Krasny Arkhiv) 1922. 第一卷 ——略號 Krasny Arkhiv

二 回想録・傳記・書翰

Otto von Bismarck; Gedanken und Erinnerungen. Stuttgart, 1921. 三卷 ——略號 Bismarck

Hohenlohe-Schillingsfürst; Memoirs of Prince Chlodwig of Hohenlohe Schillingsfürst. translated by G. W.
Chrystal. London, 1906. 二卷 ——略號 Hohenlohe

Alfred Graf von Waldersee; Denkwürdigkeiten. Stuttgart, 1922—3. 三卷 ——略號 Waldersee

- Eduard Wertheimer; *Graf Julius Andrassy*. Stuttgart, 1913. 三卷——略號 *Andrassy*
- G. Y. Simpson; *The Saburoo Memoirs; or Bismarck and Russia*. Cambridge, 1929. ——略號 *Saburoo Memoirs*
- Lothar von Schweinitz; *Denkwürdigkeiten*. Berlin, 1927. 二卷——略號 *Schweinitz*
- Charles de Freycinet; *Souvenirs, 1878—1893*. Paris, 1913. ——略號 *Freycinet*
- George E. Buckle; *The Letters of Queen Victoria*. London, 1926—1930. (第二集第二卷—第三集第一卷)——略號 *Letters of Queen Victoria*
- W. F. Monypenny and G. E. Buckle; *The Life of Benjamin Disraeli*. London, 1910—20. 六卷——略號 *Life of Disraeli*
- Lady G. Cecil; *Life of Robert Marquis of Salisbury*. London, 1921. 四卷——略號 *Life of Salisbury*
- Lord Edmond Fitzmaurice; *The Life of Granville George Leveson Gower, Second Earl Granville*. London, 1905. 二卷——略號 *Life of Granville*
- John Morley; *The Life of William Ewart Gladstone*. London, 1906. 二卷——略號 *Life of Gladstone*
- Francesco Crispi; *Memoirs*. Edited by T. Palamenghi-Crispi. London, 1914. 三卷——略號 *Crispi*
- Baron A. Meyendorff; *Correspondence diplomatique de M. de Staal, 1884—1900*. Paris, 1929. 二卷——略號 *Meyendorff*
- Arthur D. Elliot; *The Life of George Joachim Goschen, First Viscount Goschen*. London, 1911. 二卷——略號 *Goschen*

- Lord Newton; *Lord Lyons*. London, 1913. 二卷——略號 *Lord Lyons*
- Winston S. Churchill; *Lord Randolph Churchill*. New York, 1916. 二卷——略號 *Churchill*

三 參 考 書

- Otto Becker; *Bismarcks Bündnispolitik*. Berlin, 1923.
- Felix Rachfahl; *Deutschland und die Weltpolitik, 1871—1914*. 第一卷 *Die Bismarckische Ära*. Stuttgart, 1923.
- N. Japikse; *Europa und Bismarcks Friedenspolitik, 1871—1890*. Berlin, 1924.
- Erich Brandenburg; *Von Bismarck zum Weltkrieg*. Berlin, 1925. ——略號 *Brandenburg*
- Sidney B. Fay; *The Origins of the World War*. Second Edition, New York, 1934.
- G. P. Gooch; *History of Modern Europe, 1878—1919*. London, 1924. ——略號 *Gooch*
- W. L. Langer; *European Alliances and Alignments, 1871—1890*. New York, 1931. ——略號 *Langer*
- The Cambridge History of British Foreign Policy*. Edited by Sir A. W. Ward and G. P. Gooch. London, 1923. 三卷(第三卷)——略號 *British Foreignpolicy*
- E. Bourgeois et G. Pagès; *Les Origines et les Responsabilités de la Grande Guerre*. Paris, 1921. ——略號 *Bourgeois et Pagès*
- M. Henri Hauser; *Historie diplomatique de l'Europe, 1871—1914*. Paris, 1929. 二卷(第一卷)——略號 *Hauser*

鹿島守之助博士 世界大戰原因の研究。岩波、昭和九年。——略號 鹿島博士

- 鹿島守之助博士　ビスマルクの外交政策。巖松堂、昭和一四年。
- 神川彦松博士　ビスマルク保障政策史論(立教授還曆祝賀外交史論文集)。有斐閣、昭和九年。——略號 神川博士
- 坪井九馬三博士　最近政治外交史。富山房、昭和三十四年。四卷(上卷・中卷)。
- 林　毅陸博士　歐洲近世外交史。一誠社、昭和八—一〇年。三卷(中卷・下卷)。
- 芦田　均博士　最近世界外交史。明治圖書、昭和九年。三卷(前稿)。
- 松原一雄博士　外交及外交史研究。丸善、昭和三年。
- 信夫淳平博士　近世外交史。日本評論社、昭和五年。

(以上)

ビスマルクの外交に關して今までに發表した拙稿は次の如くである。

- ビスマルクの外交政策史論序説　　法と經濟・第三卷・第二號
- ビスマルクの保障政策史論(上・下)　法と經濟・第四卷・第二號及第四號
- 獨英接近と三帝協商　　法と經濟・第六卷・第二號
- 三　國　同　盟　論(上・下)　法と經濟・第七卷・第二號及第三號
- ビスマルクの協商政策　　法と經濟・第八卷・第一號
- 再保險條約とバルカン協商(上・下)　法と經濟・第九卷・第二號及第三號
- 一八八八・九年の歐洲國際政治(上・下)　法と經濟・第九卷・第五號及第六號
- ベルリン會議後のバルカン問題(上・下)　法と經濟・第一〇卷・第四號及第六號
- 英國のエジプト占領(上・下)　　公法雜誌・第三卷・第四號及第五號
- ウイルヘルム二世とビスマルク　公法雜誌・第四卷・第六號
- ドイツの植民地獲得と國際的葛藤(上・下)　公法雜誌・第四卷・第一〇號及第一一號
- 一八八七年の歐洲の危機(上・下)　　國際法外交雜誌・第三七卷・第四號及第七號
- 一八七七年の露土戰爭(上・中・下)　國際法外交雜誌・第三八卷・第四號第六號及第七號
- ビスマルクの同盟協商體制　　佐々木博士還曆記念論文集「國家及法律の理論」

第一篇
ビスマルクの外交史論

第一章 ビスマルクの外交序説

第一節 緒論

ビスマルク時代の外交史實は、獨・墺・佛・英・露諸國等の外交文書の發表によつて、大戰後初めて明瞭となり、ビスマルクの外交に關する研究は、續々として世に出づるに至つた。然し彼の外交政策に就ての史家の見解は、固より一致せず、多數の學者間において、これに關する論争が行はれてゐる。殆んど同一の外交資料を基礎としながら、なほ且つ多種多様の學者の見解が岐れる所以のものは、これらの外交資料に對する個々の批判や解釋を異にするといふよりも、寧ろ、史家の史觀そのものゝ相異によるものであらう。

オットーフォンビスマルク公は、一八六二年以來、或ひはプロシヤ首相として、或ひはドイツ帝國の宰相として、約三〇年間ヨーロッパの外交舞臺に活躍した。彼は外交史上殆んど比類を見ない偉大なる天才であつた。普佛戰爭前においては、ビスマルクは戰爭政策を遂行してドイツ帝國の統一を圖り、普佛戰爭後においては、保障政策を執つてドイツを中心とする同盟協商體制を樹立した。だからといって——「彼の同盟協商なるものは、彼一人の思索的結果に基く人格的確信の表現とも謂ふことができる」とは考へられない。彼の同盟協商體制は、たゞ彼の個人的恣意に基いてでき上つたものでは決してない。彼そのものも一定の歴史的諸條件の所産であり、彼が樹立した同盟協商關係

も、一定の彼を制約する環境のうちで、歴史的現實的諸關係を基礎として生れたものである。だが、このことは、決して彼の偉大なる外交史上の役割を否定するものではない。何となれば「人間は自己の歴史を自らつくる」ことを承認するから。とはいへ、彼がプロシヤ首相として、またドイツ帝國宰相として、卓絶した手腕を發揮し得たのは、單なる天賦の資性のみによるのではない。それは、恰も彼の政策が當時の國際情勢に適應してゐたからであり、彼の外交方針が勃興期のドイツ資本主義の欲求にかなつてゐたからである。

ビスマルクの外交政策は、勿論、ドイツ資本主義經濟の必然的な欲求から生れたものであり、それはドイツの國內的政治情勢の對外的表現であり、當時の國際政治的諸關係の地盤の上に樹てられたものである。従つて彼の外交方針は、國際政治の趨勢によつて支配され、その情勢の推移に應じて變化せざるを得ないし、またそれは基礎構造たるドイツの經濟によつて規定され、その資本主義發展の段階に隨つて轉換せざるを得ない。更にビスマルクの外交は、國內の政治情勢と密接に結びつき、その變化に對應して變更される。この意味において、單なる外交資料の批評や解釋のみによつては、ビスマルクの外交を正しく把握することはできない。ビスマルクの外交は、世界の、またドイツの、經濟的・政治的諸條件との關聯において、これを觀て始めて良く理解することができるのである。

第一章は、もとよりビスマルク外交史の全般的研究ではない。また彼の外交活動の歴史的現象を時間的に記述せんとするものでもなく、若くは彼の外交政策の利害得失を批評せんとするものでもない。この小論の意圖するところは、ビスマルク外交史研究の緒論として、ビスマルクの外交の本質とその發展型態とを究明せんとするのである。即ち本

稿は、ビスマルクの外交史論の序説を成すものである。

第二節 戦争政策の時代（一八六二年—一八七一年）

ビスマルクは、一八六二年に推されてプロシヤ首相の任に就いた。彼によつて指導されたプロシヤは、一八六四年にはデンマルクと、一八六六年にはオーストリアと、そして一八七〇—七一年にはフランスと戦つた。かくの如く、プロシヤは約一〇年間に三つの戦争を遂行した。彼がプロシヤ首相となつてから、普佛戦争の結果ドイツの統一を完成するまで、即ち、一八六二年から一八七一年までを、「戦争政策」(Kriegspolitik)の時代と呼ぶことができる。先づ彼が遂行した戦争政策の時代的背景を明かにするために、一九世紀後半——特に一八五〇年から七〇年まで——のヨーロッパにおける情勢とドイツ資本主義發達の状態を概観しよう。

イギリスにおけるチャーチスト運動の失敗及びフランスにおける一八四八年の二月革命の敗北の後、ヨーロッパには社會的・政治的反動時代が始まつた。特に中歐・東歐諸國においては、封建的遺制が根強く、イタリアにおいても、ドイツにおいても、ブルジョア革命は未完成に終つて、民族的統一は未だ達成されなかつた。然しながら、反動の時代は約一〇年しか続かなかつた。「一八五〇年以來、力強く起りつゝあつた資本主義的並に民族的發展は、反動的權力が築いた堤防を押し流してしまつた。」クリミア戦争（一八五四—五五年）におけるロシアの敗北と、イタリア統一戦争

(一八五九年)におけるオーストリアの敗退とは、當時ヨーロッパにおける保守主義の二大支柱の敗北を意味した。ロシアの農奴解放(一八六一—一八六三年)、プロシヤの普通選挙制(一八六七年)、イギリスの選挙法改正(同年)等は、自由主義勝利の表徴であり、一八七〇年はヨーロッパにおいて民族主義が一應完成した年であった。

次にドイツにおいてはどうかであったか。ドイツにおける資本主義の發達は、イギリス・フランスのそれらに比較して、甚だしく遅れてゐたが、ドイツの産業革命は、一八四八年の革命を轉機として、嵐の如き進展期に入つた。急激なる工業——特に繊維工業及び鑛山業等——の發達や潑刺たる商業の發展は、ツンフト的商業資本主義ドイツの面目を一新して、新興産業資本主義ドイツを創造しつゝあつた。然しながら、當時のドイツは中央集權的な統一的国家を未だ形成せず、それ／＼相異なる政廳・法制・關稅を有する諸侯の領域に分たれてゐた。而して、この勃興しつゝある商業工業にとつては、ドイツの小國家制度は、たちまち一つの耐えられない桎梏となつた。それ故にドイツ資本主義の發展にとつて、封建的諸制限を打破して、廣汎にして自由なる市場を形成することが絶対に必要であり、ドイツの統一は、一つの經濟的必然となつた。特に一八五七年の經濟恐慌と、イタリアにおける一八五九—一八六一年の民族主義の勝利とは、ドイツのブルジョアジーに對して、ドイツ民族の統一的国家建設の問題を新なる力をもつて提起した。

(二) 戰爭政策の經濟的必然性

一八一三—一八一五年の解放戰爭及び一八三四年の關稅同盟の成立以來、ドイツ諸邦を民族的國家に統一するためには

三つの道が可能であつた。第一の道は、民主主義的な統一の道であり、各諸邦を廢止する眞の統一の方法であつた。これは當時イタリアをして目的を達成せしめた道であつたが、一八四八年の革命以後、絶對主義よりも民衆運動の發展を一層恐れてゐるドイツのブルジョアジーには、殆んど望み得ぬことであつた。第二の道は、オーストリアの採配下への統一であつた。だが、それは、たゞプロシヤの倒壞によつてのみ可能であつた。而して反動的なカトリック強國オーストリアを、ドイツの民族主義的統一の指導者とするには、ドイツのブルジョアジーが反對であつた。第三の道は、プロシヤを頭に戴くドイツ諸邦の統一であつた。而してこの方法は、ユンケルの制度と市民的制度との——一八四八年の革命によつて生れた——妥協をより鞏固にするものであつた。かくしてプロシヤは、この第三の道を關稅同盟を通じて行ひ、關稅同盟は中・小諸國のブルジョアジーをプロシヤの側に立たしめた。

上述の如く、ドイツの資本主義の發達は、必然的に統一的な民族國家の建設を要求した。然しながら、ドイツの統一は、決してドイツだけの問題ではなく、三〇年戰爭以來、ドイツに關する重要な問題は、外國の干渉なしには決定されることがなかつた。プロシヤを盟主とするドイツ統一を上から遂行するためには、諸侯の反抗や民衆運動に對してのみならず、外國の干渉に對しても戦はなければならなかつた。而して、プロシヤによるドイツ統一を妨害するものは、デンマルク・オーストリア・フランスであつた。三つの戰爭に勝たなければ、プロシヤはドイツ統一を達成することが出来なかつた。従つてプロシヤの首相となつたビスマルクは、ドイツを統一するためには、ヨーロッパの現狀を打破しなければならなかつた。かくして彼は、「言論と投票によらず、鐵と血をもつて」、ドイツ統一の實現に向

つて邁進したのである。

要するに、ドイツ資本主義の發展は、民族的國家の建設を要求し、プロシヤの主權の下にドイツの統一を遂げるためには、オーストリア・フランス等のドイツにおける勢力を排除することが必要であり、而してそのためには、ビスマルクは戦争政策によらざるを得なかつたのである。

(一) 戦争政策と内政との聯關

ドイツにおいては、封建的勢力が極めて強力に残存してゐたから、一八五〇年に發布されたプロシヤ憲法は、ユンケルとブルジョアジーとの妥協的法的表現に他ならなかつた。それは舊權力支配の單なる形態變化を假裝し、法文化したものであり、ブルジョアジーは「名ばかりの政權把握者」となつたに過ぎなかつた。即ち、國王の權力は著しく強大であり、政黨内閣制は排斥されて大權内閣制が採用された。また軍隊の統帥權・宣戰講和の權・條約締結權等も國王の大權に屬し、議案發案權は國王と議會との共有するところであるが、國王は無制限の拒否權を有してゐた。而してかくの如き「外見的立憲主義」(Scheinkonstitutionalismus)の憲法の下において、ビスマルクは絶大な權力を行使することができたのである。

一八六一年にプロシヤ國王に即位したウィルヘルム一世は、陸軍擴張法案を繞つて議會と衝突し、國王は議會を解散したが、進歩黨は保守派を破つて壓倒的勝利を收め、軍事法案は再び否決された。かくして内閣は瓦解し、國王は退位を決意した。かゝる難局に當つて、一八六二年九月ビスマルクが推されて首相の印綬を帯びた。彼は「鐵血政策」

を以てドイツの統一を圖り、議會の豫算審議權を無視して着々軍備擴張を行つた。こゝにおいて所謂憲法爭議を惹起したが、ブルジョアジーは政府との決然たる闘争に進まうとはしなかつた。而してこの憲法爭議において、自由主義者も保守主義者も、勞働者階級を自己の側に引寄せようと試み、ビスマルクはラッサールと連絡をつけた。かくの如くして、ビスマルクは議會なしに施政すること四年に及び、進歩黨は憲法問題で勝利を占める能力がなかつた。而して他方ビスマルクは、一八六三年にはドイツ聯邦改造問題を繞つてオーストリアと争ひ、その計畫を畫餅に歸せしめ、また六四年にはシュレスウィヒ・ホルシュタイン問題を契機として、オーストリア軍と共にデンマルクと戦ひ、兩州を普墺兩國の共有となした。その後、プロシヤとオーストリアとのドイツ聯邦内における争覇は、遂に六六年の普墺戦争となつて爆發した。而してプロシヤのオーストリアに對する勝利は、北ドイツにおけるプロシヤの覇權を確立せしめたのみならず、プロシヤのブルジョアジーをして、ビスマルクの「鐵血政策」を支持するに至らしめた。

かくしてプロシヤ政府と議會との和解が成り、進歩黨に代つて新に勢力を得た國民自由黨は、ビスマルクの政策を支持するに至つた。また一八六七年には北ドイツ聯邦が組織され、この聯邦にはプロシヤ以外に、マイン河以北の二ヶ國が加盟した。而して外交・軍事・通商等の權限を聯邦に委ね、聯邦宰相はプロシヤ國王によつて議會の多數黨から無關係に任命され、且つ軍隊の獨立が確保されてゐた。しかしその代りに、各支分國政府の代表を以て構成する「聯邦參事院」(Bundesrat)と普通選舉による「聯邦議會」(Reichstag)とが設けられた。而してこの北ドイツの統一は、ドイツのブルジョアジーの利益に副つて進行した。即ち、一八六七年には旅券制度が撤廢されて移住と住居の完

全なる自由が造り出され、六八年には單一な度量衡制度が實施され、商法典と手形法が聯邦に施行され、六九年の營業法はツンフトの特権の最後の殘存物を撤廢し、七〇年には株式會社設立の申告手續が確立された。かくの如くビスマルクは——彼自身封建的貴族を地盤としてゐたにも拘らず——ドイツブルジョアジーの保護者となり、その資本主義の育成者となつた。それは要するに、プロシヤがドイツの統一を遂げ、既に成熟した先進諸國に伍して國際的競争場裡に生存して行くためには、彼自身ドイツの資本主義確立に努めなければならなかつたからであつた。

普墺戦争後、北ドイツ聯邦が組織されたが、南ドイツ諸國(バイエルン及びウエルテンベルヒ兩王國、バーデン大公國、ヘッセン・ダルムシュタット大公國)はこれに加盟しなかつた。だが、北ドイツ聯邦と南ドイツ諸國とは關稅同盟によつて結びつけられ、ビスマルクは、南ドイツ諸國と秘密條約を結んで、外國からの攻撃に對して相互に支援すべきことを約した。然るにナポレオン三世は、プロシヤの勃興を抑へるために、南ドイツ諸國を結束させることに努力した。こゝにおいて、プロシヤがドイツ統一を完成するためには、フランスとの戦争が不可避的な前提條件となつた。かくして一八七〇年、スペイン王位相續問題を契機として、プロシヤとフランスとは遂に衝突し、プロシヤ軍はフランス軍を破り、七一年にフランクフルトの講和を結んだ。この普佛戦争の結果、北ドイツ聯邦と南ドイツ諸國とは合體し、こゝにドイツ帝國が建設され、ドイツの統一が達成された。

(三) 戦争政策の發展段階

ビスマルクによつて指導されたプロシヤ政府が、如何に戦争政策を遂行し、如何にしてドイツの統一を達成したか

は、稿を改めて論じなければならない。こゝには、たゞ彼の戦争政策の發展段階を明かにするに留める。

ビスマルクが戦争政策を執つた時代は、彼がプロシヤ首相となつた一八六二年九月から、一八七一年五月に獨佛間に講和條約が成立した時までであり、彼がドイツ統一を目的として活躍した時代である。この一八六二年から一八七一年に至る約九年間の時代も、二つの段階に分たれる。第一の段階(一八六二年—一八六六年)は、ドイツ聯邦内において統一の二中心たる普墺兩國が互に覇を争つた時期である。而してプロシヤは、一八六四年のデンマルクとの戦争によつて、シュレスウィヒ・ホルシュタイン地方をドイツ聯邦内にひきとめ、また一八六六年のオーストリアとの戦争を遂行してオーストリアをドイツ聯邦外に驅逐し、北ドイツの統一を達成した。第二の段階(一八六六年—一八七一年)は、ドイツの統一を繞る普佛兩國の葛藤の時期である。一八六七年にはプロシヤを盟主とする北ドイツ聯邦が組織され、プロシヤは南ドイツ諸國と關稅同盟及び同盟條約によつて結びついてゐた。而して一八七〇—一八七一年の普佛戦争の結果、プロシヤは遂にフランスの覇權を破り、南ドイツ諸國をも引入れて、プロシヤを盟主とするドイツ帝國を建設した。かくの如くして、ビスマルクの目的とするドイツ統一が完成されたのである。

この戦争政策時代を通じて、彼の外交政策の特徴は、ドイツの統一のために——分裂せるドイツ諸邦を鞏固な一體となさんがために——戦つたことである。而して彼はこれ以上一步も出でなかつた。即ち彼が遂行した戦争は民族的戦争であつた。更に注意すべきことは、第一段階と第二段階において、彼の戦争政策の目標を異にしたことである。即ち第一段階においてはオーストリアのドイツ聯邦からの驅逐を、第二段階においてはフランスの覇權打倒を目標と

して、ビスマルクは戦争政策を行つたことである。而してこのドイツ民族の統一は、既に述べたるが如く、一八六〇—一七〇年の民族主義が高揚した時代に達成されたのである。

第三節 保障政策の時代（一八七一年—一八八四年）

普佛戦争以前におけるビスマルクの外交の根本目標は、一にドイツ帝國の建設にあつた。而してドイツの統一を達成するためには、飽くまでヨーロッパの現状を打破することが必要であつた。かくして彼は戦争政策を遂行した。然るに普佛戦争の結果、ドイツ帝國の創設を見ると、彼の政策は一變した。彼はドイツの領土的膨脹が今や完了したとなして、もはやヨーロッパ大陸において新に領土の擴張を求めないのみならず、海外に植民地を獲得することにも反対した。彼はヨーロッパの現状維持に専心し、ドイツ帝國の安全を保障せんがために「保障政策」(Sicherheitspolitik)を採用した。ビスマルクがドイツ帝國を創設してから、一方においてヨーロッパにおけるドイツの覇権を確立し、他方において植民政策に着手するまで、即ち一八七一年から一八八四年の頃までの約一三年間を保障政策の時代と名づける。

一八六〇年代には自由競争は最高の限界に達し、獨占が漸く發生したばかりであつた。一八七三年の經濟恐慌以來、カルテルが廣く發展したが、未だ八〇年代にはカルテル化は鞏固ではなかつた。而して、自由競争が漸次獨占到その地位を讓るに伴つて、自由主義の最盛時は過ぎ去つた。ヨーロッパにおける最後の民族的大戦争の一つであつた普佛

戦争は、ドイツ及びイタリーにおける民族國家の完成と、フランスにおける共和制の樹立を齎した。「一八六九—一八七九年の一〇年間は、自由主義的時代の完成を見た年であつた。」だが、「七〇年代の末頃には自由主義の光輝は褪せた。」

一八七一年にドイツの統一が完成して、ドイツは近代的國民經濟を形成した。而してドイツ帝國成立前後から、重工業における機械の發明・應用による第二段の産業革命に入り、工業の中心は鐵鋼業その他の重工業に移つた。殊に普佛戦争の結果、アルサス・ローレン(織物業の中心地・豊富なる鐵と石炭の埋藏地域)の領有と、五〇億フランの償金の流入とは、ドイツ資本主義を益々發展せしめた。だが、新興ドイツ資本主義は、いはゞなほ建設の途上にあつた。従つてドイツは、幣制の確立・國內交通機關の整備・統一的法典の編纂等に忙殺され、更に社會運動の發展・地方分權派の運動・文化闘争の紛糾は、ドイツ帝國の安全を脅かした。かくしてドイツ資本主義は、更にヨーロッパに領土を擴大し、或ひは新に植民地を獲得することよりも、既に獲得した物質的基礎を安全に維持し、形成された國民經濟をより充實せしめることを急務としてゐた。

(一) 戦争政策から保障政策への轉換

普佛戦争を轉機として、何故に、ビスマルクの政策が戦争政策から、その反對の保障政策に轉換されたのであらうか。先づその所以を究明しなければならぬ。

ブランデンブルヒ氏は、普佛戦争の結果、ドイツはその必要とする總てのものを有して居り、假令、ヨーロッパで戦争に勝つても、ドイツはこれによつて得るところはないといふビスマルクの意見を述べた後に、「新に創造されたドイツ帝國は、いはばなほ建設の途上にあり、その新なる組織に慣れその眞價が認められるには時を要し、またその激烈なる宗教上・社會上の反對は、ドイツにとつて重大なる脅威であり、漸く發展し始めたドイツ國民經濟には、絶対に平和を必要としたといふことを認めるならば、このドイツの情勢に因つて現状の維持と平和の確保とが、その政策の目標とならざるを得なかつたことが明かである。ビスマルクは、これを充分明瞭に承知してこの方向に向つて行動したのである」と論じて居る。鹿島守之助博士も大體において、これと同様の見解を採られてゐる。

思ふに、ビスマルクの政策が戦争政策から保障政策へ轉向した根本的原因是、普佛戦争の結果ドイツの統一が完成して、ドイツブルジョア多年の國民的要望が達成され、且つ當時の彼等にとつて、この新しい領域で充分であつたからである。換言すれば、ドイツ資本主義にとつて、ドイツ帝國を維持しその安全を確保することが先づ何よりも必要であつたからである。オーストリアを除いて、ドイツ民族は今や統一的民族國家を實現したのみならず、ドイツはアルサス・ローレン地方の豊饒なる鐵礦と五〇億フランの償金を獲得して、資本主義をより高度に發達せしめる基礎を得た。ドイツ統一前後に行はれたその第二次産業革命を遂行するためには、この獲物を安全に維持することが最も必要である。即ち、ドイツ帝國の安全を確保しなければならぬ。ドイツの安全を保障するためには、ヨーロッパの現状を維持しなければならない。——若しもヨーロッパの平和が攪亂され、ドイツが紛争に捲き込まれるならば、

フランスに復讐戦の好機を與へ、ドイツ帝國の維持及び安全を危くするから。——而して現状を破壊する最も有力なるものは、戦争と革命とである。こゝにおいて、ヨーロッパにおける戦争と革命の危険を防止することが、ドイツの支配階級にとつて必要であつた。従つて帝國宰相たるビスマルクが、對内政策として社會主義の彈壓を行ひ、對外政策として保障政策を採用したことは、決して矛盾するものではない。またヨーロッパ諸國による世界の領土的分割が行はれた當時において、ドイツが積極的に植民地獲得を遂行しなかつたのは、ドイツ資本主義が國內の整理・充實とその質的轉換に没頭して、海外雄飛の餘力を内に藏しつゝあつたためであり、ドイツの指導者たるビスマルクは、このドイツ資本主義の發展段階に相應して、植民政策に反對したのに他ならない。

要するに、何故にビスマルクが保障政策を行つたかといへば、普佛戦争後のドイツ資本主義にとつては、既に形成された國內市場の開發に飽滿して、新に領土を擴張し植民地を獲得するよりも、國民經濟の充實を圖ることが急務であり、そのためには歐洲の平和を維持して、ドイツの安全を圖ることが必要であつたからである。

(二) 保障政策と内政との聯關

一八七一年一月ヴェルサイユ宮殿で、プロシア國王ウィルヘルム一世がドイツ皇帝の即位式を擧げ、ドイツ帝國が成立した。このドイツ帝國は二五の支分國とアルサス・ローレンの帝國領から成り、大體ドイツ人によつて構成され、異民族としてはポーゼン及びプロシアのポーランド人・シユレスウィヒ及びホルシュタインのデンマルク人・アルサス及びローレンのフランス人があるのみであつた。ドイツ帝國憲法はビスマルクの起草にかゝり、北ドイツ聯邦の憲法に

多少改正を加へて、南北ドイツに擴大されたものであつた。即ち、ドイツ帝國は一つの聯邦を形成し、帝國が外交・軍事・貿易・貨幣・交通等に關する權限を收めてゐた(支分國はその他の權限を留保し、特に南ドイツ諸邦は特殊な權利を保持してゐた)。而して、プロシア國王たるドイツ皇帝が統治の最高權力を握り、軍隊を統帥してゐたし、「帝國宰相」(Reichskanzler)は五人の「長官」(Staatssekretäre)の補佐のもとに執政し、皇帝に對してのみ責任を負ふてゐた。また「聯邦參事院」(Bundesrat)は各支分國政府の代表者から成り、その大小に應じて議員數が割當られ、「帝國議會」(Reichstag)は二五歳以上の男子の普通選舉によつて一〇萬人につき一人の割合で議員が選出されてゐた。だが、聯邦參事院におけるプロシアの絶對的勢力(プロシアは一七ツの諸邦の投票を左右す)と、帝國議會に對する聯邦參事院の役割(例へば、帝國議會の期限前の解散は聯邦參事院の同意によつて行はれ、豫算も聯邦參事院の同意なしには變更できない)とは、ドイツ帝國におけるプロシア國王の權力を、そしてプロシアのユニケルの支配を、保證するためによく適應してゐた。更に帝國議會は、上からは皇帝・宰相・聯邦參事院によつて、下からはプロシア及びその他の地方議會によつて制限されてゐたので、ビスマルクの獨裁の如き「個人的レヂーム」の出現を防止し得なかつたのである。

普佛戰爭における勝利は、プロシアのユニケルとドイツのブルジョアジーとの協力によつて獲得されたものであつたが、それはドイツ工業のために巨大な國內市場を創造したばかりでなく、五〇億フランの償金とローレンの鐵礦は未曾有の好況を約束した。それ故にブルジョアジーは、權力の獲得のための新しい闘争を中止し、専ら市民的法秩序の建設の完成のために、ビスマルク政府と協力した。他方ビスマルクにとつても、帝國の統一を脅かしてゐた地方分權主義的傾向との闘争のために、ブルジョアジーの支持が必要であつた。かくしてビスマルクは、一八七一年から七

八年に至るまで、自由保守黨・國民自由黨との協同において、國民自由主義的政策を遂行した。即ち、政府は自由主義的關稅政策を繼續して、鐵類・機械等に關稅率の引下を行ひ、各支分國の紙幣の流通を禁止して、金本位制を實施し、またプロシヤ銀行を帝國銀行に改造したのみならず、國內交通機關の統一を圖り、統一的法典の編纂に着手した。他方、カトリック教會・南ドイツの地方分權論者・ポーランド及びアルサスの分離派等は、中央黨の周圍に動員され、新教的プロシヤを盟主とする帝國に敵對してゐた。こゝにおいてビスマルクは、帝國の安全を確保するために、「文化闘争」(Kulturkampf)を國民自由黨及び自由保守黨の支持の下に遂行した。更に彼は、帝國出版法の制定や印紙稅等の廢止を通じて政治的自由主義への若干の讓歩を示したが、陸軍擴張法案は中央黨及び社會民主黨の反對にも拘らず議會を通過し、またプロシヤにおける地方行政の改革も保守黨の攻撃のために妥協的改革に終つた。

上述の如く、この一八七一年―七八年の時代には、ビスマルクは帝國の統一を鞏固にし、且つその安全を圖るために、國民自由主義的政策を遂行し、「文化闘争」を行つたが、それはドイツに敵對する同盟協商の出現を防止して、帝國の安全を保障せんとした保障政策の時代の前半に對應する。

一八七〇年代の中頃から始まつた農業恐慌と工業恐慌とは、農業者・重工業資本家を自由貿易論者から保護貿易論者に轉化せしめた。而してビスマルク政府も、商工業の沈滞と軍備擴張とに關聯せる帝國の財政難を救ふために、一八七九年四月、關稅並に消費稅の引上を意圖する法案を議會に提出した。勞働黨・進歩黨・國民自由黨の少數派はこれに反對したが、保守黨・自由保守黨・中央黨及び國民自由黨の多數派はこれに賛成し、法案は同年七月に可決された。かく

してドイツは、自由貿易主義から保護貿易主義へ轉換し、それと同時に國民的自由主義の時代は保守主義の時代へ移行した。ドイツには二つの労働黨が併存し、一はラッサール主義を奉じ國民主義的であり、他はマルクス主義の旗のもとに國際社會主義的傾向を有してゐた。而してこれらの兩派の間には激烈な争ひがあつたが、一八七五年ゴータ大會において、兩派は合同してドイツ社會主義労働黨を造り、社會民主黨の基礎が成つた。このことは支配階級に重大なる危惧の念を與へた。ビスマルクは一八七八年五月の皇帝暗殺未遂事件を利用して、社會主義的新聞を閉鎖し集會・結社を禁止する無制限の権限を警察に許與する法案を議會に提出した。然しながら、この法案には中央黨・進歩黨・國民自由黨さへも反對し、それは否決された。ところが同年六月の皇帝狙撃事件はビスマルクに議會解散の口實を與へた。總選舉においては、政府の干渉のために、社民黨・國民自由黨・進歩黨は少からず議席を失ひ、兩保守黨は著しく増大した。かくして同年一〇月、社會主義鎮壓法は可決され、社會民主主義的な新聞や労働組合は閉鎖され、社會民主黨員の大量の追放が始められた。他方ビスマルク政府は、労働者階級を社會民主黨の勢力下から保守的政府の影響のもとにおくために、社會政策の實施に着手した。而してビスマルクが、七年制の陸軍擴張の更新・社會主義鎮壓法の延長・社會保險法の制定等を期するためには、中央黨の支持を確保することが必要であつた。かくしてビスマルクは、カトリック教會との鬭争を放棄し、「文化鬭争」を撤回するに至つた。

以上述べた如く、保護貿易への轉換・社會主義鎮壓法の實施等に關聯して、ビスマルクは國民自由黨と決裂して、保守黨・中央黨と接近するに至つた。この一八七八年から八四年に至る保守主義時代の前半において、ビスマルクの内政

政策は、ドイツ資本主義體制とエンケルのプロシヤ王制の強化の線に沿つて遂行されたが、それはドイツの國際的地位を安固ならしめるために、一大同盟協商體制を確立した保障政策の延長に他ならなかつた。

黨派	年	代	一八七一年	一八七四年	一八七七年	一八七八年	一八八一年	一八八四年	一八八七年	一八九〇年
保守黨	57	22	40	59	50	78	80	73		
自由保守黨	37	33	38	57	28	28	41	20		
國民自由黨	125	155	128	99	47	51	99	42		
自由黨	30	3	13	10	7	3	9	4		
ドイツ自由思想黨									66	66
自由主義同盟										
進歩黨	46	49	35	26	46	67	32			
ドイツ人民黨	1	1	4	3	9	7				
中央黨	63	91	93	94	100	97	98	106		
ポーランド派	13	4	4	4	0	9	3	6		
社會民主黨	1	9	12	9	18	16	13	16		
キリスト教社會黨	2	9	2	4	2	4	1	5		
ウエルフ黨	7	4	4	1	1	1	4	1		
アルサス派	1	15	15	10	11	11	4	1		
デンマルク派	1	1	1	1	2	1	1	1		
その他	1	1	1	1	1	1	1	1		
計	382	397	397	397	397	397	397	397		

(ドイツ帝國議會における諸政黨)

(三) 保障政策の發展段階

ビスマルクの保障政策が、如何に實行されたかは、第二章以下において研究する。今こゝには、一八七一年から八四年に至る保障政策が、如何なる段階を経て發展したかを考察するに過ぎない。

ビスマルクが保障政策を追及した時代は、大體において、一八七一年五月普佛兩國間にフランクフルト講和條約が調印された時から、一八八三—四年に同盟協商體制が確立して植民地獲得に乗り出すに至つた頃までである。而してこの約一三年間の時代は、更に、第一の段階(一八七一年—七九年)と第二の段階(一八七九年—八四年)の二つの時期に分たれるであらう。前者は、ドイツが未だ確實なる同盟國をもたなかつた時期であり、後者はビスマルクの同盟協商體制が確立した時期である。即ち、一八七三年に第一次三帝協商が結ばれたが、ドイツと露墺兩國との紐帯は未だ鞏固ではなく、七五年には豫防戦争事件を契機として獨佛關係が緊張し、七六年の東方の危機とそれに續く七七一八年の露土戦争によつて、ロシアと英墺兩國との對立が激化し、ドイツの對英接近も成果を收めず、獨佛關係も依然不安定であつた。而してこの段階においては、ビスマルクは、ドイツの安全を確保せんがためにその保障政策をとつてゐたが、未だその同盟政策(Bündnispolitik)は成功するに至らなかつた。然るに、一八七八年のベルリン會議後、獨露關係が險惡化すると、彼は七九年に獨墺同盟條約を締結し、英獨同盟の提議を行ひ、八〇年には第二次三帝協商を結び、八一年には第一次三國同盟を結成し、また墺塞同盟及び墺羅同盟を通じてセルビア・ルーマニアと結ぶに至つた。更に彼は、フランスのチュニス占領・イギリスのエジプト占領を支援して、英佛兩國とも諒解を遂げた。かくして

第二の段階において、彼の同盟政策はその成果を收め、歐洲に未曾有の一大同盟協商體制を樹立した。

この保障政策の時代を通じて、ビスマルクの外交政策の特徴は、ドイツの安全を確保するために、ヨーロッパの平和維持に努力したことである。かくして彼は同盟政策をとり、且つ植民政策に反對して、飽和政策を採用したのである。而して第一の段階においては、ドイツに敵對する同盟協商の出現を防止することを主眼とし、その目標は消極的であつたが、第二の段階においては、ドイツを中心とする一大同盟協商體制を確立することを旨とするに至り、その目標は積極的に轉じた。而してこの保障政策の時代には、一般にヨーロッパにおいて産業資本主義から獨占資本主義への轉換が始まりつゝあつた。

第四節 權力政策の時代(一八八四年—一八九〇年)

普佛戦争以後、ビスマルクはドイツ帝國の安全を保障するために、歐洲大陸における一大同盟協商體制の樹立に専心し、植民地獲得に乗り出さなかつた。然るに一八八四年以後、彼は國家的植民政策に着手すると共に、他方彼の同盟體制を利用してヨーロッパにおけるドイツの覇權を樹立した。一八七四年二月、ビスマルクは駐露大使ロイス公宛の書翰において、「吾人は決して權力政策を追及するものにあらずして、保障政策を遂行するものである」と述べてゐる。當時におけるビスマルクの政策は保障政策であつた。だが、一八八〇年代の中頃以後における彼の政策目標は、ドイツ帝國の安全から覇權の樹立へ發展したと考へる。かくの如く、一八八〇年代の中頃を轉機として、彼の保

障政策は「権力政策」(Machtpolitik)に轉換するに至つた。即ち、一八八四年から彼が辭職した一八九〇年に至る約六年間を権力政策の時代と呼ぶことにする。

一九世紀の最後の二五年間にヨーロッパ及びアメリカは、産業資本主義から金融資本主義の新しい段階に入りつゝあつた。急速なる技術の進歩と工業の發展に揃んで、生産及び資本の集積の過程が起つた。資本主義列強はより廣大なる商品市場と安價なる原料供給地を必要としたのみならず、更に資本は國民經濟の枠を越えて新しい投資地域を求め、獨占的諸結合は民族的國家の境界内にのみ止らなかつた。かくて世界市場分割のための鬭争にイギリスを先頭としてフランス・ドイツ・ロシア・イタリア・アメリカ合衆國等の列強が次第に捲き込まれて行き、世界は初めて完全に分割され、世界の領土的分割のための鬭争が極度に激しくなつた。

ドイツにおける第二次産業革命の進行は生産力を飛躍的に發展せしめ、一八八〇年代には自由競争に立脚する資本主義燦熟時代に到達した。ドイツが明白に獨占資本主義の段階に入つたのは一八九〇年以後であつたが、一八八〇年代の後半には既に、鋼鐵業に加ふるに電氣・化學工業が發達し始め、企業經營は小規模から大規模に移りつゝあり、銀行業の發展と高率の保護關稅の徴收とは相俟つて生産の獨占・資本の集中の傾向を促進し、生産は國內市場のみならず世界市場を目當として行はれるやうになつてゐた。

(一) 保障政策から権力政策への轉換

ビスマルクによつて指導されたドイツの外交政策が、何故に一八八四年頃から保障政策より権力政策に轉換せざるを得なかつたか、非植民政策から植民政策に移らざるを得なかつたかの問題は、既に、上述の如き一九世紀最後の四半世紀における世界の情勢が、特にドイツ資本主義の發展が、解答を與へてゐると思ふが、更にこの問題に就て簡単に考察しよう。

ドイツの資本主義が益々高度に發展するに伴つて、一八七〇年代には充分であつたドイツ帝國の領域だけでは足りなくなつて來た。ドイツ資本主義は、必然的に自國商品の獨占的市場・工業原料の供給地・有利な投資地域を海外に求めるに至つた。かくして一八七〇年代には植民政策に反對してゐたビスマルクも、一八八〇年代の中頃には植民政策へ轉向せざるを得なくなつた。然るにドイツが植民地を要求し始めた八〇年代の中頃には、イギリス・フランス等は既に廣大なる植民地を獲得し、特にイギリスは世界市場において鞏固なる覇權を握つてゐた。立ち遅れたドイツはこれに追ひつき追ひ越すために、世界市場における不利なる現狀を打破することを必要とした。然しながら、世界分割が終りに近づいた頃に、ドイツが世界市場への分前を要求することは、國際政治の領域において幾多の衝突・對立をつくり出す危険があつた。ビスマルクはこのことによつて、ドイツにとつて有利なヨーロッパの現狀が破壊されることを恐れた。かくして彼は、一方において植民政策を遂行すると共に、他方においては、ヨーロッパの現狀を維持して益々ドイツ帝國の國際的地位を強化せんとした。また既にドイツ帝國の安全が確保されると、彼の外交政策は、ヨーロッパ

バ大陸におけるドイツ帝國の覇權の確立を目ざす權力政策に發展するに至つた。而して彼はこの權力政策に基いて、一大同盟協商體制を強化したが、彼の政策の中心は依然としてヨーロッパ大陸にあつた。

(二) 權力政策と内政との聯關

ビスマルクの對内政策は、既に論じた如く、一八七八年以後國民自由主義から保守主義へ逆轉した。保護貿易の實施と社會主義鎮壓法の制定に關聯して、ビスマルクは國民自由黨と手を切つて兩保守黨及び中央黨の支持を求めた。而してビスマルクの保守主義的政策は、一八八四年以後において一層強化された。即ち、社會主義鎮壓法は延長され、ポーランド人に對する苛酷な壓迫が行はれ、陸軍の擴張は繼續された。殊に一八八七年の歐洲の危機——ブルガリア問題の紛糾・露墺戰爭の脅威・獨佛開戰の切迫——に際して、ビスマルクは、一方對外的には同盟協商體制の補強に努力すると共に、他方對内的には彼の獨裁強化を圖つた。政府は一八八七年に議會を解散し、「祖國は危險に瀕す」といふスローガンの下に、保守黨・自由保守黨・國民自由黨の聯合が結成された。而して同年の總選舉は、政府派聯合の勝利と反政府派の敗北を齎した。かくしてビスマルクの政策は、兩保守黨及び國民自由黨の協力の下に、より一層反動化し、勞働運動に對する彈壓は繼續され、消費者大衆の負擔において穀物關稅の増徴や砂糖・火酒に對する消費稅の引上が行はれ、また陸軍再組織とその大擴張が遂行された。かくの如き一八八四年から九〇年に至る對内政策によつて、ドイツのウンケルとブルジョアジーとの支配はより鞏固にされ、ドイツ資本主義の對外的活動力が増大された。他方一八八四年以後、ビスマルクは植民地獲得を精力的に遂行し、その同盟協商體制を利用してドイツの歐洲における覇

權を樹立した。即ち、彼の權力政策は、國內における強力政治の對外的表現に他ならなかつた。

(三) 權力政策の發展段階

一八八四年から一八九〇年にビスマルクが辭職するまで、約六年間に互つて彼が行つた外交政策の特徴は、ヨーロッパ大陸におけるドイツ帝國の覇權を確立するために、一方においては植民地政策を遂行すると同時に、他方においては、同盟政策に基いて一大同盟協商體制を發展せしめたことである。ビスマルクによつて指導されたドイツが、如何なる地方に如何にして植民地を獲得したか、また如何なる諸國と同盟若くは協商を如何にして結んだかは、本論において論すべき問題である。こゝではたゞ權力政策の發展段階を概説するに過ぎない。

この權力政策の時代も、第一の段階(一八八四年—一八八六年)と第二の段階(一八八六年—九〇年)の二つの時期に分たれる。前者は、一八七九年—一八八四年において樹立された同盟協商體制が繼續されてゐた時期であり、後者は、その同盟協商體制が一八八六・七年の歐洲の危機のために動搖し、それが再び補強された時代である。而してドイツの植民地獲得とその承認は第一の時期において行はれた。即ち、一八八四年當時においては、ドイツは獨逸同盟・三國同盟・三帝協商を通じて、奧・伊・露三國と聯合してゐたのみならず、フランスと植民地問題で協調を遂げ、イギリスをエジプト問題等で牽制し得る立場にあつた。かくの如く、ドイツの國際的地位は極めて安固であつたから、ドイツは植民地獲得に成功したのであり、ビスマルクのヨーロッパにおける覇權も樹立されるに至つたのである。然るに一八八六・七年における歐洲の危機の發展に伴つて、獨佛開戰の危險が切迫すると同時に露墺戰爭の脅威が増大し、ドイツは二面

戦争の脅威に直面した。かくしてビスマルクは、危機の震源地たる露佛兩國に對抗するために、一八八七年二月には第二次三國同盟を結び、二・三月の英・伊・奥の地中海協商や五月の伊・西・奥・獨の地中海協定締結に盡力し、六月には獨露兩國間に再保險條約を結び、一二月の英・奥・伊のバルカン協商の結成に努力した。更に彼は一八八八年一月には獨伊軍事協定を結び、また五月にはイタリアを奥・羅・獨同盟に参加せしめた。かくの如くしてビスマルクは、その同盟協商體制を補強し、ヨーロッパの平和を維持した。

上述の如き権力政策の時代を通じて、ビスマルクの外交政策の特徴は、ドイツのヨーロッパにおける覇權を樹立するために、同盟協商體制を強化したことであり、非膨脹政策を抛棄して植民政策を採用したことである。而して第一の段階においては、ドイツに有利な國際的地位を維持し、且つこれを利用して植民地獲得が行はれ、第二の段階においては、歐洲の危機の緩和を目ざして、その同盟協商體制の補強工作が進展した。換言すれば、第一の段階においては、ドイツはその権力政策の目標を海外植民地の獲得におき、第二の段階においては、その目標は歐洲における戦争の防止におかれたといふことができよう。而してこの権力政策の時代こそは、世界資本主義の帝國主義への過渡期に當り、世界の領土的分割の鬭争が次第に激化して來た時代であつた。

第五節 結 論

ビスマルクが一八六二年から一八九〇年まで約三〇年間に亘つて、或ひはプロシヤ首相として、或ひはドイツ帝國

の宰相として活躍した時代の外交政策に關する素描は、以上で終つた。最後に、戦争政策・保障政策・権力政策の各々の型態を簡單に考察してみよう。

ビスマルクが一八六二年プロシヤ首相になつてから、一八七一年ドイツ帝國宰相となるまでに執つた外交政策は、一にプロシヤを盟主とするドイツ帝國の建設にあつた。彼は分裂せる弱小ドイツ諸邦を強大なるドイツ民族の統一の國家に造り變へんとした。そのために彼は戦争政策を選んだのである。彼の戦争政策は實にドイツ民族統一のための政策であり、民族國家形成時代の政策である。言葉をかへてこれをいへば、ドイツの産業資本主義勃興時代の政策である。而してビスマルクは民族戦争の時代に相應した外交政策を行つたのである。かくして彼の戦争政策は、プロシヤの覇權のもとにドイツを統一する點において権力政策であり、ヨーロッパの現状を破壊せんとする意味において現状打破の政策である。

普佛戦争の結果、ドイツ民族の統一が成ると、彼の政策は當然に一變せざるを得なかつた。一八七一年から一八八四年頃までの彼の外交政策は、ドイツ帝國の安全を最高の目的とした。彼はドイツの民族的國家の維持とその安全を圖つた。そのために彼は保障政策を選んだのであり、同盟政策によつてヨーロッパに一大同盟協商體制を樹立したのである。而してビスマルクの保障政策は、ドイツの民族國家確立のための政策であり、ドイツの産業資本主義確立時代の政策である。かくして保障政策はヨーロッパの現状維持の政策たる點において前時代の政策の否定であり、平和政策たる意味において戦争政策の逆である。

一八八四年頃からビスマルクが宰相を辭した一八九〇年までの政策は、ヨーロッパ大陸におけるドイツ帝國の覇權

確保を目的とした。彼は一方において植民政策を遂行すると同時に、それより起る國際的紛争がヨーロッパの現状を破壊することを恐れて、ドイツの覇權の下にヨーロッパに一大同盟協商體制を補強した。かくして權力政策の時代が来た。彼の權力政策はドイツ民族膨脹時代の政策であり、より正確にはドイツの産業資本主義から獨占資本主義への過渡時代の政策である。かくの如く一八八四年以後における彼の政策は、權力政策たる點において戦争政策の否定の否定であり、ヨーロッパの現状を維持すると同時に、世界の植民地の現状を打破せんとする意味において、前の二つの時代の統一である。

以上の如き三時代を通過して、ビスマルクの外交政策が、概して民族主義的政策に終始し、未だ明白に帝國主義的色彩を帯びなかつたと同時に、彼の政策が大陸政策であり、世界政策でなかつたことを知るのである。ドイツ資本主義が一八九〇年を轉機として、明白に獨占資本主義の段階に到達すると同時に、ウィルヘルム二世の「新進路」(Der neue Kurs)が開始された。彼によつて指導されたドイツの外交政策が如何なる發展をなすかは、次の時代に残された課題である。

註 第一章は拙稿「ビスマルクの外交政策史論序説」法と經濟・三卷二號に訂正を加へた。主要文獻——鹿島博士(一章—二章)、神川博士(三〇七頁以下)、Brandenburg(一章)、Oto Becker; Bismarcks Bündnispolitik. Max Beer; Allgemeine Geschichte des Sozialismus und der sozialen Köpfe. F. Mahring; Geschichte der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands. 2 Bde. ドイツ史(ソ聯大百科辭典版・永田廣志譯)、エンゲルス・強力と經濟(上野書店版・門木平譯)。

第二章 普佛戦争後の國際關係

第一節 國際關係の概観

普佛戦争は、二世紀に互る獨佛關係を一變せしめたのみならず、歐洲の國際政治に多大の變化を與へた。「ヨーロッパは女主人を失つて男主人を得た。」而してドイツは歐洲大陸の中央に位し、未だ海外植民地をもたず、且つ外國貿易は漸く發展の初期にあつた。従つてドイツの利害關係は殆んど全くヨーロッパに限られてゐた。こゝには先づ普佛戦争後におけるドイツと佛・露・埃・英・伊の諸國との關係を概観しよう。

(イ)獨佛關係 一八七一年五月のフランクフルト講和條約によつて、フランスはアルサス州の全部とローレン州の大部分を割讓し、五〇億法の償金を支拂ふことを約し、償金の支拂に應じて、ドイツ占領軍が順次撤退することになつた。而してアルサス・ローレンは、ドイツの經濟的發展にとつて必要な鐵礦・加里等を提供したが、フランスにとつてもそれは不可分の地方であつた。従つてフランスは常に兩州の回復を忘れず、對獨復讐精神は、爾來四〇餘年間時に消長はあつたが、フランスの民心に潜在し、機を得て爆發せんとしてゐた。斯くの如くアルサス・ローレン問題は、獨佛關係の痛であり、これを繞る兩國の對立闘争は不可避であり、フランスの對獨復讐熱はドイツにとつては不斷の脅威であつた。

然しながら、フランスが普佛戦争の創痍を未だ回復せず、國內において温和共和派・急進共和派・王黨派（ブルボン派・オルレアン派）及び帝政派の諸派に分れて相抗争し、共和政治の基礎が固まらない間は、フランスが單獨でドイツに對して復讐戦を敢行することは不可能であつた。それ故に戦後のフランスにおいては、一部には兩州を外交交渉によつて回復すべしと主張するものもあり、兩州を武力によつて奪還せよと叫ぶものもあつたが、大多数は先づ償金を完済し、ドイツ軍の占領から國土を解放することが急務であると考へた。而してフランスが將來兩州回復の目的を達成するためには、暫く隱忍自重してドイツの鋭鋒を避けると共に、ドイツに對する同盟國を求めることが必要であつた。従つてチエール大統領は、フランスの平和的意圖を保障して條約を忠實に履行すると同時に、露・墺・英諸國との親善關係の樹立に意を用ひた。またガンベッタも専制主義を排撃しながらも、露・墺兩國との接近を希望してゐた。

漸く統一を遂げたドイツにおいても、前述の如く、國民經濟の充實と帝國の安全を確保するために、新しい平和を望んでゐた。而もそのためにはフランスの復讐戦の脅威に對して、できるだけ長くフランスを弱め、これを孤立させておくことが必要であつた。それ故にフランスにおいて共和派・王黨派の諸派が互に抗争してゐることは、ドイツの望むところであつた。ビスマルクは、復讐精神を鼓吹する王黨派がフランスを支配し、フランスがその國力を回復すれば、自然同盟國を得て復讐戦を開始するであらうと考へ、温和共和派の政權が維持されることを希望してゐた。また彼は「フランスが一つも同盟國を有しない限り、ドイツにとつて危険はない」と考へてゐたから、フランスと同盟する可能性がある露・墺・英・伊の諸國をフランスから切離して、ドイツの側に引入れるために努力したのである。

(ロ) 獨露關係 普佛戦争の際、ロシアはプロシヤに對して好意的中立を守り、若しもオーストリアがフランスに味方すれば、ロシアはプロシヤを支援する態度を示してこれを牽制した。従つてプロシヤはこのロシアの好意を徳とし、戦後ドイツ皇帝はロシア皇帝に對してこのロシアの態度に謝意を表した。他方ロシアが一八五六年のパリー條約によつて課せられた黒海の武裝制限を一方的に破棄する旨を一八七〇年一〇月に宣言すると、英・墺・伊諸國の反對にも拘らず、プロシヤは、ロシアを外交的に援助した。而してビスマルクは、英露兩國間を調停して翌年一月ロンドン會議を開かした。三月のロンドン議定書において、ロシアの要求を貫徹するを得せしめた。而してアレキサンダー二世はウイヘルム一世の甥に當り、ロマノフ家とホーヘンツォルン家とは血縁關係で結ばれてゐた。

然しながら、普佛戦争後におけるドイツとロシアとの友好關係は、決して確定的なものではなかつた。ロシアはドイツ或ひはフランスの孰れにも接近し得る自由な立場にあつた。而してドイツの勃興はそれだけロシアの中歐に對する發言權を減殺する結果となつた。従つて汎斯拉ヴ主義者は、ドイツに對して反感を持ち、またビスマルクの盛名を羨むゴルチャコフ宰相は、普佛戦争後寧ろフランスとの提携に好意を寄せてゐた。然るに他面においては、革命運動に脅かされてゐたロシアの専制政治は、フランスの共和政治と相容れず、またロシアの侵略政策は、近東・中東においてイギリスの利害と鋭く對立してゐた。従つて露帝はドイツとの提携を希望し、ドイツの勢力が歐洲の均衡を破壊せず、且つドイツがロシアのバルカン政策を支持するならば、ロシアはドイツと接近せんとする契機も存在してゐた。

(ハ) 獨墺關係 プロシヤとオーストリアは民族・言語等を同じうし、長く「ドイツ聯邦」(Deutsche Bund) 内にお

いて覇を争つてゐたが、普墺戦争の結果、オーストリアはプロシヤに敗れてドイツ聯邦から排除された。而してビスマルクは、プロシヤ國王及び軍部の割地の要求を抑へて、オーストリアと寛大な和議を結び、普墺兩國間の接近を圖つたが、墺國外相ポイスト等は、フランスと提携して、他日プロシヤに對する復讐を念じてゐた。従つて普佛戦争勃發の際、オーストリア「ハンガリー」は、フランスと同盟してプロシヤを衝かんとした。だが、プロシヤの勝利はオーストリアをして復讐戦の機会を失はしめた。かくしてオーストリアは中立を維持したが、戦争の結果、ドイツ統一が完成され、こゝに獨墺兩國間に新しい接近の道が開けた。

ドイツ帝國と墺洪二元帝國との新しい聯合は、一八六六年以前の古い聯帶關係を復活するだけでなく、ドイツの歐洲における勢力確立のためにも必要であつた。従つてビスマルクも、大ドイツ・プロックの結成を意味する獨墺兩帝國の聯合を熱心に希望してゐた。他方ドイツ聯邦から追出されたオーストリアにとつても、これを償ふためにバルカン方面へ勢力を伸張せんとすれば、ドイツの支援が必要であつたし、またスラヴ諸民族の分離運動に悩むオーストリアが、汎スラヴ主義に對抗するためにも、この汎ゲルマン的聯合は歓迎すべきものであつた。それ故にハンガリー首相アン・ドラッシー伯はドイツとの提携を主張し、ポイスト伯も漸次獨墺接近に賛成するに至つた。だが、未だオーストリアの對獨親善の方向は決定的ではなかつた。即ち、國內の舊教徒は宗教上の關係からフランスに接近せんとしてゐたし、軍部にもプロシヤに對する復讐精神が残存してゐたし、スラヴ系の諸民族の間にはドイツに對する反感が強かつたから。

(ニ)獨英關係 歐洲における「勢力均衡の維持」(Maintenance of the Balance of Power)は、イギリスの傳統的大陸政策である。即ち、歐洲大陸において一國が覇權を握ることは、イギリスにとつて脅威であつたから、最初普佛戦争が勃發すると、イギリスはフランスの覇權が益々確立されることを恐れて、寧ろプロシヤに好意を寄せてゐた。然るにナポレオン三世の没落は、イギリスにとつてその主なる反佛的理由を失はしめた。而してプロシヤの勝利が確實となると、イギリスはプロシヤの強大に不安の念を起し、アルサス・ローレン兩州全部の割讓に反對の聲が起つて來た。だが、當時グラッドストーン内閣は専ら内政に意を用ひて、事を外に企てる考へを持たなかつたし、またビスマルクもイギリスとの協調方針を堅持すると共に、英露の對立關係を利用して、イギリスをドイツの側に引留めることに努力した。従つて獨英兩國は傳統的な親善關係を維持してゐたが、ドイツの勢力が歐洲の均勢を破壊すれば、その友好關係は失はれる危険があつた。

(ホ)獨伊關係 イタリアとプロシヤとは、一八六六年に相結んで、オーストリアと戦つた同盟國であつた。だが、普佛戦争に際して、イタリアは獨立戦争においてナポレオン三世の援助を受けた關係上、オーストリアと相携へてフランスを援けんとした。然るにイタリアはプロシヤ軍の優勢なるを見てその態度を改め、イギリスと聯合して中立を標榜した。而してイタリアは、ナポレオン三世のセダンの敗報に接すると、フランス軍隊のローマ撤退の虚に乗じて、ローマ法王領を占領し、その統一を完成した。然しながら、その後も法王領の回復問題や共和主義運動等のために、王制の基礎は未だ鞏固ではなかつた。殊に普佛戦争後、ローマ問題を繞つて佛伊兩國が對立し、イタリアの輿論は獨墺兩

國との親善関係を樹立すべきであると要求した。他方獨伊兩國間には利害の衝突する問題も殆んどなく、ビスマルクの所謂「ドイツはイタリアの自然的同盟者であつた」(「Deutschland ist der natürliche Bundesgenosse Italiens」)に從つて普佛戦争後、ドイツ政府はイタリアに對して提携の手を差延べたが、親佛的なイタリア政府は、對佛關係の悪化を恐れて、獨伊接近に關して積極的ではなかつた。

上述の如き普佛戦争後の國際關係において、ドイツがその安全を保障するためには、先づ第一にフランスを孤立せしめ、それに同盟國をつくらせないことが必要であつた。フランスと同盟する可能性の比較的濃厚なのは露墺兩國であり、而してドイツは佛・露・墺三國の中間にその位置を占めてゐた。従つてビスマルクは「その中の二國の提携は第三國によつてドイツに重大な壓力を行使するために利用される虞れがある」と思つた。而も若しドイツがこれ等三國に對する政策を誤れば、ドイツは「カウニッツ聯合」(Kautzische Koalition)の苦杯を再び嘗め、三國の包圍を受ける危険がないとはいへなかつた。それ故にビスマルクは「聯合の惡夢」(Le cauchemar des coalitions)に悩まされ、露墺兩國がフランスに接近することを最も怖れた。斯くしてドイツにとつては、露墺兩國を同時にフランスから引離して、共にドイツに引附けておくことが必要であつたが、兩國はバルカンにおいて互に競争の立場に立つてゐた。従つてビスマルクは、露墺兩國のこの對立關係を利用して、ドイツはその仲裁者となり、兩國と同時に提携することを圖つた。次に、イギリスは世界最大の貿易國にして、最大の植民地帝國であつた。而してドイツは未だ海外市場の開拓や植民地の獲得に乗り出してゐなかつたから、イギリスと利害の衝突を來たすことは少なかつた。これに反してフランスは、

植民地問題に關してイギリスの競争相手であつた。而もイギリスは當時未だ「光榮ある孤立」(Splendid Isolation)を誇つてゐたから、イギリスがフランスと提携するとしても、それは道德的支援の範圍を超えないことが想像された。だが、イギリスとロシアとは、當時國際政治において最も激しく對立してゐたから、若しもドイツがロシアと結ばば、歐洲の均勢を破る結果となり、イギリスがフランスと接近する危険があつた。然るに、イギリスとの衝突は、ドイツの安全を脅かし、英佛兩國の提携はドイツにとつて重大なる脅威であつた。かくしてビスマルクは、英露間の對立を利用してドイツはこれの調停者となり、英露兩國を共にドイツの味方に引入れるべく苦心した。而してイタリアは、統一後猶日淺く、經濟的發展も後れ、内政的にも不安定であつたから、未だ歐洲の大國としての地位が十分に認められてゐなかつた。従つて一八七〇年代においては、ビスマルクは、イタリアとの關係を重要視してゐなかつた。それは兎角として、要するにビスマルクの保障政策の根本原則は、彼がその覺書において述べてゐる如く、「領土の獲得ではなくして、フランスを除く總ての列強をしてドイツを必要ならしめ、且つドイツに對する聯合の可能性を彼等相互の利害關係によつて防止するが如き、一つの政治的綜合狀態を現出する」ことに他ならなかつた。

註 拙稿「ビスマルクの保障政策史論」(法と經濟・四卷・二號)参照。主要文獻——Grosse Politik (一卷・一章—四章)、Documents français(一集・一卷・フランス・フルト條約の執行)、Langer(一章)、Hausser(一卷・一篇・一章—二章)。

第二節 第一次三帝協商

(一) 三帝協商成立の原因

三帝協商成立の原因は、これを靜的原因(客觀的條件)と動的原因(主觀的條件)に分つて考察するを要する。

前述の如く、ロシアは普佛戦争において、プロシアに對して好意的中立を守り、プロシアもロシアの黒海再武装に關して外交的支持を與へた。而して一八七一年一月ゴルチャコフ宰相は、ベルリンにおいてビスマルク宰相と會談を遂げ、獨逸兩國は普佛戦争後もその親善關係を維持してゐた。他方、オーストリアも漸次ドイツに接近するに至り、同年六月にはガブレンツ將軍をベルリンに派遣し、同年八月には、獨逸皇帝ウィルヘルム一世はイシユルに墺洪國皇帝フランツ・ヨーゼフ皇帝を訪ね、九月上旬に墺帝は獨帝をザルツブルクに訪ね、この間にビスマルクは、ガスタインにおいてボイスト墺洪國外相及びアンドラッシー洪國首相と會見した。而してその後、ボイストが辭職してアンドラッシーが外相に就任すると共に、獨逸接近の方向も漸く確定された。また露墺兩國はバルカンにおいてその利害が對立してゐたが、未だその對立はそれ程激化してゐなかつた。一八七二年九月のゴルチャコフとアンドラッシーの會見において、アンドラッシーはボスニア・ヘルツェゴヴィナに對する野心を打消し、ゴルチャコフもセルビアの反墺的運動にロシアは無關係である旨を辯明して、兩國はバルカンの現状を維持し、不干渉政策をとることに意見の一致を見た。斯くの如く、一八七二—三年當時においては、獨・露・墺三國間に諒解を遂げるべき客觀的條件が成熟してゐた。

次に、當時西歐諸國においては、民主主義が勝利を祝ひ、社會主義運動も擡頭しつつあつた。これに反して、東歐諸國においては、資本主義發展の後進性の故に、自由主義的改革は貫徹されず、その政治組織には、舊制度の殘滓を

包攝し、依然として官僚政治若くは專制政治が維持されてゐた。然るに資本主義の發展は、東歐諸國にも、民主主義的要求と社會主義的運動とを發生せしめ、これらの要求や運動は、保守的な支配階級に重大な脅威を與へてゐた。斯くして獨・露・墺の三帝は、民主主義的思潮や社會主義的運動の東漸を防衛して、保守主義・君主主義を擁護せんがために、相携へて反動の防壁を築かんとするに至つた。こゝに三帝協商成立の内政的契機を見出すのである。

更にドイツ政府は、フランスを孤立せしめるために、これと最も同盟する可能性のある露墺兩國をドイツの側に引入れることが必要であり、ロシア政府もその近東及びアジアにおける侵略政策の遂行に關して、イギリスと衝突した場合、ドイツの支持とオーストリアの中立を確保しておく必要があつたし、オーストリア政府も亦、その東進政策を遂行するためには、ドイツの援助を必要とするが、それが確實でない限り、ロシアと一時的に妥協しなければならなかつた。斯くの如く、獨・露・墺三國はそれらの利害關係から打算して、互に接近せんとする意思が合致し、こゝに三帝協商を生むに至つたのである。これが成立の外交的契機である。

(二) 三帝協商締結の經過

一八七二年四月、墺洪國皇帝は秋の大演習を機會にベルリン訪問の希望を表明され、獨逸兩帝の會見が九月に行はれることになつた。然るに露國皇帝は、ロシアに對抗する獨逸聯合の結成されることを懸念し、その會合への参加を希望され、七月下旬獨逸皇帝は露帝にも招待状を差出された。かくして九月上旬、露帝及び墺帝は、それら露國宰相ゴルチャコフ公及び墺洪國外相アンドラッシー伯等を隨伴して、ベルリンを訪問し、こゝに所謂「三帝會見」(Drei-Kaiser-

Entrevue)が行はれた。その際、三帝三相の間に種々時局に關して意見の交換が遂げられ、三國間の諒解が深められたが、何等の政治的取極も成立しなかつた。然しながら、全歐洲の耳目はこの三帝會見に集中され、殊にイギリス政府は、これを猜疑の眼を以て凝視してゐた。

この三帝會見よりも以前から露國元帥ベルグ伯は、露・獨・奧三帝間に軍事協定を締結することを計畫してゐたが、偶々一八七三年五月上旬、ウィルヘルム一世は答禮としてビスマルク公及びモルトケ將軍を伴つて、ペテルブルグを訪問した。それを機會に露國參謀總長ベルグ伯と、獨逸參謀總長モルトケ將軍の間に、五月五日、「獨逸軍事協定」(Deutsch-Russische Militärkonvention)が調印され、翌日兩帝の批准を終へた。この協定は兩國の親交を具體化するために、即ち、歐洲における現實の平和を確保し、また平和を攪亂する戰爭の機會を排除することを名として、左の如き條項を定めた。

- 一、兩帝國の一方が歐洲の第三國から攻撃された場合には、遲滞なく二〇萬の兵員を以て援助すべきこと。
- 二、本協定は何れかの國又は政府に對する敵意に基いて締結されたるものに非ざること。
- 三、本協定の廢棄は二ヶ年の豫告を以て行はるべきこと。

更に本協定の追加協定として、右兵員が本國の國境を越えたる日より給養・馬匹・救護は被援助國の負擔となるべきことを規定した。而して獨逸兩國は本協定にオーストリアの加入を求めることを約した。

斯くして同年六月上旬、露帝がウィーンを訪問した際に、露獨軍事協定と同文の協定を露獨兩國間にも締結するこ

とをオーストリア政府に提議したが、奧國皇帝及びアンドラッシー外相は、かゝる軍事協定を議會に諮らずに締結することが憲法に牴觸することを理由として反對した。そこで、アンドラッシーとゴルチャコフの間に、一般的性質を有する政治協定案が起草され、六月六日、露獨兩帝はシェーンブランにおいてこれに調印した。その後同年一〇月、獨逸皇帝は先年の答禮としてウィーンを訪れ、一〇月二二日、露獨兩帝は露獨協定に加盟し、こゝに第一次三帝協商の成立を見るに至つた。

(二) 三帝協商の内容

六月六日露獨兩帝が調印した所謂「シェーンブラン協定」Schönbrunn-Abkommen の内容は左の如くである。

前文には、兩帝は歐洲現在の平和を鞏固にする目的及びこれを素す戰爭の機會を遠ざくることを軫念し、而してこの目的は君主間の直接にして個人的なる協定、即ち、その政府に起り得べき變化に對して、獨立なる協定によつて、最もよく達成さるべきことを考慮して、左の箇條を締結する旨が述べられてゐる。

一、兩國間の利害相反する特殊問題の紛議を生じたる場合においても、和衷協同して平和の維持を期すべきこと。
二、第三國の攻撃により歐洲の平和が危殆に瀕したるときは、新なる同盟條約を俟たずして共同に執るべき方針に付き事前に協議すべきこと。

三、本協定に基き軍事行動を必要とするに至らば、これがため特別の協定を結ぶべきこと。

四、締約國の一にして本協定を廢棄せんとするときは、二ヶ年前に豫告をなすべきこと。

この露墺協定は、一〇月二二日、獨逸皇帝の加盟によつて、露・墺・獨の三帝協商に擴大された。一般にこれを「三帝同盟」(Drei-Kaiser-Bund)と稱してゐるが、條約の内容から見れば明かなる如く、必ずしも軍事的援助の義務を規定してゐない。従つて同盟條約と稱するよりも寧ろ協商と謂ふべきである。従つて「三帝協商」(Drei-Kaiser-Bundnis)又は「三帝協約」(Drei-Kaiser-Abkommen)の名を以て呼ぶのが適當であらう。而してこの三帝協商は、既にその成立原因において論じた如く、西歐諸國における民主主義的風潮や社會主義的運動の波及を防衛し、且つ歐洲の平和を維持せんがために結ばれたものである。従つてウィーン會議後、歐洲における舊秩序の擁護及び革命運動の鎮壓のために結ばれた、かの神聖同盟にも比することができよう。

(四) 三帝協商成立の結果

三帝協商は勿論祕密條約であつたが、三帝會見並にその後の頻繁な三帝間の會合は、全歐洲の關心を集め、何等かの密約が締結されたことが推測され、ヨーロッパの外交界に一大渦紋を起した。殊にイギリスは、三帝間の協約が自國を敵とする同盟に非ざるかの危惧を抱いてゐた。そこでビスマルクは、駐獨イギリス大使ラッセルに三帝聯盟が決して英獨間の親善に矛盾するものでないことを保證して、イギリス政府に安心を與へることに努めた。だが實際、この協商成立の結果、獨・露・墺三帝間の提携が成り、保守主義的な三國が自由主義的な英佛諸國に對して、一大聯盟を形成するに至つた。従つて三帝協商成立以來、英佛兩國は事實上、この三帝聯盟に對抗して共同の行動を屢々とするやうになつた。而してドイツは、この協商によつて獨佛戰爭の際における露墺兩國の支援が保障され、ロシアはイギリ

ス或ひはトルコとの戰爭に獨墺兩國の支持が確保され、オーストリアはイタリー等の第四國との戰爭に獨露兩國の援助が約束された。更にこの協商によつて、露墺兩國のバルカンにおける利害の衝突を幾分緩和することが出來た。然しながら、三帝協商は決して三國間の矛盾・對立を解決するものではなかつたし、また三國の帝王間の協商であつたから、三國政府の政策並に人民の意圖とは必ずしも合致するものではなかつた。従つてこの三帝協商の成立後も、三國間の團結は決して鞏固ではなく、後に述べる如く、露墺兩國は動もすれば、フランスと接近せんとしたばかりでなく、豫防戰爭事件以來、この協約は既に龜裂が生じ、バルカン問題が紛糾するに隨つて、露墺兩國間の間隙は擴大し、露土戰爭の勃發と共に遂に事實上、崩壊せざるを得なかつた。

註 拙稿「ビスマルクの保障政策史論」(前掲)參照。主要文献—Grosse Politik (一卷・五章)・Andassy (二卷・一—三章)・Documents français (一集・一卷・獨逸と墺露伊關係)。

第三節 獨佛豫防戰爭事件

(一) 豫防戰爭事件の原因

一八七三年の春から獨佛關係が險惡となり、殊に七五年の春には所謂「豫防戰爭」(Präventiv Krieg)事件、或ひは「戰爭脅威」(Krieg in Sicht)問題を惹起した。而してこの事件の直接の動機は、一八七五年二月にフランスがドイツから軍馬購入を企て、また三月に陸軍擴張法案がフランスの議會を通過し、これに對してドイツの諸新聞が、フランスの

復讐戰の準備や佛・奥・伊諸國と法王の對獨同盟等を書き立て、且つフランス政府が列國にドイツの脅威を訴へたことから起つた。だが、斯くの如き些細な事由が獨佛間に戰爭の危機を捲き起したことは、如何に當時の獨佛關係が緊張してゐたかを如實に物語つてゐる。この獨佛對立の原因は、既に第一節において明かにしたが、こゝに事件の靜的原因を説明するために、先づ當時における獨佛關係を簡單に述べよう。

普佛戦争後、フランスは内外共に未曾有の苦境に陥つた。然るにチェール大統領の下に銳意戦後の復興に努め、一八七二年七月までに償金を完済し、翌年九月にはドイツ軍隊を全部國境外に撤退せしめた。同年五月にはチェールが退き、王黨派のマクマオンが大統領に選ばれ、七五年二月には共和國憲法が制定され、フランスは再び歐洲において大國たるの地位を恢復して來た。而して斯くの如きフランスの復興に伴つて、對獨復讐精神が高潮したこゝ、王黨派のマクマオンが大統領になつたことは、ドイツに不安を與へずにはおかなかつた。

他方ドイツにおいては、既に述べた如く、その統一に敵對する一大勢力たるカトリック教會並に中央黨に對するドイツ政府、殊にプロシヤ政府の鬭争が開始され、一八七三年五月には、カトリック教會に對する國家の統制を確立せんとする所謂「五月法案」(Majestäts)がプロシヤ議會を通過した。然るにフランスのカトリック教會はドイツの舊教徒を聲援し、殊にアルサス・ローレン地方の舊教徒間にフランスの僧正は反獨的宣傳を行つた。これに對して、ドイツ政府はフランス政府に抗議を發したが、僧侶派の勢力と結びつくフランスの王黨系政府は、カトリック教會を取締ることをしなかつた。こゝにおいて、七四年の一月以來、獨佛關係は益々惡化するに至つた。

かくしてドイツ政府は、新しい對佛戦争の準備のために、陸軍の平時兵力を三六萬四四〇〇人から四一萬一六〇〇人に増大する擴張案を議會に提出し、且つこれに要する七年間のクレヂットを設定することを要求した。而してこの法案は中央黨・社會民主黨等の反對を押し切つて、一八七四年四月これを通過せしめた。これに對抗して、フランス政府も陸軍の再組織と再裝備に努力し、議會は、一八七五年三月、陸軍の人員を四七萬一〇〇〇人に擴張する法案を通過した。かくの如く獨佛間の不安は、兩國間の軍備擴張競争によつて、より一層昂められた。

次に此の事件の動的原因は、(イ)第一にドイツ軍部、殊にモルトケ將軍が、豫防戦争を意圖し、ビスマルクがこの問題をフランス牽制の手段に利用したことにある。ドイツ軍部内に、フランスの軍備が成らざる以前に、再びその復興の餘地なからしめるために、最後の一撃を加へんとする主張があつたことは明白であるが、この事件を總てビスマルクの策略に基くものとなし、彼に豫防戦争を敢行する企圖があつたと論ずるのは正當ではない。だが、彼はドイツの新聞の好戰的言論を放任して、これをフランスの軍備擴張を抑壓する手段として利用したことは、否定することができないであらう。

(ロ)第二にフランス政府は、ドイツを攻撃する意圖も準備も持たなかつたが、ドイツの挑戰的態度を列國に訴へ、殊にドゥカーズ外相はこの問題を利用して列強の反獨的感情を刺戟し、これを契機としてドイツに對する聯合を結成せんとしたことである。フランスの外交文書の公表以來、多くの歴史家はビスマルクに戦争をする意圖がなかつたことを認めると共に、寧ろドゥカーズ外相がこの事件をその外交的勝利に利用して、問題を殊更に激成したことを承認

してゐる。

(二) 豫防戰爭事件前の國際關係

豫防戰爭事件の經過を述べるに先立つて、事件發生前における獨佛兩國を繞る歐洲列強の國際關係を概説する必要がある。

嚮に獨逸皇帝は、露・奧兩帝と所謂「三帝同盟」を結んだが、三國の利害關係は必ずしも一致してゐなかつた。一八七二年に露帝は佛國大使ル・フロア將軍に對して、ロシアがフランスの強大を欲する旨を語り、またゴルチャコフ宰相もゴントウ・ピロン駐獨大使に對して、ロシアはフランス軍隊の再組織に無關心なることを得ないし、フランスの強大はロシアにとつて必要であると告げた。他方ドイツにおける「文化闘争」に關聯して、ドイツは法王廳やフランスと衝突したのみならず、オーストリアと疎隔するに至つた。従つてオーストリアはロシアと寧ろ接近し、一八七四年二月には、奧帝フラツ・ヨセフはアンドラッシー外相を隨へて露都を訪問し、露帝及び宰相と親交を温めた。而して同年秋には、スペインの共和政府承認問題に關して、ドイツと露・奧兩國との關係はより疎隔した。

駐獨イギリス大使ラッセルは、ビスマルクがドイツ帝國內の支分國を廢止して完全なる統一を圖り、オーストリアのドイツ人住居地方を併合せんとする野心がある旨を本國政府に報告し、イギリス政府はビスマルクの政策に對して疑心を抱いてゐた。而して英露兩國は、當時アファニスタン問題で對立してゐたが、フランスに對する關係においては利害を共通にしてゐた。一八七三年六月兩國はアファニスタン國境問題で妥協したが、八月にはロシアがその約束

を破つてキヅア汗國を併合したために、兩國はその對立を深めた。しかるに翌年一月には、露帝の皇女マリーが、ヴィクトリア女王の第二子エヂンバラ公に嫁し、五月には露帝アレキサンダー二世のロンドン訪問があり、英露關係は一時親密になつた。他方イタリアのみは、フランスの舊教徒の法王領回復運動が激化するに伴つて、獨・奧兩國への接近を試みた。即ち、一八七二年一月、ヴィスコンティ・ヴェノスタ外相は、下院において、ドイツとの提携を強調し、ビスマルクもその後、フランスの法王俗權回復の企圖を支援しないことを保證した。かくして翌年九月に、伊國王エマヌエル二世は、ウィーン及びベルリンを訪問し、獨・奧兩帝との會見を遂げた。

ドイツを除く歐洲の列強、就中英露兩國は、勢力均衡上からも、フランスの壊滅を容認し得ない立場にあつた。従つてドイツがフランスを強壓せんとすれば、必ず英露兩國がこれに反對するであらうと考へられた。而してこの關係を利用して、フランス政府は、露・奧・英・伊の諸國に對する接近を圖つた。即ち、ドッカーズ外相は、一八七四年の初め、カトリック教會問題で獨佛關係が悪化すると、ドイツの脅威を訴へて露・奧・英諸國の支持を求めた。英露兩國は獨佛開戦の危機が接近してゐるとは考へてゐなかつたが、露帝及びゴルチャコフ宰相はフランスに好意を寄せ、二月一〇日にはヴィクトリア女王も獨逸皇帝に對して、獨佛平和の維持を希望する旨の親翰を送つた。また奧洪國皇帝も駐獨フランス大使アルクウル侯に對して深甚な同情を表明して、同國がビスマルクの政策に追従しないことを保證した。その後同年春には、親露的な駐獨大使ゴントウ・ピロンは、露都を訪問して露佛兩國の提携を圖つた。その際、露帝及びゴルチャコフ公は、ドイツの軍備擴張が對佛攻撃を意圖するものであるとは考へてゐなかつたが、ドイツの強

壓的態度に對しては、フランスを支援する意向を示してフランス大使に安心を與へた。更に同年二月保守党内閣が成立したが、デイスレリー首相は、ビスマルクに對して不信を抱き、三帝協商に反感を持つてゐた。而して英國皇太子のバリー訪問が行はれ、英佛兩國の親善が強調された。また同年秋にはフランス政府は、ローマ法王退去に備へて派遣してゐた砲艦を呼び戻して、イタリアとの親善の回復に努めた。

上述の如く、ドイツは三帝協商内において孤立し、イギリスとの関係も餘り良好ではなかつたが、たゞイタリアと接近してゐた。これに反してフランスは、英露・奥諸國の同情を得て居り、殊にロシアとの関係は親密であつた。而して一八七五年二月に、ビスマルクはその腹心のラドウィッツを露都に特派して、ロシアの意向を探らしめたが、ラドウィッツは獨露間の困難を除去することに成功しなかつた。當時セントペテルスブルグの外交界では、ラドウィッツがロシアの近東における自由行動を認めることを代償として、ドイツのフランスに對する行動の自由を得んとしたが、ロシア政府はこの申出を拒絶したといふ噂が起り、ルッフロー大使はこれを信じて、ドゥカース外相に報告した。

(三) 豫防戦争事件の経過

この事件は、一八七五年二月ドイツ政府がフランスに對する馬匹の輸出を禁止し、三月フランス議會が各聯隊に第四大隊を増設して、合計一四萬四〇〇〇人の増員を行ふ陸軍擴張法案を通過したことから始まつた。フランス政府は、ドイツがフランスの軍備縮少を強要することを恐れ、ドイツからの軍馬購入を否定して、陸軍擴張が決して攻撃的意圖を意味するものでないことを辯明した。しかし、ドイツにおいては、これを以てフランスの戦争準備であると見做し、

獨佛開戦の風説が擴まつた。かゝるときに、四月上旬、奥國皇帝のイタリア訪問が行はれ、四月五日に *Kölnische Zeitung* は佛・奥・伊三國と法王との同盟の企圖を傳へるウィーンからの通信を載せ、同九日に *Post* が「戦争の脅威？」の見出の下に、獨佛戦争の危機を書き立てた。これに對して *Vossische Zeitung*, *National Zeitung*, *Kreuzzeitung* の諸紙は、新聞が好戰的言論によつて民衆を煽動することに反對した。而して半官紙 *Norddeutsche Allgemeine Zeitung* は、奥伊兩國に關する主張は無根であるが、フランスの軍備は戦争の危険を昂めるものであると指摘した。然しながら、一方バリーにおいては、ドゥカース外相は獨逸大使ホーヘンローヘ公に對して、フランス政府がドイツを攻撃する意志の全然ないことを辯明すると同時に、他方ベルリンにおいては、外務長官ビュローとゴントウ大使との間に會談が行はれ、佛國大使はフランスの軍備擴張が防衛的であることを解明し、外務長官もドイツ新聞の好戰的論調に遺憾の意を表し、永く兩國間の平和を維持すべき希望を述べた。かくして四月一日、獨逸皇帝はフランス陸軍武官に、事件は既に終つた旨語られた。

然るに「戦争脅威」問題は、列國に對するドゥカース外相の干渉要請のために益々紛糾するに至つた。即ち、同年三月ドゥカース外相は、駐英大使ジャルナックを通じて、イギリス政府に支持を求めると共に、駐佛イギリス大使ライオンズに對して、獨佛戦争の危機を避けるために、イギリスが勢力を用ふることを希望し、またロシア政府にも同様の希望を傳へた。だが、三月には現實に戦争の危機が切迫してゐるとは考へられなかつたから、英露兩國政府は動かかなかつた。ところが、四月二日に駐奥大使アルクウル侯から、ドイツの戦争準備が六月末までに完了するといふ報告がドゥ

カーズ外相に達した。外相は直ちにロンドン、ウィーン、セント・ペテルスブルグ及びベルリン駐割の各大使に對して、ドイツの戦争準備を訴へ、平和の維持に關して列強の支持を要請すべき旨の訓令を發した。

これより以前、同年二月にドイツ政府はベルギー政府に對して、そのカトリック教會のドイツ舊教徒支援の中止方を要求し、ビスマルクがベルギーをフランス及びオランダに分割する計畫を有するかの如き噂が起つた。それ故にイギリス政府は事態の推移を注視してゐたが、偶々ドイツ諸新聞が獨佛開戦が切迫してゐるかの如く吹聴した。このことはパリに對してのみならず、ロンドンにも大なる驚愕を呼び起した。而して駐獨大使ラッセルは、四月一〇日これをビスマルクの新聞政略によるものであるとダービー卿に報告し、駐佛大使ライオンズも、フランス政府がイギリス政府の支持を求めてゐること、並に若しも八月に戦争が勃發すれば、ドッカーズ外相が、佛軍をロアール河まで退却せしめて列強の干渉を待つ計畫をマクマオン大統領に申出る筈であるとダービー外相に報告した。こゝにおいてダービー外相はミュンスタール獨逸大使にフランスの平和的意圖を保證して、ドイツの自重を要望した。他方四月一〇日にはルッロー大使が大統領及び外相の訓令を携へて露都に歸任し、一四日に露帝に謁見して、フランスの危機を訴へた。これに對して、露帝は同情を以て開戦を恐れる要なきことを語り、またゴルチャコフ宰相も來るべき露帝のベルリン訪問の際、平和維持に關して盡力することを約束した。

四月中旬には「戦争の脅威」問題は、前述の如く、獨佛兩國政府間において一應解決されてゐた。然るに、二二日の英國大使館の晚餐會の際、ゴントウ大使は偶々ラドウィッツと「戦争脅威」問題について語り合つたが、大使はラドウィッツ

の言葉を曲解して、ドイツ政府に豫防戦争の企圖ある如く本國政府に報告し、これを列強政府に通告することを示唆した。ドッカーズ外相は、四月二九日、これを英・露・奥・伊等の列強に駐在する各使節に報告して、列強政府のフランスに對する支持を要望すると同時に、この報告書を *London Times* の「パリ通信員」ブローウィッツに示して、歐洲の輿論を喚起し、以てドイツ政府に壓迫を加へんとした。かくして五月六日、*タイムズ*紙上に、ドイツ軍部の豫防戦争の企圖を暴露した記事が、「フランスの恐怖」の題下に掲載され、世人の驚愕と輿論の激昂を惹起した。ダービー外相は、ロシアが平和維持に關してベルリン政府に干渉することを希望し、ヴィクトリア女王も、他の列強と共に獨佛兩國政府に平和維持を要望すべきであると考へてゐた。而してデイスレリー首相も女王の意見に同意した。かくしてダービー外相は、駐英フランス大使に對して、イギリス政府に信頼すべきことを述べて、フランスを安心せしめると共に、五月八日、駐獨大使に對して獨佛間の誤解一掃のために努力すべきことを命じ、また奥伊兩國政府に對しても、ベルリンに干渉すべきことを提議した。

駐露大使ルッロー將軍は、ゴルチャコフ宰相と五月三日に會見して、ドイツの豫防戦争の意圖を傳へるゴントウ・ピロン大使の報告を示して、ロシアの支持を求めた。宰相は驚いてこの書類を露帝に提出した。露帝は、今までに大使に與へた一切の保證を確認して、フランスが不意にドイツから攻撃を受けることなきよう盡力する旨を答へた。やがて歸國中のシニヴァロフ駐英大使は、その歸任の途ベルリンにおいて、五月六日にビスマルクと會見して露帝の希望を傳へ、同八日ロンドンに到着した。大使は直ちにイギリス政府に對して、中央アジアにおいて侵略政策をとらないこ

とを保證すると共に、露帝が奥伊兩國政府を誘ひ、ベルリンに對して干渉を行ふべき旨を告げ、イギリス政府の共同を求めた。而してイギリス政府は、既に駐獨大使に對して訓令を發してゐたから、駐獨大使ラッセルは九日獨逸外務省を訪ねて獨佛兩國間に斡旋の勞を執るべき旨の申出を行ひ、また一〇日の晩餐會にビスマルクを招待して、平和の維持を要望した。五月一〇日にはアレキサンダー二世は、ゴルチャコフを隨へて、エムス溫泉に赴く途次ベルリンに立寄つた。露帝は一二日に同地を出發したが、その間において獨帝及びビスマルクと會見し、ドイツ政府の平和確保の證言を得て満足した。而して平和の維持に關しては、兩帝間の意見は最初から一致してゐた。然るにゴルチャコフは、歐洲各國に駐在するロシアの外交代表に對して、「今や平和は確保されたり」と打電し、事件が落着したのは、露帝と彼が獨帝及びビスマルクを壓迫した結果であるかの如き感を與へた。

奥伊兩國政府は、ドイツに對する共同干渉に参加しなかつた。オーストリア政府は飽くまで中立的態度を維持した。それはアンドラッシー外相が、一面ドイツとの關係の悪化を恐れたためでもあるが、他面彼はロシアの干渉によつて、ビスマルクとゴルチャコフとの不和が増大し、ドイツがよりオーストリアに接近することを欲してゐたからでもあつた。またイタリイは當時フランスと法王問題で對立し、却つてドイツに接近してゐた。だからイタリイ政府は、ドイツが平和を望んでゐると信すべき理由があり、且つ干渉を正當ならしむるに十分な根據を見ないとして、共同干渉の提議を拒絶した。その後イタリイ政府は、ドイツに對して、單獨で非公式に平和の維持を要望した。

(四) 豫防戦争事件の結果

歐洲國際政局に一大渦紋を生んだ豫防戦争事件は無事に落着した。フランスは、歐洲列強間の複雑な利害關係を利用して、英露兩國をしてドイツを壓迫せしめ、外交的勝利を得た。これに反しドイツは、列強にフランス攻撃の計畫ありと疑はれてその同情を失つた。だが、ウイヘルム一世及び宰相ビスマルクの平和政策が、モルトケ元帥・カメケエ陸相の豫防戦争の主張を抑へることができたから、ドイツが不正なる挑戦によつてフランスを攻撃し、列強が對獨聯合を結んでフランスを援助し、ドイツ帝國の安全を危くするに至ることを避け得た。事件後、ドイツと英露兩國との關係は悪化した。その後ダービー外相がミュンスタール獨逸大使に對して、ドイツの感情を害したることに就いて遺憾の意を表し、英獨兩國はその友好關係を復活することができた。しかし獨露關係はビスマルクのゴルチャコフに對する不信が解けず、爾來次第に疎隔を來たし、他面獨奥兩國の接近を促した。従つて嚮の三帝協商は早くも龜裂が入つた。

註 拙稿「ビスマルクの保障政策史論」(前掲)參照。主要文献—Grosse Politik (一巻・六章—七章) Documents français (一集・一卷・獨佛關係) Lord Lyons (二巻・五〇—七八頁) Pearl Boring Mitchell; The Bismarckian Policy of Conciliation with France, 1875—1885, 1935. (二巻—三章)。

第三章 東方の危機からベルリン會議まで

第一節 東方の危機

一八七〇年代においては、ドイツはバルカン問題に關して、重大な利害を持つてゐなかつたが、一八七六年の「東方の危機」(Orientalische Krise)は、露・奥・英諸國の對立を醸成して、歐洲戰爭を激發せしめる危険を孕んでゐた。従つてビスマルクは、歐洲の平和を維持せんがために、東方問題の解決に努力した。この意味において、こゝにはバルカン問題を全般的に研究せんとするものではなく、たゞ東方の危機の發展を概説して、ビスマルクが如何なる政策を以てこれに對處したかを考察するに過ぎない。

(一) ボスニア・ヘルツェゴヴィナの叛亂

一八七五年七月、ヘルツェゴヴィナのキリスト教徒はトルコ政府に對して叛亂を起し、この一揆は直ちにボスニアにも波及した。トルコの宗主權に服する自治公國セルビア及びモンテネグロは、かねてより同じスラヴ系民族の住むボヘム州へ領土を擴張せんことを願つてゐたから、これを機會に叛徒を援助した。更にロシアは、ダーダネル及びボスフォール兩海峽の管理と、バルカン半島スラヴ民族の獨立援助をその近東政策の基調としてゐたが、汎スラヴ主義者は積極論を唱へて、セルビア・モンテネグロの野心を後援してゐた。しかし露帝は、國際的混亂を避けるために、現状維持

を希望し、三帝協商國の協力によつて問題を解決することが最善の方策であると考へてゐた。他方、オーストリアも、バルカンへの經濟的進出・勢力範圍の擴大を意圖し、殊に軍部はボヘム兩州の併合を主張してゐたが、外相アンドラッシーは、寧ろトルコの改革による平和的解決を望んでゐた。またイギリスにおいては、この叛亂がロシアの援助を受けたセルビア及びモンテネグロの陰謀によるものであると考へられ、デイスレーリ首相はバルカン諸民族の獨立に同情をもたず、トルコ軍隊による叛亂鎮定を欲してゐた。

一八七五年十一月、ゴルチャコフ宰相は露奥兩國の共同占領を提議したが、アンドラッシーはこれを拒絶した。而して三帝協商國はトルコ政府に對して、事態を調査するために調査團を派遣することを要求したが、トルコ政府は外國の干渉を拒否して、同年一二月全トルコ領の改革を宣言した。同一二月末、アンドラッシーは列國に對して、所謂「アンドラッシー通牒」(Andrassy Note)を發した。列國はこれを承認して、翌年一月末日トルコ政府に通告した。而して「アンドラッシー通牒」は、動亂がブルガリア・クリト島に擴大し、セルビア・モンテネグロも參戰する虞あることを表明して、完全なる宗教上の自由の許與・租税制度の改善・其他の諸改革を列舉し、改革の實施を監督するために、キリスト教徒及び回教徒より成る特別委員會の創設を要求してゐた。トルコ政府はこの改革案を受諾したが、叛徒はこれに反對した。其後五月には、サロニカにおいて獨佛領事殺害事件等が起り、事態は益々惡化した。こゝにおいてゴルチャコフの提案に基いて、ゴルチャコフとアンドラッシーは、五月一日—四日、ベルリンにおいてビスマルクと會談し、三宰相會議が開かれた。この會談において、「ベルリン覺書」(Berlin Memorandum)が作成され、同覺書は、ボヘム

州の動亂解決の中に、バルカンにおける一般的平和への鍵が発見されることを指摘し、トルコに對しては、叛徒と二ヶ月間の休戦條約の締結並にアンドラッシー通牒所定の改革を勧告し、若し満足なる結果が得られない場合には、三國は更に有效なる手段に訴ふべき自由を留保してゐる。かくの如く三帝協商國はその協調を維持して、紛擾の擴大を防止せんと努めた。佛伊兩國はこの解決案に賛成したが、イギリスの反對に遭つてこの案も挫折した。而してビスマルクは、イギリスが主動的地位に立つて東方問題の解決に當るべきであると考へ、イギリスに對する接近を試みたが、イギリス政府はビスマルクの意圖を疑つて、これに應じなかつた。

(二) セルビア・モンテネグロの開戦

トルコにおいては、親露的なマームド・ネディムが政府を牛耳つてゐたが、トルコの輿論はもはやこの状態を黙してゐなかつた。一八七六年五月二二日、神學校の學生數千人は宮殿に侵入し、宰相の罷免を要求した。サルタンは讓歩してミッドハート・パシャを含む青年トルコ黨の革新内閣を任命した。同三〇日には新内閣がクーデターを起し、アブドゥル・アジズは廢位され、ムラード五世がサルタンの位に即いた。また同五月には、ブルガリアのキリスト教徒がトルコ政府に對して叛亂を起したが、トルコ政府は、ブルガリアの數十ヶ村を焼き、數萬人のブルガリア人を虐殺した。而してこのブルガリア人虐殺の報が一度歐洲に傳はると、歐洲諸國の輿論は激昂し、殊にイギリス國民のトルコに對する感情は頗る悪化した。他方、セルビア・モンテネグロにおいては、トルコに對する戰爭熱が燃え上つて來た。セルビア公ミルランは戰爭を欲しなかつたが、リステイチ内閣は、ボヘン州併合を意圖して開戦を決意し、遂に

セルビアは六月三〇日にトルコに對して宣戦し、モンテネグロ公ニコラスもこれに續いた。而してロシアの汎スラヴ主義者は、セルビア・モンテネグロに對して、財政的援助を與へたのみならず、數千人の義勇兵が參戦し、ロシアの將軍チエルニエフが總司令官となつた。これに對して、トルコにおける民族意識も高揚し、トルコ軍はセルビア・モンテネグロ軍と戦端を開いた。

斯くの如く事態は彌々悪化し、ロシアの干渉の危機も切迫して來た。而してロシアがトルコと戰爭するためには、オーストリアの中立を確保する必要があつた。こゝにおいて、七月八日、露奧兩帝はそれ／＼ゴルチャコフ及びアンドラッシーを伴ひ、ライヒスタットに會見して、互に意見の交換を行つた。その際、露奧兩國間に所謂「ライヒスタット協定」(Reichstätt Agreement) が結ばれたといはれるが、それは誤りである。ライヒスタットにおいては、何等正式の書類が起草されなかつたし、調印もされなかつた。たゞ口頭の意見の交換がなされたに過ぎなかつた。即ち、露奧兩國は當分の間トルコへの干渉を見合せること、但し將來若しもトルコが叛徒に對して優勢を占める場合には、兩國はスルヴ民族に對する暴虐を阻止し、且つ實際的改革を主張すること、これに反して若しも叛徒の反抗が引續いて成功し、ヨーロッパにトルコが分割される場合には、オーストリアはボスニアの一部を併合し、ロシアは一八五六年に失つたベッサラビアの一部と黒海東岸の領土を獲得し、ブルガリアとルーマニアは自治を許され、セルビア・モンテネグロ・ギリシアは領土が擴大され、コンスタンチノーブルは自由市にすること等である。然しながら、兩國間の了解には錯誤があつた。例へばロシア側の所説によれば、モンテネグロはヘルツェゴヴィナを併合し、オーストリアは、たゞトルコ領

クロアチア並に國境に近接するボスニアの極少部分を併合することゝ了解してゐたに反し、アンドラッシーの所見によれば、セルビア・モンテネグロの周圍の一部分を除いて、他の全部のボヘミア州を併合すべきものと了解してゐた。

トルコ軍は叛徒を鎮壓し、セルビア・モンテネグロ軍を撃退した。列強はトルコに對して、直ちに講和條件を討議するために、一ヶ月間の休戦を提議した。トルコ政府はやむなく休戦を受諾したが、セルビアに對して可成り苛酷な講和條件を提出し、列強はこれに反對した。斯くして八月六日及び七日、露帝とゴルチャコフはそれら、ドイツが利害なき國家として、歐洲六大強國の會議を招集すべきことを提議したが、ビスマルクは英兩國が自然に提携する結果、露佛兩國が接近し、歐洲が英佛の二大陣營に分たれ、遂にドイツが孤立に陥るであらうことを恐れて、ロシアの提案を拒絶した。然し彼はそのためだけに獨露關係が悪化することを憂へ、且つ獨英提携も豫期した效果を生まなかつたので、九月二日にマントイフェル將軍をワルソーにある露帝の許に派遣し、「一八六四年乃至一八七〇年間に於けるプロシアに對する露帝の態度に關する思ひ出は對露政策を指導する」旨の獨帝の親翰が齎された。然るに斯くの如きドイツの對露接近は、ロシアにおいて同盟の申込と解され、ロシアはトルコ或ひはオーストリアとの戰爭に際して、ドイツが執るべき態度に就て探りを入れて來た。だが、ビスマルクは、皇帝が妥協的の回答をなさんとしたのに極力反對し、後に詳述する如く、彼は、露土・露英戰爭に對するドイツの態度を明かにして、「ドイツを永く拘束するが如き保證を與へ得ざる」旨回答した。而して露帝及びゴルチャコフは、このドイツの回答に對して頗る不満であつた。

こゝにおいてロシア政府は、スマロコフ・エルストン將軍をウイーンに派遣し、ロシアがブルガリアを占領し、オース

トリアがボスニアを占領し、列強がコンスタンチノーブルに艦隊を派遣し、トルコに對して武力干渉を行ふべきことを提議した。しかしオーストリア政府は、共同干渉に反對した。他方アンドラッシー外相は、ビスマルクのもとにミュンス男を派遣し、ロシアのブルガリア占領の危険を指摘して、獨英同盟案を提議したが、ビスマルクは、ロシアがブルガリアを占領すれば、オーストリアはボスニアを占領すべきことを示唆して、獨英同盟案を拒否した。當時英國首相デイスレリーもロシアのブルガリア占領を恐れ、イギリスのコンスタンチノーブル占領を考慮してゐたが、ダービー外相は、軍事行動をとることに反對であつた。而してデイスレリー首相は、バルカンの現状維持を基礎として英獨協定を結ぶことを考へ、駐獨大使ラッセルをしてビスマルクの東方問題解決案を探らしめた。しかるに、ビスマルクは彼自身が主動的立場をとることを欲せず、彼の解決案は後に述べる如く、トルコ分割による列強の利害調整にあつたので、イギリス政府はこれに隨はなかつた。

かゝる間に、東方における事態は益々急迫した。八月三〇日にムラード五世は廢され、アブドゥルハミッドがサルタンとなり、トルコの民族主義的運動は激化した。一〇月三〇日にはトルコ軍はセルビア軍を撃破し、ロシアにおける開戦論が昂まつて來た。かくして一〇月三十一日、駐土イグナチェフ露國大使は、トルコ政府に對して最後通牒を發し、トルコをして二ヶ月間の休戦を約せしめた。他方、ロシアは約一六萬の軍隊の動員を行ひ、對土戦備を整へた。また十一月二日、露國皇帝は獨逸皇帝に對して、トルコの羈絆からキリスト教徒を解放することがロシアの義務たることを主張し、同時にゴルチャコフは、その對土政策に關する道德的支持をビスマルクに要求した。これに對して、

獨帝は兩國間の傳統的親善關係を強調した妥協的回答を發したが、ビスマルクは、ロシアがトルコに對する軍事行動を歐洲の名において行はんとするのに反對して、この要求を斷然拒絶した。而してイギリス政府は、一方、ロシアの戦備に對抗して艦隊をダーダネル海峡に派遣したが、他方、戦争を回避せんがために、列國會議の開催を提議するに至つた。

(二) コンスタンチノープル會議からロンドン會議へ

かくして一八七六年一二月に、コンスタンチノープルにおいて、國際會議が開かれることになり、イギリス政府はソールスベリーを全權委員に任命した。彼はコンスタンチノープルへの途中、一月二三日にビスマルクと會見して、獨英間に或る程度了解を遂げた。而してビスマルクは、ドイツ全權委員に對して、露境全權の意見一致を俟つて始めてこれを支持し、露境孰れにも加擔せざるやう訓令した。コンスタンチノープル會議においては、キリスト教徒に同情を有するソールスベリー英國全權は、イグナチエフ露境全權の術中に陥り、彼は却つてロシア全權と協力した。イグナチエフは、會議において東方問題を歐洲共通の問題と化し、トルコが列強の提案を拒絶すれば、歐洲協調の名のもとにトルコに開戦する意圖であつた。而して露國全權は、先づトルコ代表を除いて歐洲列強全權のみで提案を起草すべきことを主張し、かくして二月一日—二〇日に互り、豫備會議が開かれた。豫備會議においては、トルコの獨立及び領土保全に關するイギリス政府の提案並にアンドラッシー通牒を基礎として、セルビアとトルコとの休戦及び戦前状態の恢復、モンテネグロへの領土割讓、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ及びブルガリア等における自治の許與、そ

の他諸改革案が審議され、漸く一提案が決定された。こゝにおいて二月二三日以後、トルコ外相を議長とする本會議が開かれた。だが、列強の提案はトルコの反對に遭ひ、結局、イグナチエフの讓歩によつてこれは修正された。而して一八七七年一月十五日、ソールスベリー英國全權が列強を代表して、最後通牒の名において、トルコにその承認を要請した。サルタンは列強の壓力の前に屈せんとしたが、激昂せる輿論と一月一八日の「大會議」(Grosse Rat)の決議に押されて、遂にサルタンはこの提案を拒絶した。かくしてコンスタンチノープル會議は、何等東方問題を解決することなくして二月二〇日に散會した。

一八七七年一月十五日、ロシアは露土戦争の際におけるオーストリアの中立を確保するために、オーストリアの要求を容れて、これと秘密條約(所謂ブタベスト條約)を結んだ。その密約において、オーストリアはボヘミア兩州の占領を條件として、露土戦争の際、好意的中立を守ること、露境兩軍の活動範圍並に中立地帯の設定、トルコ分割の處置(大スラブ國を創設せざることを、コンスタンチノープルを自由市とすること)等を約し、更に露境兩國は三月一八日に附屬協定を結んだ。而して一八七七年の初め、獨佛關係も一時緊張してゐたので、ビスマルクは露境・佛三國が聯合することを恐れて、イギリスに對する接近を圖つたが、ディズレーリ首相はビスマルクの意圖を疑ひ、またダービー外相及びソールスベリーは、寧ろロシアとの妥協を主張して、英獨兩國間の提携は實現しなかつた。

ロシア政府も、コンスタンチノープル會議の失敗後、一時平和的意圖を示して、イギリスとの妥協を進めた。かくしてロシアは、二月末にイグナチエフをロンドンに派遣したが、彼の提案はイギリス政府によつて受諾されず、駐英大

使シュヴァロフの新提案が列國によつて受諾され、漸くロンドン議定書が成立した。而してその議定書は、英、獨、露、佛、奧、伊の列強が、トルコ政府をして實施せしむべき改革を列擧し、駐土各國大使をしてその實施を監視せしめることを約し、若しもトルコ政府がその改革を回避するときは、列強は、歐洲一般の利益に反するものとして、キリスト教徒の保護並に一般平和のために執るべき方策を共同に協議すべきことを定め、またトルコ政府にモンテネグロとの講和締結・對露戰備解除について交渉を開始すべきことを勧告してゐる。だが、英露兩國の利害は、この議定書の成立にも拘はらず、依然として一致しなかつた。即ち、ダービー英國外相は、露土兩國が戰備を解除せず、兩國間に平和的解決が見出されざる場合には、本議定書は無効なるべき旨を宣言した。これに對して駐英ロシア大使シュヴァロフは、若しもトルコがモンテネグロと講和し、本議定書所定の改革案を實施して、戰備撤去のために特使を露都に派遣する場合には、これに應ずるが、若しブルガリアにおけるが如き虐殺が再び繰返される場合には、當然動員の處置を執るべきことを宣言した。而してロンドン議定書による列強の提案は、四月三日にトルコ政府に送付され、英國外相並に駐土イギリス大使は極力その受諾を勧告したが、トルコは九日その主權及び獨立を毀損するものとして、これを拒絕した。他方ロシアは、同一六日、ルーマニアとの協定によつて、軍隊通過權を獲得し、一九日にトルコとの開戰を列國に通告し、二四日宣戰の詔勅を下した。これに續いて、ルーマニアも五月二日にトルコに宣戰すると同時に獨立を宣言した。

(四) ビスマルクのバルカン政策

ビスマルクは、東方の危機の勃發以來、ドイツは東方問題に何等利害關係なきことを言明して、できる限り、その渦中から遠ざかることに努めた。だが、事態が悪化して、露、奧の對立が醸成されるに伴つて、彼の努力は、主として「自由なる意思決定に基く三帝同盟の維持」、並にトルコの犠牲における東方問題の解決に集中された。

ビスマルクは當初三帝協商國の協力によつて、東方問題の解決を希望し、三帝協商國が一致した行動をとることに努めた。かくして彼は、或ひはアンドラッシーの通牒を支持し、或ひは三宰會議を開いてベルリン覺書を作成した。しかし彼は、アンドラッシーが主張する如く、ボ・ヘ兩州の改革によつて問題が解決されるとは考へてゐなかつた。寧ろ彼は、露、奧兩國の利害がバルカンにおいて結局衝突するであらうことを豫想してゐた。而してビスマルクは、東方問題の解決に二方法があると考へてゐた。即ち、その第一の方法は、總ての列強が領土的現状の維持に誠意協力することである。しかし、若しもセルビア・モンテネグロが領土擴大を要求し、且つロシアがこれを支持し、オーストリアがこれに反對する場合には、第二の方法をとるべきであると考へてゐた。この場合においては、領土的現状維持に拘泥せず、總ての列強は歐洲の平和維持に關して誠心一致して行動し、トルコの犠牲において、列強の欲求を満足せしめて、互に戰爭を回避することである。ビスマルクは、駐獨イギリス大使ラッセルに對して、東方問題解決の試案として、トルコ分割による歐洲平和維持を説いた。即ち、若し露土戰爭が起れば、オーストリアは中立を維持してボスニアを占領し、ロシアにはベッサラビア領有と一時的ブルガリア占領を許し、イギリスにはエジプトにおける自由行動を認め、而して英露兩國はコンスタンチノーブルに關する協定を遂げ、エジプト占領による英佛の衝突は、フランスにシ

リアを譲渡することによつて、未然に防止せんとするのである。かくしてビスマルクは、露奥兩國の欲求を一應満足せしめると共に、兩國をバルカンにおいて相競争する地位に置き、また英露兩國をして一應妥協せしめるが、しかし互に牽制する立場にたらしめ、更にエジプト占領によつて、英佛間を離間せしめつゝも、シリアをフランスに與へることによつて、その衝突を避けんとする一石三鳥を期してゐたのである。

更にビスマルクは、露土戦争を契機として、ロシアと英奥兩國との衝突の危険が増大するに随つて、ドイツがロシア或ひはオーストリアの孰れかに味方することを避けた。而してドイツの露・奥・英諸國に對する態度は、ビュローを通じて駐露大使シュワイニッツに與へた以下の訓令(一八七六年一〇月二三日及び十一月二十九日付)において、明瞭に示されてゐる。

ドイツは、若しも露土戦争が起る場合には、オーストリアの對露攻撃を防止すべく努力するが、それが成功せずして、若しも露奥開戦を見るに至つても、ドイツは中立を放棄する必要はない。然し、ロシアの大國としての地位を永久的に弱めるが如き全ヨーロッパの聯合は、ドイツの利益がこれを許さないと同様、オーストリアの歐洲強國としての地位或ひは獨立が、ヨーロッパにおける勢力均衡の一要素たるを缺く程にまで毀損されることも、許し得ないところである。それ故に、ドイツは、自らを永く拘束するが如き保證をロシアに與へることが出来ない。更にドイツはイギリスの中立維持に全力を盡すが、ロシアのためにイギリスと戦ふことは考慮の餘地なきことである。

要するに、オットー・ベッカ氏も述べてゐる如く、「東方問題に對するビスマルクの政策は、この問題に直接利害を有する露・英・奥の三國の向背をして孰れもドイツとの親善に依存せしめ、これら三國とフランスとの聯合を阻止するに

ある。」彼は一面において、三國間の協調を望んでそのために盡力し、反面においては、彼等相互間の終局的妥協を欲せずして、絶えず互に闘争せしめんとした。然し彼は、決して三國間の開戦を欲するものではなかつた。何故ならば、かゝる戦争が勃發した場合に、ドイツが厳正中立を守るのは困難であり、結局何れか一方に加擔せざるを得なくなる。その結果、ドイツと敵對する他國をしてフランスと聯合せしめるに至るからである。斯くの如く彼は、露・英・奥三國間の協調を望むと同時に、その闘争を欲したし、歐洲の平和維持に全力を盡すと共に、戦争を惹起せざる限度において絶えざる對立状態に導かんとした。彼の政策は、この二つの相矛盾する形相をとつて遂行された。この矛盾を統一して、孰れの國をもドイツに依頼する立場に立たしめ、フランスを孤立せしめんとするところこそ、彼の東方問題に對する政策の根本的目的があつた。

註 主要文献——Grosse Politik (二卷・一〇章—一二章)・Documents français (二集・二卷・列強と東方事變)・Life of Disraeli (六卷・一章—三章)・Ambassy (二卷・二五六頁以下)・David Harris: A Diplomatic History of the Balkan Crisis of 1875—1878, The First Year, 1936. 尚、英・佛・奥三國政府はそれ／＼(青書(一八七六年)、黄書(一八七七年)、赤書(一八七八年))において外交文書等を發表した。

第二節 露土戦争

「東方の危機」は「露土戦争」(Russisch-türkischer Krieg)に發展し、露奥の對立は激化し、英露兩國は開戦の危機に

直面した。今こゝには、露土戦争を繞る國際關係を概説しよう。

(一) 露土戦争と列國の動向

一八七七年四月下旬にロシアはトルコに開戦したが、ロシアはバルカンにおける行動の自由を持つてゐた。即ち、トルコの背後には依然イギリスが立つてゐたが、ロシアは今やトルキスタンからインドに一撃を加へることができたし、海峽閉鎖の原則に關して獨逸諸國の諒解を得てゐたから、イギリスが再びセヴエスタポールの役を繰返さうと思つても、それは頗る困難であつた。また普佛戦争後のフランスは、イギリスと共同して對露干渉を行ふ意圖もその實力ももたなかつたのみならず、寧ろロシアに好意的であつた。近東問題に重大な利害を有するオーストリアはロシアのバルカン進出反對の立場に立つてゐたが、ロシアは既にブタベスト條約(所謂一月協定)によつてオーストリアの中立を購つてゐたし、三帝協商に基いてドイツがロシアに好意的中立を守ることは確實であつた。イタリーの態度は明瞭ではなかつたが、イタリーは當時歐洲國際政局において重大な要素とは考へられなかつた。かくの如くロシアの國際的地位はクリミア戦争當時に比して頗る有利であつた。更にロシアは一八七一年にパリ條約を破棄し、黒海艦隊を建造し、七四年には一般義務兵役を實施して豫備兵を數倍に増加し、ロシア軍隊はプロシヤ型の砲兵を有し、歩兵は新しい銃を以て武装されてゐた。上述の如く、ロシアは對土戦争に關する「外交的並に軍事的準備」をほぼ完了してゐた。他方トルコは國際的に孤立し、イギリスの軍事的援助も、オーストリアの積極的干渉も、他の列強の好意的中立も、期待できなかつた。更にトルコの財政状態はロシアよりも一層悪かつたし、バルカン及び小アジアの少數民族はトル

コの支配に反抗してゐた。だが、當時トルコの海軍は、イギリス人にしてトルコ軍人となつたホバート・パシャの指揮下にロシア海軍よりも地中海・黒海においては優勢であつた。また陸軍の裝備も近代的に改良され、ロシア陸軍よりも或る點では秀れてゐた。然しながら、トルコ軍の指揮は不統一であり、何等適切な作戰計畫をもたなかつた。こゝにトルコ軍の根本的缺陷が存してゐた。

ゴルチャコフ露國宰相は、一八七七年四月二一日、歐洲列國に宛て「列國共同の勸告によつて達成されなかつたものを實力によつて獲得する」旨を通知した。これに對してダービー英國外相は「トルコが列國の勸告によつて改革を實施する希望は全然消滅したものと結論することはできない」と答へ、ロシアの「ヨーロッパ共同の利益」に隨つて行動するとの主張に反對して、ロシアの開戦を一八五六年のバリー條約の違反であると反駁した。しかし獨逸皇帝ウィルヘルム一世は露帝アレキサンダー二世の開戦通知に對して好意的中立を約し、他の列強も孰れも中立を標榜した。而して當時黒海・地中海においてはトルコ海軍が優勢であつたから、ロシアがバルカンに攻入るためには、トルコの附庸國たるルーマニアを通過しなければならなかつた。かくしてロシアは四月一六日の露羅協定においてその軍隊通過權を得た。而してトルコのダニユーブ沿岸砲撃後、ルーマニアは五月二一日にトルコに宣戦し、同時にその獨立を宣言した。ロシア軍は六月二三日にダニユーブ河を渡つて南下し、殊にグルコ將軍麾下の軍隊はバルカン山脈に急迫し、七月一九日にシブカ峠を占領した。

露土開戦當初から、デイスレリー英國首相(ビーコンスフィールド卿)はイギリスの利益を擁護するために斷乎たる

處置に出づべきであると考へ、ロシアのコンスタンチノーブル占領に對する「現實の保障」として、イギリスがダーダネル半島を一時的に占領すべきであると主張した。然し彼の提議は閣議において賛同を得なかつたが、イギリス政府は、五月六日にロシア政府に對して、エジプト攻撃乃至コンスタンチノーブル占領に反對する旨の通牒を發した。駐英ロシア大使シュヴァロフはイギリスが露土戰爭に干渉する危険を察知して、急遽露都へ歸國し、その途次ベルリンに立寄つてビスマルクと會見し、ロシア軍の數次の戦勝の後、寛大なる講和を結ぶべきことを語り、ビスマルクはこの意見に賛成した。而してビスマルクは英露兩國の衝突を憂ひ、列強がトルコの犠牲において諒解に達することを希望してゐたが、イギリス政府はビスマルクのトルコ分割案に反對し、彼が却つて英露衝突を策謀してゐるものと疑つて、ドイツのイギリスに對する接近に熱意を示さなかつた。

ロシア政府の上層部は、英露の衝突を極力回避しようとしてゐたので、シュヴァロフ大使はイギリスに妥協的な回答を携へて歸任した。このゴルチャコフからダービー外相への五月三〇日付回答において、ロシアはスエズ運河の封鎖やエジプト攻撃を行はざることとを保障し、コンスタンチノーブルの獲得がその目的の範圍外であり、また同市の將來をヨーロッパ一般の諒解の下に決定すべく、兩海峡も一般的條約によつて解決すべきことを約束した。而してシュヴァロフ大使は、六月八日にイギリス政府に對して、バルカン山脈北方におけるブルガリア自治國の創設・セルビア及びモンテネグロの領土擴大・ベッサラビア及びバツームの割讓・ボスニア・ヘルツェゴヴィナの處置等に關する講和條件を内示したが、イギリス政府はロシアの保障や約束には信用をおかなかつた。而してヴィクトリア女王は、イギリス

の威信と地位を保持するために、斷乎たる行動を起すべきことを要望され、デイスレリー首相は依然ダーダネル占領・コンスタンチノーブルへの艦隊派遣を主張した。しかしダービー外相・ソールズベリー印度相等はこれに反對し、結局、イギリス政府はその地位を強化するためにオーストリアとの諒解を深めることに決した。

シュヴァロフ大使がロンドンに歸任する前、五月一九日に、ダービー外相は奧國大使ポイストに接近し、ロシア軍がコンスタンチノーブルを占領した場合に、英奧兩國が共同行動をとるべきことを提議し、イギリス艦隊がオーストリア軍を同市まで輸送してもよいと語つた。然るにこのイギリスの提議に對して、アンドラッシ外相は、ロシアがコンスタンチノーブルを一時占領しても、英奧兩國はロシア軍を同市から撤退せしめることができると主張し、イギリスの提案を受諾しないで、別に英奧兩國間の諒解を達するために次の如き七ヶ條の條件を提示した。

(一)バルカンのキリスト教徒に對する排他的保護權を如何なるキリスト教國にも許容しないこと。(二)最後の講和は一八五六年のパリ條約の調印國の參加なしには結ばないこと。(三)ロシアはダニユブ河の右岸に領土を獲得すべからざること。(四)ルーマニアをロシアに合併し或ひはロシアに從屬せしめざるべきこと。(五)オーストリア或ひはロシア宮廷の皇族をバルカンの國王に即けざるべきこと。(六)ロシアがコンスタンチノーブルを占領すべからざること。(七)大スラヴ國を非スラヴ民族の犠牲において創設せざるべきこと、並にトルコの再組織は土侯の下に現在の諸州に自治を許容する範圍を越えざるべきこと。

イギリス政府はこれ等の條件に反對ではなかつたが、寧ろロシア軍進撃の現實の脅威に對して、英奧兩國が具體的に協力することを希望してゐた。従つてデイスレリー首相はポイスト大使に「ロシア軍がバルカン山脈を越えて進撃す

ることを許してはならない、若しもロシアが進軍すれば英奥兩國はその代償をとるべきである、イギリスはガリポリに艦隊を派遣し、オーストリアはルーマニア及びセルビアに進軍すべきである、オーストリアは果してイギリスと協力してコンスタンチノープル占領を阻止するか」と語つた。この會話を大使から報告されたアンドラッシーは、ロシア軍がバルカン山脈を越えて進撃することを餘り心配してゐないこと、イギリスのガリポリ占領には反対しないこと、ロシアのコンスタンチノープル領有を「開戦理由」と認めることをイギリスに回答した。だが、ロシアがブタベスト條約を破らない限り、オーストリア政府はロシアの行動に干渉することを欲しなかつた。それ故にオーストリアはイギリスの協力要請に對しても消極的であつた。而してイギリス政府も露奥兩國政府間に何等かの默契が存することを察知してゐた。然るにロシア軍がバルカン山脈に迫ると共に、オーストリア政府もロシア軍の行動に對する不安を深め、イギリスと諒解に達することがより必要になつてきた。かくして英奥兩國政府は、アンドラッシーの提議した七ヶ條を基礎として、公文を交換することに一致し、アンドラッシー外相からの通牒が七月二六日付で發せられ、これに對してダービー外相は八月一四日付で回答を發した。だがそれは、英奥兩國間の「道德的諒解」(moral understanding)以上のものではなかつた。

ロシア軍は七月一九日にシブカ峠を占領し、一舉にコンスタンチノープルへ進撃せんとする形勢を示した。このことはイギリスを驚愕せしめ、ヴィクトリア女王は益々政府が強硬な態度をとるべきことを要望され、ディスレリー首相は一層強硬にダーダネル占領の必要を力説したが、七月二一日の閣議においては、再びロシアに警告をなすことに

決した。また駐土大使レイヤードからの七月二七日付報告によれば、「ロシア軍はやがてアドリアノーブルを占領し多分ガリポリに進軍するであらう、サルタンは既に小アジアのブルサに退去する準備中である」と。こゝにおいてイギリス政府は、サルタンをしてコンスタンチノープルへイギリス艦隊派遣方を要請せしめるやうレイヤード大使に命じた。然るにこれより先、七月一九日にトルコ將軍オスマン・パシャの率ゐる軍隊はセルビア戦線から引揚げてブレヅナの要塞に立籠つた。ロシア軍はその右翼に敵の大軍が現はれたので、その前進が妨げられ、二〇日にロシア軍はブレヅナを攻撃したが失敗に歸し、七月末の總攻撃も大打撃を受けた。またグルコ將軍の軍隊もトルコの豫備軍と會戦し、バルカン山脈から南方への進撃は遮げられた。更に小アジア方面においてもロシアの進軍が阻止された。かくしてイギリス政府はその艦隊を急遽派遣する必要がなくなつた。

ロシアは最初トルコとの戦争を演習ぐらゐに考へてゐたが、トルコ軍はイギリスから最新式の銃と軍需品の供給を受けて、ロシア軍の南下を食ひ止めようと死力を盡して抵抗した。かくの如く戦線が膠着状態に陥ると、オーストリアにおいては、このロシアの苦境を利用して強硬政策をとるべしとの説が昂まつて來た。アンドラッシー外相は二ヶ師團を動員すべしとの意見を持つてゐたが、七月三一日の閣議において、彼はロシアとバルカンの聯絡を切斷するためにルーマニアに出兵すべしと主張し、軍部は却つてロシアとの衝突を惧れてこれに反対した。而してこの外務省の積極論と軍部の消極論の對立によつて、オーストリア政府の態度は容易に決しなかつた。他方ロシア皇帝も戦局が不利に傾いて來たので氣を腐らし、駐露イギリス陸軍武官ウエスレイ大佐を通じてイギリス政府の態度を緩和せし

めようと圖つた。かくしてウエレスレイ大佐はロンドンに歸國して、ヴィクトリア女王・ディスレリー首相に情勢を報告し、ロシア皇帝の意嚮を傳へた。これに對してディスレリー首相は、同大佐を通じて露帝に戦争が長期化する場合にはイギリスが中立を維持し難いことを非公式傳達せしめた。

ロシアは戦局が思ひ通りに展開しないので、最初ルーマニアの軍事的援助を斷つてゐたが、今やルーマニア軍の参加を希望するに至つたと共に、ギリシヤを参戦せしめようと策動した。しかしギリシヤはイギリスの壓力とトルコ海軍に恐れて躊躇した。かくしてロシアは歐洲戦争に備へて本國に残してあつた精兵を戦場に送らざるを得なくなつた。而してロシア軍は九月七日にブレヅナを強襲したが、これを抜くことができず、遂にセヴァストポールの勇將トドレーベン將軍を差向けてジリジリとこれを包圍攻撃した。こゝにおいて、オスマン・パシヤの籠城軍も飢餓に瀕し、包圍軍の一角を破らんと力戦したが、遂に彼等は二月一〇日にロシア軍に降服せざるを得なくなつた。かくの如くロシア軍の前進を阻んでゐたブレヅナの陥落によつて、ロシア軍は一齊に進撃を開始し、グルコ部隊は一八七八年一月三日にソフィアを占領し、他の諸部隊もバルカン山脈を越えて進撃した。

(二) 露土講和談判と英露衝突の危機

ロシア皇帝は露土戦争が近く終結するものと考へ、一八七七年二月に獨逸兩皇帝に次の如き講和條件を内示した。即ち、(一)ブルガリア自治國の創設(その領土はコンスタンチノーブル會議で定められた範圍とし、二ヶ年間ロシア軍隊がこの地域を占領する)。(二)ボスニア・ヘルツェゴヴィナの處置(コンスタンチノーブル會議で一致を見た方針に

従つて再組織し、オーストリアが兩州を管理する)。(三)セルビア・モンテネグロ・ルーマニアの獨立。(四)トルコ領内のキリスト教諸州の改革。(五)ベッサラビア及び小アジア占領地のロシアへの割讓。(六)トルコの償金支拂。(七)海峽の閉鎖(外國軍艦の航行を禁止するが、黒海沿岸國の軍艦はトルコ政府の許可の下にその通過を認む)。而して講和條約は露土兩國間に締結されるが、ヨーロッパ一般の利益に關する規定の討議には列國の参加を認める旨を附記してゐた。かくの如き講和條件に對して、ドイツ政府は大體反對しなかつたが、オーストリア政府は大ブルガリアの建設が同國を脅威し、且つブタベスト協定に違反するものであると考へてこれを排撃した。イギリス政府はロシアから講和條件を提示されなかつたが、ロシアの新聞を通じてその條件の大綱を推察してゐた。従つてイギリス政府はかくの如き講和條件に反對し、殊にロシア軍艦の海峽通過權には絶對反對の態度を示した。

他方トルコ政府は二月一二日に列國政府に對して調停を求めたが、その要求は尊大な言辭を以て表はされてゐたので、列國政府に悪い印象を與へた。殊にビスマルクがトルコの要請を斷乎として拒絶したので、列國による居仲調停の機運は薄らいだ。然しながら、ディスレリー首相は飽くまでも對露強硬論を固守し、イギリス政府は二月一三日に駐英ロシア大使に對して、假令一時的且つ軍事的目的のためと雖も、ロシアがコンスタンチノーブル或ひはダーネルを占領すれば、イギリスは適當の處置をとらざるを得ないであらうと警告した。更に彼は一四日の閣議において、議會を召集して陸海軍費の増額を要求し、且つ露土戦争に調停を試みることを提議した。これに對してダービー外相・カルナーヴァン植民相・ソールズベリー印度相が反對し、數次に互つて閣議が続けられたが、ディスレリーは辭

職を以て脅かし、遂にその主張を貫いた。

こゝにおいてイギリス政府はロシアに對する調停申入にオーストリアの参加を勧誘した。然るにオーストリア政府はイギリスのこの提議を拒絶した。アンドラッシー外相は寧ろトルコをして一應ロシアの條件を受諾せしめ、しかる後に列國にその輕減を要請せしめる方がよいと考へた。それ故に彼は、講和條件を内示した露國皇帝から奧國皇帝への親翰に對して、強硬な應答をなすことを悦び、その返翰のうちにおいて、オーストリアが平和條件に發言權を有し、特にボスニア・ヘルツェゴヴィナの權利を有することを指摘し、大ブルガリアの建設に強力な反對を表明した。他方デイスレリー首相はオーストリアの協力なくとも露土兩國間の平和克服に盡力することを決意した。彼は三帝協商諸國間に諒解が既に遂げられてゐるのではないかと疑ひ、且つロシアが改變し得ない「既成事實」(fait accompli)が作りあげられることを恐れた。丁度このとき、一月二十四日にトルコ政府はイギリスに居仲調停を求めた。かくしてイギリス政府はロシア政府にトルコの平和克服の希望を通達したが、露國皇帝はイギリスの調停を拒絶した。他方露國皇帝はロシア軍司令官に休戰條約を締結する權限を與へ、一月二十九日にニコラス大公に原則的講和條件を通知した。ロシアは講和談判に外國が介入することを排撃したが、ヨーロッパ一般の利害に關する條項には列國の同意を得ることを認めた。而してゴルチャコフ宰相は、獨逸兩國がロシアを支持し、イギリスもこれ以上干渉しないであらうと考へてゐた。

トルコ政府はイギリスの援助に期待をかけてゐたが、その期待がはげれ、ロシアに屈服せざるを得なくなつた。か

くしてトルコは一八七八年一月九日にロシア軍司令官に休戰を請ふたが、トルコの全權委員が到着するまでに、ロシア軍は益々コンスタンチノーブルに迫つた。こゝにおいて歐洲列國は驚愕し、殊にイギリス政府は、トルコ軍がアドリアノーブル及びガリポリ半島で防ぎ得ないであらうといふ報告に接して狼狽した。ヴィクトリア女王は政府が斷乎たる行動をとるべきことを要望し、デイスレリー首相は閣議においてコンスタンチノーブルへ艦隊を派遣すべしと主張した。だが、ダービー外相はこれに反對し、結局、トルコ皇帝をして艦隊の派遣を要請せしめ、且つロシアにダーダネルを占領せざる保證を求めること以上に出なかつた。而してトルコ皇帝はロシアを却つて激昂せしめることを恐れてイギリス艦隊派遣の要請をなすことに躊躇し、またロシア政府もトルコ軍がガリポリに集中せざる限りこゝを占領しないことを保證したので、イギリスは艦隊の派遣を見合せた。他方、イギリス政府は再びオーストリアに接近せんとし、駐英大使ポイストに對して、オーストリアが動員する用意あるか否かを糺し、若しオーストリアにその意圖があれば、イギリスも斷乎たる行動をとるべき旨を告げた。

アンドラッシー外相は、ロシアをしてバルカンから撤退せしめるために、一八五五年のクリミア戦争のときの如く、トランシルヴァニアに兵力を集中すべきことを主張したが、軍部はかゝる強硬手段に出ることに反對し、數日に互つて論議が闘はされたが、オーストリア政府の態度は何等決定されなかつた。かくしてアンドラッシーは、イギリス駐奧大使にイギリスが先づ強硬な態度を示さざる限り、オーストリアが動員を行ふことは困難であると答へた。而して一月二十八日デイスレリー首相は英奧防禦同盟を閣議に提案し、オーストリア政府に對露共同通牒への参加を要請する

ことになった。だが、オーストリア政府はこれに賛成しなかつた。かくの如く英墺兩國は共にロシアのバルカン侵略を排撃せんとしてゐたが、オーストリアはロシアがブタベスト條約に反する行動をとることが明瞭とならない限り、敵對行動を開始することを欲しなかつた。また兩國は互に他方が率先してロシアに敵對することを期待し、自から積極的に動かなかつた。

然るにロシア軍の進撃は急を告げ、コンスタンチノーブルは大動搖を來たした。かくして一八七八年一月一九日にトルコ皇帝は若しロシア軍がガリポリに前進すれば、イギリス艦隊が海峽を通過してコンスタンチノーブルに來援する用意があるか否かを糺した。他方ニコラス大公はトルコをしてロシアの條件に同意せしめるためにはコンスタンチノーブルを占領すべしと露國皇帝に力説した。またロシアの輿論も首都占領によつて始めて戦争が終結するであらうと主張した。かゝる情勢のもとにおいて、イギリス政府は遂にコンスタンチノーブルへ艦隊を派遣することに決し、これに反對したダービー外相とカルナーヴァン植民相は辭職した。然るにイギリス艦隊に出動命令が發せられた直後に、駐土大使レイヤードから露土間の豫備講和條件が報告され、海峽問題が列強とロシア政府との協議によつて決定される筈であると傳へられた。イギリス政府はこのことに關して大體満足し、特にダービー外相の辭職が議會において問題化することを慮れて、艦隊を呼び戻す命令が發せられた。然るにその直後にレイヤード大使は前日の電報を訂正し、海峽問題が露帝とサルタンとによつて解決される筈であると打電して來た。だが、イギリス政府は再びその態度を變更して艦隊の出動を命ずることはできなかつた。

ロシアの對土講和條件は列國に提示されたが、それは英墺兩國の牽制にも拘はらず、一二月の講和條件と何等變りなかつた。イギリス政府は海峽問題が後日の決定に留保されてゐたので稍々安堵したが、オーストリア政府は大ブルガリアの建設の條項を見て激昂した。かくしてオーストリア政府は自から率先してロシアに當らなければならなかつた。アンドラッシー外相は、オーストリアの利益を無視せる露土講和條件に同意し得ない旨を表明し、且つかゝる一方的講和に反對するために軍事的援助をイギリス政府に求めた。然しながら今度はイギリス政府が動かかなかつた。既にイギリス艦隊の出動が中止されたので、ダービー外相は再び復活してディズレーリーの強硬政策に反對し、首相とソールズベリー印度相とが協調した。而して英墺兩國の對露共同戦線は結成さるるに至らず、孤立無援のトルコ政府は遂にロシアの威壓に屈服し、一月三十一日にアドリアノーブルにおいて休戦條約を調印した。

アンドラッシー外相は一月二八日に國際會議の開催を列國に提議した。最初この提議に熱心に賛成する國はなかつたが、ゴルチャコフ首相が全ヨーロッパに關する條項のみを討議する國際會議に同意したので、列國政府間には國際會議開催に關する交渉が行はれるやうになつた。而してゴルチャコフはその開催地をウィーン或はロンドンに選ぶことに反對し、ベルリン或は小國の都市たることを希望した。イギリス政府は三帝協商諸國が一致してイギリスが孤立に陥ることを慮れてゐたが、アンドラッシーがイギリスと協力すべきことを約したので、イギリス政府も會議の開催に賛同した。だが、ビスマルクは國際會議の召集に氣のりしなかつたので、寧ろ三帝協商國間の直接交渉によつて問題を解決することを欲し、アンドラッシーとウィーン駐在の露獨兩國大使との會談を斡旋した。

ロシア軍は休戦條約に基いて二月初旬にコンスタンチノープルの附近まで進出して來た。しかるに休戦條約の條項は未だ公式には列國に通達されてはゐなかつた。従つて各國はロシア軍の行動に非常な不安を感じ、殊にイギリスにおいては「バイリジゴ」の流行歌によつて敵愾心が煽られ、ジongoイズムが白熱化して來た。閣議が連日に互つて開かれ、艦隊を派遣するか、諸外國と協力するかに關して討議が続けられ、二月八日、内閣は艦隊をコンスタンチノープルに向けて出動せしめ、他の中立國にも共同動作を勧誘することに決した。また同日議會においても六百萬磅の臨時軍事費が通過した。ダーダネル海峽外のベシカ灣に待機してゐたホーンビー提督の率ゐる艦隊に直ちに前進の命令が發せられ、駐土大使にトルコ皇帝から海峽通過の許可を得よとの訓令が發せられた。艦隊が海峽の入口に達したが、その許可は未だ到着しなかつた。ホーンビー提督は數時間待つたが、ベシカ灣にその艦隊を引揚げた。ロシア軍司令官ニコラス大公は若しもイギリス艦隊が海峽から内に入ればロシア軍は直ちに首都を占領するであらうとトルコ皇帝を威嚇したので、アブドゥルハミッドはヴィクトリア女王に艦隊派遣の中止を懇願し、トルコ政府はイギリス艦隊の海峽侵入を阻止せんとした。こゝにおいてイギリス政府はロシアとの衝突を覺悟して、トルコ皇帝の許可なく海峽に侵入するか、ロシアとの衝突を回避するために隱忍自重するかの重大な岐路に立つた。

二月一二日、ホーンビー提督はトルコ皇帝の許可なしに海峽内に進航し、若しトルコ砲臺が攻撃すれば反撃すべしとの本國政府からの命令に接した。こゝにおいて提督は數隻をガリポリ沖に残して、他の艦隊を率ゐてダーダネル海峽を通過し、一五日の朝コンスタンチノープル沖のプリンス群島附近に碇泊した。これに對してニコラス大公には自由

行動が認められ、コンスタンチノープル占領は彼の判斷に委ねられてゐた。かくして英露衝突の危機は目前に迫り、一觸即發の状態にあつた。だが、トルコ軍が首都の防衛を固めたからロシア軍の進撃は數週間前程容易ではなかつた。而してロシア軍の大部隊はアドリアノーブルから前進しなかつた。またトルコ皇帝はヴィクトリア女王に艦隊をコンスタンチノープル沖から撤去されたい旨を再三要望し、イギリス艦隊もマルモラ海の小アジア岸のムダニア沖に移つた。かくして武力衝突の危機はやゝ緩和されたが、依然として形勢は豫斷を許さなかつた。ロシアはトルコ海軍の引渡しを要求し、結局コンスタンチノープルを占領するであらうと傳へられ、これに對してイギリス政府はナビアー卿を司令長官に、ウォルセレイ將軍を參謀に任じ、またレイヤード大使にトルコ海軍の優秀艦の買収を命じた。而してイギリス政府は若しもロシア軍がトルコ皇帝の許可なくしてコンスタンチノープルを占領すれば、駐露大使の召還を行ふべきことをロシアに警告した。

イギリス政府は獨・墺・佛・伊列強に對してコンスタンチノープルにおける海軍示威に共同参加を勧誘し、墺・佛・伊諸國は自國居留民の保護を名としてこれに参加せんとしたが、結局、三國は共同動作をとらなかつた。そこでイギリス政府は、若しオーストリアが三〇萬の軍隊を動員し、且つロシア軍のコンスタンチノープル附近からの撤退・海峽のトルコ砲臺のイギリス或ひは中立國管理が行はれない限り國際會議に出席せよとの對露共同通牒に参加すれば、オーストリアに借款を提供すると働きかけた。アンドラッシーは軍隊の動員を行ひ強硬態度を示すべきことを再三力説したが、軍部はロシアとの衝突を恐れてこれに反對し、二月一六日オーストリア政府は動員令を下さないことに一致し

た。こゝにおいてドイツ・スレリー首相は伊・希・埃・佛諸國と地中海聯盟を結成し、且つ新海軍根據地を獲得することを計畫した。三月二日にドイツ・スレリー首相は、ロシアの干渉から歐亞の交通路を擁護するために伊・希・埃・佛諸國を包括した聯盟を結成すべきことを提議し、且つエーゲ海のミティリー島・シリアのセント・ジャン・ダクル・ベルンヤ灣の孰れかを占領すべきことを主張した。ダービー外相はかゝる案に反対したが、三月八日の閣議において先づイタリーに働きかけることになり、また海軍根據地問題も「一時的且つ假定的」に決定された。かくして三月一三日駐伊大使に訓令が發せられたが、やがてデブレチス内閣が瓦解し、カイロリー内閣が成立し、コルティ伯が外相に就任した。新イタリー政府は東方の葛藤に捲き込まれることを欲せず、三月二十九日にイギリス政府の提案を拒絶した。その後ロシアはガリポリ半島を占領せず、イギリスもそこに軍隊を上陸せしめずとの條件で妥協が成立したが、英露兩國は依然睨み合の姿勢を續けてゐた。

一八七八年三月三日、ロシア全權イグナチエフとトルコ全權サフヴェット・パシヤとの間に、サン・ステファノにおいて講和條約が調印され、二三日にその批准が交換された。このサン・ステファノ條約は全文二九條より成るが、その要項は次の如くである。

- 一、モンテネグロ及びセルビアの領土を少しく擴大し、且つその獨立を承認す(第一條)。
- 二、ルーマニアの獨立を承認し(第四條)、ロシアはベッサラビアと交換にドブルジャをルーマニアに讓渡する權利を留保す(第一、九條)。

三、ブルガリアはトルコの主權の下にある自治公國となし、その領土はバルカン山脈の北部及び南部を含み、エーゲ海に達する(第六條)。而してブルガリア公は人民の選舉によりトルコ及び列強の同意を経ることを要し、新政治組織はロシア委員監督の下に議定し、ロシア委員は二年間その實施に當り、ロシア軍隊は約二年間ブルガリアを占領す(第七、八條)。

四、ボスニア・ヘルツェゴヴィナにはコンスタンチノーブル會議に提議された改革案を實施す(第四條)。

五、トルコは賠償金として總計一四億一千萬留をロシアに支拂ふが、そのうち一億留はドブルジャ及び小アジアのパツーム・カルス附近の地方の讓地を以て代へることを得る(第一、九條)。

その他にクリト島及びアルメニアその他の改革やダーダネル・ボスフォール海峽を平時戰時に中立國商船に開放することを規定してゐる。

このサン・ステファノ條約によつてヨーロッパは四分五裂に分割された。即ち、ルーマニア・セルビア・モンテネグロは完全な獨立を遂げ、ブルガリアは表面上トルコの附庸國なるも事實上ロシアの保護國となり、トルコの領土はスレス地方・カルキチケ半島・テッサリー及びエピルス・アルバニア・ノヴィバザールの各處に散在するに過ぎなくなつた。而して大ブルガリアの建設によつてロシアはバルカンの死命を制し、その勢力を黒海から地中海に及ぼすに至つた。このことは一八世紀以來のロシアの南下政策における最大の勝利であつたが、この大ブルガリアの建設は露埃兩國間のブタベスト條約に違反し、且つイギリスの地中海ルートを脅威した。こゝにおいて英埃兩國はこの事態

を到底黙視しなかつた。更に第四節において如何にしてベルリン會議が開催され、このサン・ステファノ條約が如何に改變されたかを論述するであらう。

註 拙稿「一八七七年の露土戦争」(國際法外交雜誌・三八卷・四號・六號・七號)參照。主要文獻——Grosse Politik (二卷・十一章) Documents français (一集・二卷・列強と東方事變) Life of Disraeli (六卷・四章—八章) J. Holland Rose: The Development of the European Nations, 1870—1900 (八章)。

第三節 英獨・獨佛關係

(一) 英獨關係の推移

イギリスはインドへの交通路の安全を確保する意味において常に東方問題に重大な關心を有し、トルコの領土保全、ロシアの海峽管理反對をその傳統的政策としてゐた。而してデイスレリー首相はこのバルカン政策を堅持せんとする決意をもつてゐたが、ダービー外相等は消極的態度を持し、グラッドストーンは寧ろバルカンの民族運動に同情してゐた。かくしてイギリス政府は第三國がボスニア・ヘルツェゴヴィナの叛亂に干渉する前にトルコ政府が叛徒を鎮壓することを希望してゐた。然るにトルコは斷乎たる行動に出る氣力なく、三帝協商國がこれに干渉するに至つた。デイスレリー首相は三帝協商國に多大の不信を抱いてゐたが、これと協力しなければイギリスの利害が無視されることを懼れて、遂に「アンドラッシー通牒」に基くトルコ改革に關して列強と共同歩調をとることになつた。

ビスマルクはイギリスの歐洲國際政局における地位に鑑み、また事態が益々紛糾することを見透して、イギリスとの協調を決して忘れなかつた。一八七六年一月二日彼は駐獨イギリス大使ラッセルとの會談において、東方問題に關して兩國が屢々意見を交換して親善を緊密にすべきことを提議した。これに對してダービー外相もドイツとの協力を希望したが、ラッセル大使は露墺間の對立が激化すればドイツの對英接近が積極化するものと考へ、イギリス政府は直ちにこの提議に應じなかつた。而して駐佛イギリス大使ライオンズはこのドイツの對英接近を以てビスマルクの英佛離間の策謀であると解したが、ドイツ外交文書によつてもビスマルクが紛争の局地化を努力したが、英佛間の離間を意圖してゐなかつたことは明かである。

その後二月一日にビスマルクはラッセル大使と會見して、歐洲の平和を維持せんとする英獨兩國が諒解をとげることの重要性を強調し、ドイツがイギリスの東方における平和政策を支持する用意のあることを言明した。ラッセル大使はビスマルクの熱誠に動かされて、英獨間の諒解に賛同し、本國政府にドイツの提議を受諾するやうに進言した。ヴィクトリア女王もビスマルクの誠意を認めて東方問題に關する英獨協力をダービー外相に強調し、デイスレリー首相もドイツの提議に應ずる必要を信じてゐたが、ダービー外相は依然ビスマルクの意圖を疑ひ、英獨間の諒解によつて平和を維持することを希望するが、ビスマルクの眞意が明瞭になつて始めてその提議に應ずべきことをラッセル大使に訓令した。こゝにおいてビスマルクはイギリスが積極的に東方の平和維持を策するならば、ドイツはこれを支持すべきことを提議した。これに對してダービー外相は英獨同盟を持出したが、ビスマルクは同盟の締結を希望せず、

たゞ平和維持のための兩國間の協力を欲した。而して彼は東方問題の第一の解決案として列強が現状維持につき協力することを欲したが、この第一案が不可能であれば、第二案として列強がトルコの犠牲において歐洲の平和を維持すべきであるとなし、若しも英露兩國が先づ協定すれば、埃・伊・佛の列強もこれに一致して英埃對ロシアの衝突を回避し得ると考へた。然るにイギリス政府はビスマルクのトルコ分割案に賛成せず、英獨提携は進捗しなかつた。

獨・露・埃三國は「ベルリン覺書」に基いて東方問題を解決せんとしたが、イギリス政府は三帝協商國がイギリスを除外したことに不信を抱き、その解決案が叛徒に有利であることなどを理由としてこれに反對したので、その解決案は失敗に歸した。こゝにおいてビスマルクは、ゴルチャコフがイギリスを除外して東方問題の解決に當らんとしたのに反對して、却て英獨接近を兩國の宮廷關係を通じて圖つた。ディズレーリー首相はドイツ政府に協力する用意のある旨を答へたが、當時彼は何等提案を持たなかつたので、英獨の提携は具體化するに至らなかつた。その後ブルガリアの革命・セルビアの對土宣戰によつて、東方問題は益々紛糾を重ね、イギリスの輿論はブルガリア人虚殺事件以來、トルコに不利に傾いた。ディズレーリー首相は露埃兩國がバルカンを各々の勢力範圍に分割して妥協することを恐れ、一八七六年一〇月に彼はバルカンの現状維持を基礎として英獨協定を結ぶべきことをヴィクトリア女王・ダービー外相に主張し、ラッセル大使を通じて、ビスマルクの解決案を探らしめた。然るにビスマルクは既に現状維持による解決を不可能なりと考へ、トルコ分割による解決案を提議したので、イギリス政府はこれに隨はなかつた。かゝる間にバルカンの事態は急迫を告げ、ロシアは對土戦争を準備した。かくしてイギリス政府は國際會議を提議

し、列強の賛同を得て一二月にコンスタンチノープルに大使會議が開かれた。イギリス全權ツールズベリーは會議への途中ベルリンにおいてビスマルクと協議を遂げ、ビスマルクも歐洲戦争の勃發を回避するために盡力した。然るに、既に述べた如く、コンスタンチノープル會議は失敗に終り、露土開戦の危機が切迫した。こゝにおいて一八七七年一月に、ビスマルクはラッセル大使との會談において、イギリスが如何なる處置に出るかを探り、露佛の提携の危險に對處して英獨同盟を提議したが、イギリス政府はこの提案を受諾しなかつた。而して同年四月に露土戦争が遂に勃發した。

ビスマルクは露土戦争が英露戦争に擴大し、それが更に歐洲戦争に發展することを憂慮して、駐獨イギリス大使ラッセルとの會談において、英露兩國がトルコの犠牲において妥協することを示唆し、英獨同盟の希望を述べた。然しイギリス政府は、ビスマルクが却つて英露衝突を策謀し、且つ對佛戦争に自由行動を得んとするものと疑つて、ドイツの提議に應じなかつた。かくして露土戦争中には英獨關係は何等進展しなかつた。而してロシア軍の戦勝の結果、トルコが屈服して列強に調停を求めたが、ドイツはこれを拒絶し、ロシアの講和條件に對しても強ひて反對しなかつた。他方ロシア軍のコンスタンチノープル占領の危險が切迫すると共に、英露關係が緊張し、イギリスは列強に海軍示威への共同参加を勧誘したが、ドイツはこれに應じなかつた。然しながら、ビスマルクは決して英露衝突を欲してゐたのではなくして、英露の妥協の上に歐洲の平和を維持しようと努力した。

上述の如く、東方の危機及び露土戦争を通じて、英獨兩國は紛争の局地化のために協力したが、兩國のバルカン政

策は必ずしも一致しなかつたために、英獨提携は何等の成果を齎すに至らなかつた。

(二) 獨佛關係の變化

普佛戰爭後、獨佛關係は決して良好ではなく、殊に一八七五年には豫防戰爭事件によつて頗る緊張したが、その後漸次その關係は正常化し、一八七六—八〇年は所謂「緩和」(détente)の時代であつた。かくの如く獨佛關係が改善された原因は種々あるであらうが、第一には獨佛兩國の有力政治家が親善關係の再建に努力し、殊にチエールが獨佛接近に貢献したこと、第二に獨佛兩國政府が東方の危機の勃發以來、紛争の局地化のために協力したこと、第三に獨佛兩國政府が非教權政策において一致するに至つたことなどが挙げられる。

チエール大統領は、フランスが復興するためには獨佛親善によつて平和が維持されることが必要であると考へ、一八七二年に大統領を辭職してからも、フランスの平和的意圖を保障して、兩國の親善のために努力した。他方ビスマルクも露佛提携を阻止し、且つ歐洲戰爭の脅威を減ずるために、對佛接近を希望し、彼は七五年の豫防戰爭事件の終り頃に對佛交渉を開始した。然しながら、フランスにおける王黨派は對獨接近に反對し、ドイツの軍部等も獨佛親善を喜ばなかつた。而してチエールはアルサス・ローレン兩州買收論を唱へたが、ドイツがこれを讓渡する意思がなかつたので、獨佛關係は根本的に改善することはできなかつた。

東方の危機勃發當初、ビスマルクの解決策は、露奧兩國と共にトルコの改革を要請する覺書を起草して、英・佛・伊諸國をしてこの政策を支持せしむることにあつた。而してドゥカーズ外相も歐洲の平和維持の立前から三商協商國と

協調した。殊に一八七六年五月の獨佛兩國領事の殺害事件後、獨佛兩國政府はその善後處置のために協力し、兩國の提唱に基いて、イギリスを除く列強はサロニカに軍艦を派遣した。また「ベルリン覺書」に基く解決案に對しても、佛伊兩國はビスマルクの要請に應じてこれに賛成したが、イギリスがこれに反對した。かくしてロシアはトルコに對して單獨行動をとらんとしたが、イギリスの提議によつてコンスタンチノール會議が開かれ、獨佛兩國政府は平和維持のために協調し、兩國全權は一致した行動をとつた。その後ロシアが對土開戦を行はんとするや、一八七七年四月一日にドゥカーズ外相は、駐佛ドイツ大使ホーヘンローへ公に對して、獨佛兩國が協力して戰爭の局地化を圖るべきことを主張し、また彼は、マクマオン大統領の名において、フランスが對獨戰を敢てしないことを、ゴントウーピロン駐獨大使を通じて獨逸皇帝に保證せしめ、これに對して獨帝もその平和的意圖をフランスに約束した。然しながら、ビスマルクは依然フランスの孤立化によるドイツの安全保障を考へ、獨佛協調には積極的熱意を持たなかつた。

かくの如く東方問題に關して獨佛兩國は稍々接近したが、その關係は依然不安定であつた。殊に一八八七年一月にドイツ參謀本部はロシアが獨露國境に軍隊を集結し、且つフランスが騎兵を國境方面に移動したといふ報道を受け、戰爭の危機を高唱して佛奧聯合軍或は露佛聯合軍に對する作戦に熱中した。かくして獨佛兩國の諸新聞は互に相手國を非難攻撃し、獨佛關係は一時頗る險惡化した。こゝにおいて獨逸皇帝は遂に軍備擴張案に同意され、ドイツ軍部の好戰論鼓吹もやむだ。またフランスにおいても、マクマオン大統領と下院共和派とが衝突し、大統領は上院の同意を以て下院を解散したが、總選舉の結果、共和派が王黨派を壓して大勝し、ジュフォール内閣が成立し、ワデントンが

外相となつた。この共和派の勝利はドイツにおいて好感を以て迎へられ、新内閣は親露的なゴントウ・ビロンを召還して、サン・ヴァリエ伯を駐獨大使に任命した。かくして獨佛關係は協調の新時代へ入つた。

フランスにおいては共和派と王黨派とが抗争してゐたが、僧侶派は共和主義に反對して王黨派を助け、法王の俗權回復のためにイタリーに干渉すべきことを主張し、これに對してガンベッタの率ゆる急進共和派は、國教分離を主張して舊教徒に對して敵意を抱いてゐた。而してガンベッタは僧侶派の勝利が戦争を意味することを力説し、ビスマルクも、フランスにおいて王黨派僧侶派が政權を握れば、好戰熱を煽動してフランスを對獨戰爭に追ひ込むことを懼れた。然るに、一八七七年一月の總選舉の結果共和派が大勝利、共和派の内閣が成立した。この新内閣は非教權主義をとつて法王廳との關係が悪化した。他面この非教權主義によつて獨伊兩國への接近の機會が見出された。即ち、ドイツにおいても一八七二年以來の所謂「文化闘争」によつて法王廳と對立してゐたから、従つて獨佛兩國政府は對法王問題に關して提携した。

上述の如くフランス共和派の勝利以來、獨佛關係は好轉した。サン・ヴァリエ大使はビスマルクと接近し、ホーヘンローへ公はフランス政府とよく協調した。急進派のガンベッタも對獨和協に傾いて穩和派のチエールと漸次一致した。かくして獨佛兩國政府は益々接近し、獨佛協定説さへ傳へられた。而してチエールはビスマルクの知友ドネルスマルク伯をガンベッタに紹介し、伯は一八七七年一月にビスマルクにガンベッタとの會見を慫慂したが、ビスマルクはその會見が却つてガンベッタ自身のためにもよくないと考へてこれに應じなかつた。その後翌年四月にガンベッタが

ベルリンを訪問し、その際ビスマルクとの會談が傳へられたが、兩者の會見は事實行はれなかつた。それにも拘らず、兩者の間に諒解が遂げられたといふデマが傳へられた。當時ガンベッタは未だ一般には復讐論者であると考へられ、保守派も急進派も共に、漸進共和派政府の對獨接近に反對してゐたから、ガンベッタは敵からも味方からも攻撃された。それは兎に角として、露土戦争及びベルリン會議中を通じて獨佛兩國は協調した。而してフランスにおいては一八七八年の上院選舉においても共和派が勝利し、マクマホン大統領は翌年一月に辭職の止むなきに至り、グレヴィーが大統領となり、ワデントン内閣が成立した。共和政府が獨佛親善を外面的に示せばフランスの國家主義者・露佛同盟論者の政府攻撃の材料となる懼れがあつたから、獨佛兩國政府はその和協を表面に示さなかつたが、獨佛協調のコースはその後も發展した。

註 主要文獻——Grosse Politik (一巻・八章・九—十一章) Documents français (一集・二巻・列強と東方事變・獨佛關係)、Life of Disraeli (六巻・一章以下)、Hohenlohe (二巻・一一一頁以下)。

第四節 ベルリン會議

(一) ベルリン會議開催の原因

露土戦争におけるロシアの戦勝の結果、ロシアのバルカンにおける勢力は歴倒的に増大せんとし、オーストリアのバルカン進出は全く阻害されんとする形勢になつた。かくして奥匈國外相アンドラッシーは、一八七八年一月二八日

に、ロシアに對してロシアの對土講和條件を列國の議に附すべきことを要求し、紛争を回避するために國際會議の開催を提案し、その會議開催地としてベルリンかウィーンを挙げ、更に二月四日にウィーンにおいて國際會議を開くべきことを列國に提議した。而してオーストリアはこの主張を貫徹せんがために、一方ドイツ及びイギリスの支持を要請すると同時に、他方對露戦備を整へた。その後サンステファノ條約が露奥間の一月協定に違反することを以て、オーストリアの反對は益々強くなつた。

イギリス政府も、既に述べた如く、ロシアのコンスタンチノブル占領の形勢に對抗して、二月一三日に艦隊をマルモラ海に進航せしめ、英露兩國は開戦の危機に立つた。かくしてこの英露兩國の妥協によつて戦争を回避するためには、國際會議を開催することが是非必要となつて來た。だが、イギリス政府は最初會議において三帝協商國が一致してイギリスが孤立することを懼れて、オーストリアの國際會議招集の提議に賛成することに躊躇してゐたが、アンドラッシーがイギリスとの協力を約したので、これに同意した。而してサンステファノ條約の發表後、英奥兩國は一八五六年のパリ條約及び七一年のロンドン條約を關係諸國の同意を得るに非ざれば變更し得ない旨、露土兩國に注意を喚起する協定が成立した。

ロシアは漸くトルコに勝利を得たが、國力を消耗し、軍需品は缺乏し、革命運動は再び活潑となり、到底英奥兩國を相手に一戦を交へることができない状態であつた。従つてゴルチャコフ宰相は講和條約のヨーロッパ的事項に關する限り、國際會議に附すべきことに同意した。だが、彼はウィーンに國際會議を開くことに反對し、開催地をドイツ

の小都市かベルリンに選ぶべきことを主張した。而してロシアはトルコとサンステファノ講和條約を締結して、既成事實をつくりあげること努力したが、同條約においても歐洲全體の利益に關係する條項は列強の同意を得て始めて效力を發することを認めた。

ドイツ政府はロシアと英奥兩國との利害對立によつて國際會議が決裂し、ドイツが國際的に困難な立場に立つことを懼れ、ビスマルクは最初國際會議の開催に餘り氣乗りしなかつた。彼は寧ろウィーンにおける露・奥・獨三國會談によつて解決を圖らんとしたが、三帝協商國會談は成功しなかつたので、彼は露奥間及び露英間の紛争が激化して歐洲戦争を惹起することを憂ひ、ベルリンにおける國際會議を開催することに積極的になつて來た。

上述の如く、露土講和條約によるロシアの一方的東方問題の解決には、オーストリア及びイギリスが強硬に反對した。オーストリアは東方問題を歐洲列強の國際會議において解決すべきことを主張し、ロシアも英奥聯合軍との一戦を避けるためにベルリン會議の開催に同意せざるを得なかつた。而してイギリスもドイツも歐洲戦争の勃發を回避するためにベルリン會議開催に積極的賛成をなすに至り、フランスもチュニス・エジプト・聖地を議題外におくべきことを條件としてベルリン會議に賛成し、イタリイも會議に参加することになつた。かくしてビスマルクの議長の下に國際會議がベルリンで開催されることになつた。

(二) ベルリン會議開催前の交渉

一八七八年三月六日、アンドラッシー外相は、ビスマルクの同意の下に、ベルリンに國際會議を開催すべきことを

列強に提議した。イギリス政府は、結局サンステファノ條約全部をその議題として上程することを條件として、會議に参加することに決した。然るにロシア政府は唯歐洲全般の利害に關係ある條項のみを上程すべきことを答へた。これに對してイギリス政府は、ロシアにかゝる選擇權なしと反對し、イギリスの主張が容れられなければ會議に出席しないと強硬な態度を持した。

かくの如く會議の議題に關して英露兩國の意見が對立したために、三月下旬には會議開催が危まれた。ロシアは先づオーストリアと諒解を遂げてイギリスをして讓歩せしめるために、イグナチエフ將軍が三月二五日にウィーンを訪問した。彼はアンドラッシー外相に對して、サンステファノ條約が露境間の一月協定を考慮して締結されたものであると辯明したが、奧境外相はボスニア・ヘルツェゴヴィナの引渡を要求し、モンテネグロ及びセルビアの領土的接合に反對し、マセドニアの自治を主張した。かくして露境間の交渉は成功せず、却つて兩國間の對立を激成せしめた。

英露兩國間においても交渉が非公式に行はれてゐたが、依然として英露關係は實戰なき休戰談判の如き状態であつた。かくしてデイスレリー首相は、三月二七日の閣議において、豫備兵を召集し、印度兵を派遣して東部地中海のサイプラス島・アレキサンドレッタの占領を提議し、ダービー外相はこれに反對してカルナーヴァン植民相と共に辭職し、ソースベリーが外相となつた。かくしてソースベリー外相は四月一日附通牒を列國に送付して、サンステファノ條約を逐條批判し、その全體を國際會議に上程しなければイギリスが參加し得ないことを闡明した。これに對してゴルチャコフ露國宰相は挑戰的の回答をなし、駐英ロシア大使シュヴァロフはソールスベリー外相にイギリスの要求を提示

することを求めたが、英國外相はイギリスの要求を提出する時期に非ずとこれを一蹴し、英露關係は極度に緊張した。

イギリス政府は露境間の交渉を多大の不安を以て見守り、オーストリアを引入れるために、英境兩國間に交渉が行はれたが、アンドラッシーは依然として詭辯を用ひてイギリスとの協定を回避した。他方英露兩國間においても、衝突を避けるために夫々艦隊と軍隊とをコンスタンチノール附近から撤退する交渉が、ビスマルクの仲介の下に行はれ、兩國政府はその撤退を主義として賛成したが、その撤退は實現しなかつた。然しこのソールスベリーとシュヴァロフとの交渉によつて兩國間の妥協が遂げられ、シュヴァロフ大使は皇帝の裁可を仰ぐために五月八日ロンドンを出發した。而して彼はその途次ベルリンにおいてビスマルクと意見を交換したが、彼はその際露露同盟談を持ち出したが、ビスマルクはこれに應ぜず、英露の妥協よりも寧ろ露境協定を遂ぐべきことを主張した。

ロシア政府も軍部もイギリスとの衝突の不可なることを知つて英露妥協に賛成し、シュヴァロフの歸任後、五月三〇日に遂に英露協定が成立した。この協定において、イギリスはセルビア・モンテネグロの領土擴張・ロシアのベッサラビア・カルス・バツームの獲得等を認め、ロシアも大ブルガリアの建設を放棄し（ブルガリア公國をバルカン山脈の以北を與ふ）、サンステファノ條約全體を國際會議に附すべきことを承認した。かくしてイギリスの主張が大體において貫かれたが、イギリスはロシアの小アジア進出に對抗するために、トルコとの間に六月四日に秘密協定を結び、イギリスはトルコのアジア領がロシアによつて攻撃された場合には、武力によつて防禦する義務を負ひ、その代償としてトルコは小アジアの内政改革を約し、サイプラス島の占領・行政權をイギリスに委ねた。

これより先にロシアは、英境間を離間するために、オーストリアに對してそのボヘン州の占領を認め、セルビア及び西部ブルガリアにおけるその經濟的利益を承認し、その代償としてオーストリアが國際會議においてロシアを支持し、英露戰爭には中立を維持すべきことを條件として、露境協定を結ぶことを五月八日に提議した。だが、アンドラッシーはセルビアとモンテネグロのノヴィバザール分割に反對してこれに應じなかつた。然るにその後彼は英露兩國が妥協せんとしつゝあることを知り、急にイギリスに接近したが、ソールスベリーはシュヴァロフの歸任後まで英境交渉を差控へ、英露協定が成立した後、六月六日に英境協定を結ばれるに至つた。同協定において、兩國はブルガリア公國をバルカン山脈の北に限定し、その以南に自治州たる東ルメリアを建設すること、ロシア軍の占領期間を確定條約成立後六ヶ月に縮小すること等を定め、イギリスはボヘン州並にセルビア・モンテネグロの國境に關するオーストリアの提案を支持することを約し、但しイギリスはこれより生ずることあるべき戰爭に参加せざることを留保した。こゝにおいてドイツ政府は、六月三日に正式に列強に對してベルリン會議の招待狀を發し、一八五六年のバリー條約の署名國は悉く参加を受諾した。

(三) ベルリン會議における討議

ベルリン會議はかのウィーン會議・バリー會議にも比すべき大國際會議であり、當代第一流の大政治家・外交官が一室に會した。獨逸全權はビスマルク宰相・ビュロー外務長官・ホーンローへ駐佛大使、英國全權はディスレーリ首相・ソールスベリー外相・ラッセル駐獨大使、露國全權はゴルチャコフ宰相・シユヴァロフ駐英大使・ウーヴリル駐獨大使、奧洪

國全權はアンドラッシー外相・カロリー駐獨大使・ハイメルレ駐伊大使・佛國全權はワデントン外相・サンヴィアリエ駐獨大使・デスブレ政務局長、伊國全權はコルチ外相・ラウネー駐獨大使、土國全權はカラセオドリール・パシヤ土木相・メヘメット・アリール・パシヤ軍務大臣・サドゥラーレイ駐獨大使、その他ギリシャ・ルーマニア等の代表はその必要に應じて陳述を求められた。

かくして會議はビスマルク公を議長として六月一三日から七月一三日まで一ヶ月に亘つて開かれ、一九回の本會議が開催され、會議外においても關係諸國間の私的會談によつて接近が講ぜられた。審議は最大難關たるブルガリア問題より順次進められ、先づ列強間の紛争が妥協によつて處理され、次いでバルカン小國間の問題が審議された。而して英露兩國の意見は屢々衝突したが、英境兩國全權は互に提携し、佛伊兩國全權もロシアが地中海の強國たらんとする野心を疑つて英境側の主張に加擔した。かくてアンドラッシーの評言を藉れば、露國全權は恰も「刑事被告席」に置かれ、その間においてビスマルクは自稱する如く「公正なる仲介者」(ein ehrlicher makler)の役割を演じ、その外交的手腕によつて漸く七月一三日にベルリン條約の調印を見るに至つた。

(四) ベルリン條約の内容

ベルリン條約は六四條より成り、サンステファノ條約を全般的に修正した。その要點を列擧すれば次の如くである。

一、ブルガリアはトルコの主權の下にある「自治的納貢公國」となし、基督教的政府を設け、自國の民兵を有せしむ。ブルガリア公は人民これを選擧し、列國の同意を経てトルコ政府これを認可す。その基本法の制定まで假政府はロシア

ア委員の指導下に立ち、トルコ委員並に列強領事の援助を受く。(第一二條)

バルカン山脈以南に行政上の自治を有する東ルメリア州を設け、トルコの政治上・軍事上の支配に服せしめる。トルコ政府は列國の同意を得て任期五年の基督教徒の知事を任命し、秩序維持にはその憲兵及び民兵がこれに當る。(第一三條)

(第一二條)

以上兩地方のロシア軍隊は五萬人を超ゆることを得ず、且つその撤兵期間は條約批准後九ヶ月と定む。(第二條)

二、ボスニア・ヘルツェゴヴィナは奥匈國によつて占領行政され、トルコの統治下にあるノヴィバザールに奥匈國は守備兵を置き、軍事上・通商上の道路を敷設する權利を有す。(第二條)

三、モンテネグロ・セルビア・ルーマニアは、信教の自由並に信教による公私の差別撤廢を條件として、その獨立が承認された。モンテネグロ・セルビア兩國はノヴィバザールを抛棄した代償として、前者は條件附でアンチヴァリの海港を得、後者はブルガリア領たるべきウラニア・ニシ・ピロットを併合し、ルーマニアはベッサラビアの一部をロシアに讓る代りに、ダニユープ河の三角洲及びドブルジャを獲得した。その他この三國に對しては回教徒の所有權の保護・外國人の通行の自由の規定が設けられた。(第二六條)

(第二六條)

四、ロシアはアジアにおいてアルダカン・カルス・パツーム並にその附近の土地を併合す。但しパツームを自由港となし、アラシケルド及びバヤジドをトルコに還附す。(第五八條)

(第五八條)

尙ロシアはルーマニア領のベッサラビアの一部を獲得すること前述の如し。償金については條約において何等規定せず、附屬協定においてこれを政治的に流用せ

ざることを定む。

五、その他クリト島の改革(第三條)、希土國境の改訂とこれに關する列強の調停權(第二四條)、ダニユープ河の航行權(第五二條)、アルメニアの改革(第一條)、トルコ領内における宗教上の自由(第六二條)、ダーダネル・ボスフォール兩海峽に關する一八五六年並に一八七一年の條約の維持(四條)等が規定された。

(五) ベルリン會議の結果

ベルリン會議は東方問題のロシアによる解決を歐洲列強間の妥協に基いて改訂した。トルコはサンステファノ條約による苛酷なる條件が幾分緩和され、殊にヨーロッパトルコ領の分裂を免れたが、モンテネグロ・セルビア・ルーマニアの獨立、ブルガリア・東ルメリアの自治、ボヘミア兩州の事實の讓渡、小アジア領の割讓等によつてその領土は分割された。ロシアは英奥兩國の強壓によつて戰勝の利益の大部分を吐出し、殊に大ブルガリアを通じてエーゲ海に進出せんとするバルカン政策は阻止された。然しながら、ロシアはベッサラビアの一部と小アジアの一部を併合し、ブルガリアを事實上保護國と化し、またその後一八七九年二月トルコとの條約によつて八億二千萬法の償金を獲得した。イギリスはオーストリアとの提携によつてロシアの地中海進出を水泡に歸せしめたのみならず、英土祕密條約においてサイラス島を占領し、戦はずして「名譽ある平和」(Peace with Honour)を收めた。オーストリアもロシアの大ブルガリア建設の計畫を畫餅に歸せしめ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの占領行政權とノヴィバザールの駐兵權並に道路建設權を獲得し、事實上セルビアにおける優越權が認められ、バルカン西部における勢力を強化した。而してドイツは何等實際的利益を得なかつたが、歐洲國際政局における仲裁者たる地位に立ち、その國際的權威を高めた。然しながらロシ

アが會議においてドイツの援助を期待してゐたにも拘はらずこれに裏切られたために、獨露關係は疎隔し、三帝協商國間の協調は全く破れた。かくしてドイツはその後獨奧兩國間の提携の強化と英獨兩國間の接近を圖ることになった。

(六) ビスマルクの政策

ビスマルクは一八七八年二月一九日の帝國議會において、「ドイツは居中調停者たらんと欲す、而して居中調停は仲裁と異る、要するに二當事者間に立つて公正なる仲介者たる任務を盡し、事件の無事落着を期するにある」と言明した。彼はこの言明に背かず、ベルリン會議を通じて大體において「公正なる仲介者」として活躍した。彼が豫防戦争事件當時におけるゴルチャコフの怨を報ずるために、殊更にロシアの不利を圖つたとは考へられない。彼は或時は英奧側の主張に賛成してロシアの要求に反対し、或時はロシアを支持して英奧兩國を抑へた。而して彼のこの態度は、既に述べた東方問題に對する彼の政策から割り出されたものである。即ち、彼は東方問題に重大な利害を感じる露・英・奥の三國間の妥協を仲介するも、決して三國間の終局的和解を欲するものではない。彼は三國間の衝突によつて戦争を惹起することを極力避けつゝも、開戦せざる限度において、三國が對立状態におき、且つ孰れの三國もドイツに依存する立場に立たしめることを欲した。この見地からして彼は「公正なる仲介者」たることを聲明して、露・英・奥三國の孰れにも組せず、東方問題を歐洲列強間の妥協によつて解決することに努力したのである。

註 拙稿「ビスマルクの保障政策史論」(法と經濟、四卷、四號)參照。主要文獻——Grosse Politik (二卷、二二章)・Documents Français (一集、二卷、列強と東方事變)・Life of Disraeli (六卷、七章—九章)・M. N. Medlicott: The Congress of Berlin and after, A Diplomatic History of the Near Eastern Settlement, 1878—1880, London, 1938.

第四章 同盟協商體制の確立

第一節 獨奧同盟條約

(一) 獨奧同盟成立の原因

「一八七九年の獨奧同盟條約」(Deutsch-Österreich-Ungarisches Bund 1879) 成立の靜的原因は、露奧對立の激化並に獨露關係の悪化、即ちその反面における獨奧接近の歴史的事實のうちに存する。豫防戦争事件以來獨露兩國間の親善が弛緩し、東方の危機・露土戦争・ベルリン會議を通じて、露奧兩國の對立が益々尖鋭化し、次第に獨露兩國間の協調が破壊されたことは既に論及したところである。こゝには主としてベルリン會議後の獨露關係の悪化を述べ、その反面における獨奧兩國の接近を明かにしよう。

ベルリン條約成立後、同條約施行の方針・手續等を協議するために、コンスタンチノーブルに列國委員會が設けられたが、ロシア委員は事毎に他の列國委員の一致せる反對に會し、ドイツ委員は多くの場合、オーストリア側の意見を賛成した。こゝにおいて、汎スラヴ主義者のミリエーチン陸相は軍隊を獨奧國境に移動し、ロシアの新聞は反獨的記事を掲げた。一八七九年八月ロシア政府はドイツに對して同委員會における「好意的仲裁」を要求し、露國皇帝も駐露大使シニョイニツにドイツの態度を改むべきことを警告し、更に獨逸皇帝に親翰を送つてドイツの政策を難じ、その

變更を脅迫的に通告した。斯くの如き露帝及びミリューチン一派の挑戦的態度は、ナロードニキ運動のテロリズムに脅かされて、外に對する好戰的煽動によつて、内におけるその地位を擁護せんとする主として對内政策上の必要に基づくものであつたが、それはロシアの軍備擴張並に佛伊兩國に對する同盟の提議と相俟つて、露獨關係を一層惡化せしめた。

上述の如く、ベルリン會議後においても、東方問題に關聯して、露獨兩國の利害が衝突し、露獨の關係が益々不和になつたので、ビスマルクは露獨兩國のうち何れと同盟すべきかの選擇問題に當面するに至つた。先づ彼の皇帝に對する奉答文によつて、對露及び對獨政策の要點を述べよう。

「從來、屢々ロシアとオーストリアとの間に選擇をする必要がある場合には、常に出来るだけロシアを重じて來た。それはロシアに加擔した方が何れかといへば、安全であつたからである。然し國家としては、オーストリアはロシアよりもドイツに共通點も多い。即ちドイツ民族の系統・歴史の由來・言語の共通・ハンガリアとの利害等がこれを示してゐる。更にオーストリアとの同盟の方が、ドイツにおいて評判がよく、恐らくはロシアとのそれよりも永續するであらう。たゞ獨り皇室の關係は、ロシアと結ぶ方が都合がよいが、然しロシアとの同盟の利益が消滅するか、或は動搖する場合には、オーストリアとの關係を従前よりも一層鞏固にすることが是非とも必要である。」次に「現在オーストリアの地位は、確實なる同盟國なしに獨力でロシアの進出を防衛するには力が足りない。若しもドイツが今日オーストリアとの同盟を拒絶すれば、同國がフランス又はロシアと提携するのは、たゞ時間の問題である。さうなれば、ドイツは露・佛・獨の同盟に包圍され、大陸において孤立する危険がある。又若し獨獨同盟なくして、オーストリアがロシアより攻撃を受ける場合、ドイツは條約上の義務はないが、同國が危殆に瀕した時には、ドイツはこれに加勢するの他はない。」

何故ならば、露佛兩國に夾まれたドイツにとつて、オーストリアが征服されて孤立の状態にあることは、堪へ難いところであるから。ドイツがロシアから侵略される場合に、その以前から獨獨同盟がなければ、ドイツは重大な犠牲を拂つてオーストリアの應援を乞ふことを餘儀なくされ、反對に恐らくロシアがオーストリアを味方につける危険なしとはいへないであらう。」

斯くしてビスマルクは、ロシアの攻勢による歐洲現状の破壊やオーストリア・ハンガリーのフランス接近の可能性等を考慮して、ロシアとの同盟よりも、オーストリアとのそれを選んだのである。だが、彼の選擇は決して彼の勝手な思ひ附ではなくして、正に經濟的必然が彼をさうさせたことを忘れてはならない。即ち、ドイツ帝國建設後、所謂農業國から急激に工業國に轉化したドイツ資本主義は、國內市場の擴充から外國市場の獲得へと乗り出し、ロシアよりも手近なオーストリア・ハンガリーの市場を先づ確保することを欲求するに至つたからである。

オーストリアのボスニア・ヘルツェゴヴィナ占領によつて、同國は更に多くのスラヴ民族を支配することになり、バルカンにおけるロシアの汎スラヴ主義的活動と益々衝突した。他方、イタリアにおけるイレデンタ運動の勃興はオーストリアを脅した。斯くして國內の異民族の動搖を抑壓すると共に、一方ロシアの進出に對抗して東進政策を遂行し、他方イタリア・イレデンタに對して領土を保全するためには、オーストリアにとつてドイツとの同盟が是非とも必要であつた。又經濟的にもいよいよ工業國となつたオーストリアと、依然として農業國たるハンガリーにおける經濟的發展にとつて、獨獨の提携によるドイツ經濟への依存と平和の保障が必要であつた。従つて獨獨關係が、獨獨同盟を主張するアンドラッシーの政策を極力支持したのは當然であつた。

(一) 獨逸同盟締結の經過

ガスタイン溫泉滯留中のビスマルクは、一八七九年七月二七八日に、アンドラッシーと同盟締結の交渉を開始したが、兩者の意見は大體一致を見たので、更に各々皇帝の許可を得て交渉を進めることになった。そこでビスマルクは三十一日に、ロシアの脅威に對してオーストリアと防禦同盟を結ぶことは、ドイツの安全にとつて絶対に必要である旨を皇帝に上奏した。アンドラッシーもウィーンに歸り、皇帝の賛意を得て、同盟締結の権限が與へられ、それが完了するまで留任することになった。だが、ビスマルクが皇帝の賛同を得ることは極めて困難であつた。即ち、獨逸兩帝は九月三日十四日にアレキサンドロヴオで會見し、アレキサンダー二世はドイツに對して攻撃する野心なきことを辯明した。それで獨逸皇帝は、獨逸兩國間の衝突が全くビスマルクの杞憂に過ぎないと解し、對露防禦同盟の必要は全然なく、従つて獨逸同盟の交渉權を彼に授與することを得ないと主張された。而して皇帝は、アレキサンドロヴオ會見の様態を詳細に三通の書翰としてビスマルクに通知された。九月五日にビスマルクは、獨逸同盟が決して獨逸兩國の親交を維持する上に障害となるものではなく、却つてその同盟成立後、ロシアとの新なる接近が可能となることを力説して、再び獨逸同盟締結の裁可を請うた。斯くして一方ビスマルクは、若しも彼の提案が容れられなければ、辭職する意をラドウィツに漏し（それは侍從オットー・ビュローから皇帝に傳へられたと思はれる）、他方皇帝も、自己の所信に反してロシアに對する背信行爲をなす位ならば、寧ろ讓位を選ぼうと仰せられ、兩者の意見は決定的に對立した。ビスマルクは、九月七日に、歐洲の平和を脅かすロシアとの協力の極めて困難なることを説いて、三度獨逸同盟締

結の裁可を仰いだ。皇帝は條約締結に就ては依然として反對であり、たゞアンドラッシーとの意見の交換のみを裁可され、若しビスマルクが閣議に附するならば讓位すると仰出された。しかし一方、皇太子は獨逸同盟に全然同意されてゐた。皇帝の態度に不満を感じたビスマルクは、ラドウィツに再び辭意を漏し、又一二日に駐獨逸大使ロイス公に交渉の經過を通告して、内密にその商議を繼續せしめ、且つ條約の大綱を自から起草して、その字句修正をアンドラッシーに委ねた。而して獨逸兩帝會見願末の三度目の報告に接したビスマルクは、九月一五日に、四度ロシアの脅威と獨逸同盟締結の必要とを皇帝に奏上した。而して彼は、更に内閣副議長ストルベルグ伯及び參謀總長モルトケ將軍等の援助を求めて、それぞれ皇帝に説かしめ、遂に一六日皇帝は餘儀なく一般的防禦同盟に賛成されたので、彼は直ちにロイス公と打合を行つて、アンドラッシーに會見を申込みしめた。

ビスマルクは、九月二一日にガスタインを出發してウィーンに乗り込み、奧國皇帝に拜謁し、アンドラッシー伯・ハイメルレ男と協議した。ビスマルクは同盟條約中に「ロシア」といふ字句を使用せず、フランスの攻撃に對しても、オーストリアの援助を要求し、一般的防禦同盟の締結を提議した。然るにアンドラッシー奧國外相は、根本的にはこの案に同意したが、フランスを敵とする同盟條約を結ぶことを得ないと反對し、結局、兩者はロシアに對抗する防禦的同盟を結び、若しもフランスがロシアを援助する場合には、オーストリアがドイツを援助することに妥協した。斯くの如く獨逸皇帝が許可し且つビスマルクが主張せる一般的防禦同盟は成立しなかつたが、二四日にビスマルクは、アンドラッシーと共に調印した覺書や議定書並に起草された獨逸同盟條約案を皇帝に送付した。それと同時に、彼はドイツ

外交政策の目的より論じて、獨逸同盟締結の必要を説き、今回の同盟條約案が一般的防禦同盟よりも一層有利なることを主張して五度上奏した。然しながら、ウィルヘルム一世は、この同盟條約案に對して頗る不満で、特にロシアの國名を掲げたことに就て甚だしく機嫌を害され、獨逸二國同盟を獨逸・露三國同盟に根本的に改變せんと試みられた。

ついで九月二八日宰相官邸で内閣會議が開かれた。ビスマルクは、獨逸同盟締結の理由並にその經過を報告し、この同盟條約案に對して、若し皇帝の裁可を得ることができなければ、辭職するの他はないと聲明した。閣議は全會一致で彼を支持し、副議長がバーデンにある皇帝の許に參上して、内閣の名においてビスマルクの上奏案を支持し、なほ皇帝の同意を得ない場合には、皇帝親しく臨席の内閣會議開催の議を提出することになった。而してビスマルクは、一〇月一日に駐獨逸大使ロイス公に、獨逸皇帝が依然として露國皇帝への條約内容通知を固守されてゐる旨報告したが、同日アンドラッシーより、獨逸皇帝がハンガリー滞在中の故をもつて、條約文變更を不可とする旨の電報が來た。彼は直ちにこれを侍從ビュローの許へ廻送し、又五日の閣議までに無修正の裁可がなされなるときには、閣議の總辭職を執行すべき旨申送つた。然るにアンドラッシーは、獨逸皇帝が直ちに條約調印を許可することを條件として、露帝への通告を諒承したので、ストルベルグ伯は獨逸より露帝に通告すべき書翰案を作成し、これを發することを條件として、皇帝は遂に調印に同意された。こゝにおいて、アンドラッシーは満足の意を表すると共に、速かに調印の全權を授け、又批准の期限を決定せんことを駐獨逸大使ロイス公まで希望して來た。然るに獨逸皇帝は、一〇月二日及び四日に、ビスマルクに對して、同條約案には飽くまで不同意で、就中第二條のフランスから攻撃を受けた場合、オ

ーストリアが中立を守ることは對等でないから、これを改めるべきであり、且つ露帝から條約の内容の内示を求めて來た場合如何にすべきか等、その憂慮を述べられた。これに對してビスマルクは、若しも全權狀授與が拒絶されるか、或は遅延する場合には、直ちに總辭職を斷行すべき旨打電した。皇帝は遂に屈して、五日ロイス公に全權狀が發せられ、批准の期日は一四日と決定されたが、なほビスマルクがウィーンに赴き、第二條の改訂を試みることを望まれ、その見込で全權狀を發せられたのであつた。然しビスマルクは、侍從ビュローを通じて、改訂の不可能を答へた。而して獨逸同盟條約は、七日にウィーンにおいてハイメレル男立會の上で、ロイス公とアンドラッシー伯の間に調印が行はれ、批准は一六日に交換を終へた。

(三) 獨逸同盟條約の内容

獨逸兩國間に調印された文書は、ビスマルク・アンドラッシーに依つて調印された「覺書」(Memorandum)、「議定書」(Protokoll)並にロイス・アンドラッシーによつて調印された本條約の三つより成り、本條約の内容は大體左の如くである。

前文には純然たる防禦同盟にして、如何なる場合にも攻撃的傾向を帯びざることを表明してゐる。

第一條 兩國の一方がロシアに依り攻撃されたる場合には、兩國は互にその全兵力を以て援助すべく、從つて講和も亦共同に締結すべきものとす。

第二條 兩國の一方が、ロシア以外の第三國に依り攻撃されたる場合には、他方は同盟國のために、少くとも好意

的中立を維持すべし。然れども攻撃國がロシアより積極的協力、又は被攻撃國を脅威する軍事的措置によつて後援されるときは、第一條所定の義務が直ちに發生するものとす。

第三條 本條約の有効期間は五ヶ年と定め、満期一年前に兩國は存續變更に就き協議し得るも、若し最後の年の第一月において、何れの側よりも商議の開始を通知せざるときは、更に三ヶ年間更新せらる。

第四條 本條約は、その平和的性質に鑑み秘密に附し、只兩國の協定により第三國に通知することを得、兩國は露帝のアレキサンドロヴオ會見に陳述されたる意見により、ロシアの軍備が脅威的ならざることを希望するも、若しこの希望が誤なりしことが認められたるときは、兩國は露帝にその一國に對する攻撃が雙方に對して向けられたるものと看做すべき旨を内密に通告すべきものとす。

第五條 本條約は君主の裁可に依り效力を發し、裁可後一四日以内に批准せらるべし。

次に覺書及び議定書は、九月二四日にビスマルク・アンドラッシーに依つて調印され、議定書はその交渉の經過を簡單に述べて居り、覺書は大略次の如くである。「兩國は歐洲の平和維持をその政策の綱領として、ベルリン條約の誠實なる執行によつてこの目的が最もよく達成されることを信じ、その執行上の確執を避けるため、未執行の各條項に關し、ロシアに對する友誼を忘れず、且つ未解決の問題も各國間の戦争要件となる程重大ならずといふ點において一致し、又ベルリン條約の諸點に關する意見の相異を機會として、ロシアに對して脅迫することなきを聲明し、更に獨逸兩國の友誼の證據として、新通商條約の締結により兩國民の密接なる關係を増進することを目的とする。」

(四) 獨逸同盟成立の結果

獨逸同盟は秘密條約であつたが、各國はその成立を感知した。英國外相ソールズベリーは、その成立を喜び、佛國外相ワディントンもこれを以て歐洲平和の保障なりとし、伊國王もドイツ大使に満足の意を表し、獨逸皇帝より獨逸同盟成立を報ぜられた露國皇帝も、「獨逸間に締結されたる協約に加はるべく、それは既に歐洲に多大の貢獻をなした三帝協商への復歸なりと思考する」旨回答した。斯くの如く、獨逸同盟の成立は歐洲外交界に好影響を與へた。

獨逸同盟條約の成立によつて、ドイツとオーストリアとの間に對露防禦同盟が結成されるに至つたが、獨逸兩國に對する効果を擧げると、次の如くである。

(イ)ドイツにとつては、(一)ロシアからの攻撃に對して、オーストリアと共同にこれに當り、(二)フランスとの戦争には、オーストリアの好意的中立が確保され、(三)獨逸戦争に際してロシアがフランスを後援する場合には、オーストリアの應援を得ることになつた。

(ロ)オーストリアにとつては、(一)ロシアによつて攻撃された場合にドイツの援助が與へられ、(二)獨逸戦争には應援の義務なく、たゞ好意的中立を守ればたり、(三)露佛兩國を相手とする戦争には、ドイツと共同して戦ふことになつた。

斯くの如く、獨逸同盟はドイツ外交政策に新しい光明を齎したが、その反面においてそれは二つの陰影を引入れた。

(イ)ドイツの外交政策はいふまでもなく、フランスの孤立を最大の目標としてゐた。従つてそのためには、露佛同

盟の出現を極力防止しなければならなかつた。然るに獨逸同盟がロシアを敵とする以上、ロシアをして已むを得ずフランスと接近せしめる蓋然性を増大せしめた。即ち、フランスの孤立を根本的目標としてつくられた獨逸同盟が却つて、結局露佛兩國の接近を促すと云ふ矛盾を内蔵してゐた。

(ロ)獨逸兩國がこの同盟に期待せる目的は、必ずしも一致しなかつた。即ち、ドイツは獨逸同盟によつて、平時においては奥佛兩國間の接近を防止し、ロシアの攻勢を阻止してドイツ帝國の安全を保障し、戦時においてはフランスの復讐戦に對するロシアの参加に備へんとするにあり、オーストリアは主としてドイツの支持を得てロシアのバルカン政策に對抗せんとするにあつた。従つて當時のドイツは、バルカンに重大なる利害を有しなかつたにも拘はらず、オーストリアのその政策に引きずられて、ロシアとの衝突を餘儀なくする危険があつた。

上述の如く獨逸同盟は——若し今後の外交政策の指導宜しきを得れば、ドイツ帝國の安全を保障するのみならず、中欧の覇權を確立せしめるであらうし、若しその統制を失すれば、露佛同盟を促進し獨逸の衝突を惹起するであらうところの——二つの危険性を孕んでゐた。それは兎に角として、この獨逸同盟の成立はドイツにとつて、過去一〇〇年間の獨逸親善から獨逸提携への一轉機を劃したばかりでなく、ビスマルク外交の中心支柱となつた。従つて獨逸同盟は、歐洲國際政治における一つの樞軸を形成した。

其後一八八三年三月二二日、獨逸兩國は、獨逸同盟條約更新に關する議定書に調印し、獨逸同盟を更に五ヶ年間延長したのみならず、若し締約國において同盟條約の内容に關する修正を提議しない限り、當然それより後更に三ヶ年

間延長せられることになつた。

註 拙稿「ビスマルクの保障政策史論」法と經濟・四卷・四號參照。主要文獻——Grosse Politik (三卷・一三章・一六章)、Pritham (一卷・三一九頁・二八一—二九頁)、Andriasy (三卷・二二四頁以下)。

第二節 英獨同盟の提議

(一) 英獨同盟提議の原因

イギリスは一八七〇年代の末において、既に世界最大の植民地帝國を建設してゐた。然るにドイツは、未だ一片の植民地すらもたなかつた。従つてドイツの利害は主として歐洲大陸に限られ、その大陸政策はイギリスの世界政策と衝突しなかつた。而してベルリン會議以後、獨逸關係が悪化すると、ドイツは三帝協商に代るべき新たな聯合を必要とした。斯くしてドイツは、獨逸同盟を締結すると共に、イギリスとの提携を求めに至つた。だが、ビスマルクは、ロシアとの衝突を恐れ、依然として三帝協商復活の希望を捨てなかつた。たゞ、彼は獨逸衝突の場合におけるイギリスの行動を確めんと欲した。それ故にドイツの對英接近も決して直線的なものではなかつた。他方イギリスは、バルカン問題でオーストリアと協調してゐたが、ロシアとは近東・中東において決定的に相對立し、エジプト問題ではフランスと競争的地位に立つてゐた。従つてイギリスは比較的利害の衝突の少ないドイツとの接近を欲してゐた。だが、イギリスにおいても、ドイツとの提携によつて英佛關係が悪化することを恐れ、「光榮ある孤立」を保持せんとする主

張も強かつた。

斯くの如く、英獨接近を促進する契機があると同時に、その發展を抑止する契機もあつた。だが、ビスマルクは、獨露關係の悪化に備へるために、イギリスに對する接近を圖つた。かくして彼は、獨塊同盟條約締結のためにウィーンに乗り込む前に、獨露兩國間の衝突に際して、イギリスの政策を確むべき訓令を駐英大使ミュンスタールに發した。これが英獨接近の動的原因である。

次に普佛戰爭以來、ドイツとイギリスは概して親善關係にあり、兩國の提携は一八七五年以來屢々企圖された。即ち一八七五年の豫防戰爭事件を契機として露佛兩國が接近すると、ビスマルクはロンドンにブッヘルを派して、英獨親善關係を樹立する可能性を探させたが、その結果は否定的であつた。更に一八七六年一月三日ビスマルクは、ベルリン駐劄のイギリス大使ラッセルとの會談において、イギリスとの接近を圖つた。ダービー外相は、この申込を英獨同盟の提議と解釋し、彼は英獨兩國が實際に衝突する利害をもたないから、その提携を唯一の正當な政策であると考へ満足の意を表したが、結局イギリスはこれを拒絶した。其後一八七八年のベルリン會議中に、ビスマルクはデイスレリー首相及びソールスベリー外相に對して、英獨同盟の探りを入れ、デイスレリー首相の意嚮は有望に見受けられた。而して一八七九年の夏、ビスマルクはアンドラッシーとの獨塊同盟交渉中においても、この同盟にイギリスが加入する希望について語つた。斯くの如く英獨兩國間には、一八七九年の同盟交渉が行はるべき客觀的條件が存してゐた。

(二) 英獨同盟交渉の經過

一八七九年九月二六日ミュンスタール獨逸大使は、デイスレリー英國首相をヒューゲンデンの別荘に訪ひ、其際兩者の間に英獨同盟談話が交換された。然しながら、會談の内容に關しては、デイスレリーの覺書と、ミュンスタールの報告書の間に可成の相異がある。即ち、英國首相は獨逸大使から英・獨・塊三國間の同盟を提議したといひ、大使は英首相から同盟談話が切り出されたと報告してゐる。従つて如何なる會談が現實になされたかを立證することは殆んど困難である。然しながら、兩者を詳細に検討するならば、合理的な推論を下すことは必ずしも不可能ではない。即ち談話の形成から考へても、三國同盟を先づ提議したのはミュンスタール大使であつたと考へられ、會談の内容から見ても、彼が意識的にか、無意識的にか、彼の訓令の範圍を越えて談話したことが窺はれる。ビスマルクの訓令は、獨露衝突の際におけるイギリスの政策を確めることにあつた。然るにミュンスタールはこの一點から會話をそらして、英獨關係、殊にそのフランスに對する關係に話を導いたことが明かである。

ビスマルクはミュンスタール大使への一〇月八日付返信において、イギリスの態度の不確定なることを指摘し、イギリスの援助が確實でなければ、ドイツは近東問題に關してロシアとの衝突を避けなければならないといふことを繰返し、大使をして暫くこの問題を再び持ち出さないことを命じた。イギリス政府においては、デイスレリー首相がヴィクトリア女王やソールスベリー外相よりも、一層熱心に同盟問題に賛成してゐた。一〇月一三日ミュンスタール大使はソールスベリー外相に獨塊同盟の成立を報じ、獨露衝突の際にフランスの参加をイギリスが阻止することを希望したが、大使は大體論の範圍を越えなかつた。ついでデイスレリー首相の希望に基いて、同一五日ハットフィールドにおい

て、ミュンスターとソールスベリーとの會見が行はれた。だが、獨逸大使は何等同盟問題に言及しなかつたので、英國外相は、若しもロシアが獨逸兩國を攻撃すればイギリスが獨逸側に味方して、フランスをして中立を維持せしめる旨を語つたに過ぎず、英獨同盟交渉はそのまゝ中絶してしまつた。その後獨逸新外相ハイメレルは、一八七九年から八〇年に互つて、屢々ビスマルクに獨逸同盟にイギリスを加せしめる必要を説いた。然しながら、ビスマルクはイギリスが如何なる場合でも、イタリーの行動を抑へるであらうから、更に接近する必要がないと考へ、もはや獨逸・英の三國同盟には耳を傾けなかつた。

(三) 英獨同盟提議の不調

何故にビスマルクが英獨同盟交渉を打切つたか。これを證明すべき外交文書は現在のところ存在しない。従つて、これを説明するために幾多の解釋がなされてゐる。私見によれば、英獨同盟交渉が不調になつた根本的原因是、大體次の二つの事由に基くと考へる。

(イ) ビスマルクが對英接近を企圖したのは、獨逸同盟の締結によつてロシアが益々ドイツに反撥し、そのためにドイツの外交政策を根本的に建直す必要が生ずることを恐れて萬一の考慮に出たものである。然るに獨逸同盟成立後、ロシアは却つてドイツに接近するに至り、國際情勢が根本的に變化して來た。即ち、一八七九年九月二十七日に駐土新ロシア大使サブロフは、ベルリンにおいてビスマルクと會談を遂げ、ロシアが獨逸同盟に加入する意向を洩した。このロシアの轉向によつて、ビスマルクの希望する三帝協商復活の路が開かれた。然るに英獨同盟交渉を繼續すれば、

折角開かれた路を閉ざしてしまふ危険がある。斯くの如く獨逸・露・獨逸提携を可能ならしめる國際情勢の變化が、英獨接近の契機的發展を阻止するに至つたのである。而して對英交渉によつて確められた如く、イギリスはたゞロシアがドイツを攻撃した場合、フランスがこれに加擔するのを阻止することを保障したに過ぎない。この程度の保障ならば、ドイツはロシアとの友好關係を犠牲にしてまで、イギリスと提携するには及ばない。斯くの如くドイツにとつては、もはやイギリスとの正式の協定が差し迫つて必要ではなくなつた。

(ニ) イギリスにおいても、對獨接近を否定する契機が強くなつた。一八八〇年三月末の總選舉において、自由黨が保守黨を破つて政權を握つた。而してグラッドストーン内閣は、前内閣の外交方針を一變した。即ち、自由黨内閣はトルコの壓迫に對して基督教徒の民族運動を援け、異民族を包含するオーストリア・ハンガリーには好意を持たなかつたのみならず、寧ろロシアと接近せんとするに至つた。而してグラッドストーン内閣の自由主義的政策は、當然にビスマルクの保守主義と相反し、殊に一八八〇年以來ドイツが採用した保護貿易政策は、イギリスの自由貿易主義と對立した。

斯くの如くして、英獨同盟交渉は失敗に終つたが、そのことによつて殊更に英獨關係が悪化することはなかつた。グラッドストーン内閣の成立後、駐獨大使ラッセルは政府の訓令に基いて、新内閣が獨逸同盟を承認するのみならず、ドイツとの親善關係を持続することを希望する旨、ビスマルクに傳へた。ビスマルクはこれを受け入れたが、若しもロシアにおいて平和派が再び勢力を得れば、三帝協商を復活する意志のあることを告げた。そこでラッセルは、獨逸

宰相が自由党内閣成立以後もイギリスを同盟國と考へてゐるが、以前より一層ロシアとの接近を希望してゐる旨、イギリス政府に報告した。

註 拙稿「獨英接近と三帝協商」(法と經濟・六卷・二號)参照。主要文獻——Grosse Politik(四卷・二一章)・Life of Disraeli(四卷・四八六—四九一頁)・Life of Salisbury(二卷・三六五—三六九頁)。

第三節 第二次三帝協商

(一) 三帝協商復活の原因

ベルリン會議後、國際的孤立に陥つてゐたロシアが、英澳兩國との戦争を極力避けて、英澳兩國のバルカン進出を阻止するためには、ドイツの勢力を利用してこれを牽制するより他に途はなかつた。萬一露澳間に衝突を惹起した場合、紛争を局地的に解決するためには、ドイツの力に依らなければならなかつたし、同様に英露兩國が戦ふ場合でも、オーストリアを壓迫して中立を守らしめ得るものはドイツのみであつた。然るにロシアの反獨的傾向は、益々ドイツをしてロシアを背にして英澳側に向はしめる處があつた。斯くしてロシア政府は反獨政策の危険を自覺して、方向轉換を行ふに至つた。こゝにロシアの對獨接近の主要なる契機がある。

當時獨露關係は緊張し、ロシアと英澳兩國は對立し、東歐及びバルカンには戦争の暗雲が漂つてゐた。だが、ビスマルクは、「ロシアとの戦争は假令勝利に終つても、獨逸同盟國の孰れにとつても、決して好ましい結果を招來するも

のではない。故にドイツにとつては、かゝる戦争の起る形勢を緩和することが必要である」と考へてゐた。而もドイツが若しもロシアと絶縁すれば、ロシアはフランスと提携するであらうし、オーストリアは増長して、同盟條約に基いて過大なる要求をなすに至るであらう。ビスマルクにとつて獨逸同盟の締結は、彼の終局の目標ではなくして、三帝協商復活の前提であつた。斯くして彼は、ロシアからの接近の機會を捉へて、三帝協商復活への路を開いた。

然るにオーストリアは、ロシアとの提携に反對した。即ち、オーストリアは既に獨逸同盟によつてドイツの支持を受け得る地位に立つて居り、更に近東問題ではイギリスと提携してゐた。従つてオーストリアにとつては、このロシアと接近する必要がなかつたのみならず、ロシアとの協定は却つてその東進政策の障礙となる處があつた。又オーストリアが三帝聯盟内において、常に不利なる地位に立ち、ドイツがオーストリアに向つてロシアの希望を強ひる危険があつた。だから、塊洪國外相ハイメレルは後に述べる如く、三帝協商の復活に反對して、寧ろ獨逸・塊・伊の三國協商の締結を希望してゐた。

次にロシアにおいては、露土戦争によつて中斷されてゐた革命運動が戦後再び激化し、露國皇帝はそのテロリズムに脅かされてゐた。かくして露帝は、革命運動を彈壓して専制君主制を維持するために、反動主義の支柱を三帝協商への復歸に求めた。ドイツにおいても、一八七八年にウイヘル一世の暗殺事件が起り、社會黨鎮壓法が制定されて社會民主黨が強壓された。だが、社會主義的運動の反撥を恐れず獨逸皇帝は、これに對抗するために、君主主義擁護の三帝聯盟の再建を欲した。塊洪國皇帝も、バルカンのスラヴ民族運動の鎮壓・異民族分離運動の禁遏・階級運動の彈

歴のために、獨露兩君主と共通の利害を持つてゐた。だから、ハイメルレ外相が三帝協商に反対の見解を抱いてゐたにも拘はらず、煥帝フランツヨセフはこれに賛意を表したのである。斯くして獨・露・奥の三帝間には、三帝協商復活に向ふべき内政的契機があつた。

然しながら、ベルリン會議後における獨露關係並に露奥關係は決して良好ではなかつた。殊にロシアにおいては、汎スラヴ主義者は、バルカンのスラヴ諸民族援助・對奥開戦論を煽動し、その新聞は依然として反獨奥的論陣を張り、軍隊は獨奥國境に集中され、獨奥兩國の不安を激發してゐた。從つて露奥關係は屢々緊張し、獨露關係は益々惡化し、三國間に親善關係を再建すべき素地——三帝協商を復活すべき客觀的條件——は殆んど見出されなかつた。だが、獨露兩國にある外交的契機と三帝間に存する内政的契機とが、獨・露・奥三國をして三帝協商の復活に向はしめた。

(一) 三帝協商締結の經過

一八八〇年一月、駐土大使サブロフは駐獨大使に任命され、一月末からビスマルクとの間に交渉が開始された。一月三十一日の會見において、サブロフは獨露二國間の協定を協議したが、ビスマルクは獨露間の協定に反対して、獨・露・奥三國協定の必要を力説した。ついで會談は二月一日及び五日にも行はれ、ビスマルクはオーストリアを加へた三國協定の締結が、却つてロシアの利益に合致する所以を強調した。サブロフは遂にビスマルクの意見に大體承服したが、彼は三國間の協定を交渉する権限を與へられてゐないから、本國政府に照會する旨を告げ、海峽問題に關する覺書を提出し、三國間の協定草案の起草を承諾してこれをビスマルクに提出した。而してビスマルクは、原則的にサブ

ロフの條約草案を承認したので、サブロフはロシア政府と協議するために歸國した。

やがてサブロフ大使は、三帝協商の交渉に關する露帝の同意を得て、急いでベルリンに歸任した。然るにビスマルクは、三帝協商の復活に對して、以前程の熱意を持たなかつた。それは主として、彼が、ポーランド地方における露軍の集中によつてロシア軍部に對する不信を強めたことにもよるが、更にオーストリアの反露的態度を考慮に入れたものと思はれる。他方四月初めに成立したグラッドストーン内閣は、既に論及した如く、寧ろロシアに接近せんとするに至つた。斯くして三國協定案は最早ロシアにとつても緊急の問題ではなくなつた。

然るに偶々ハートマン事件が起つて露佛關係が惡化し、又イギリスの自由黨政府の對露政策も多少修正され、且つロシアの中央アジア侵略によつて英露兩國の對立が激化して來た。ドイツの側においても、グラッドストーン自由黨内閣の出現以來、ビスマルクは再びより一層ロシアとの接近を希望するやうになつた。更にグランヴィール英國外相の政策は英奥關係を疎隔せしめ、ハイメルレをしてロシアとの協定に一步近づけた。かくして一八八〇年八月に至り、ビスマルクは外務省に對し、サブロフ大使との交渉を再開すべきことを命じ、又彼は九月一日フリードリッヒスルにおいてハイメルレ奥洪國外相と會見して、バルカンにおける勢力範圍劃定の基礎の上に、三國協定を締結すべきことを勧告した。だが、ハイメルレは容易にこれに賛意を表明せず、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの決定的併合よりも、寧ろマセドニアにおけるブルガリアの煽動を抑止すべきことを希望した。このオーストリアの希望はサブロフ大使にも通報され、サブロフはロシア政府に對してオーストリアと妥協すべきことを提議した。更に同一日ビスマルクは、

サブロフ大使をフリードリッヒスルーに招いて會談し、兩者の間には二月に起草された三國協定案を基礎として新協定案が作成された。

サブロフは新協定案を携へて露都に急ぎ、ロシア政府は慎重にこれを考慮した後、僅少の修正を留保して承認した。然るにビスマルクとハイメルレとの間の交渉はなかなか進捗しなかつた。ハイメルレは、ロシアのバルカン政策を非難して、若しもロシアがオーストリアと協定を結ぶ用意があれば、先づ近東における反奥的陰謀を阻止すべきであると主張した。それに對してビスマルクは、三國間の協定によつて近東における露奥兩國の衝突を全然除去することが困難であり、又現在の危険が主としてロシアによつて計畫されてゐることを認めたが、然し「條約は常にこれなきに勝る」ことを力説して、オーストリアの参加を勸告した。斯くして遂にハイメルレは、不承々々に三國協定に加入する意志を表明したが、ロシアがブルガリアと東ルメリアとの合併を企圖せざることを、並にボヘン州の併合に反對せざることを二條件を要求した。

露國大使サブロフがベルリンに歸任すると、直ちに一八八一年一月早々、ビスマルクとの間に露奥妥協問題に關して討議が開始された。他方獨帝ウイヘルム一世にも協定案が通達されたが、勿論皇帝は、獨露の親善關係を再建する同案には大賛成であつた。そこでフランツ・ヨーゼフ皇帝と、ハイメルレ外相とに對して新協定案が發送され、又獨帝から奥帝に親翰が發せられた。奥帝はこの申込に對して賛意を表せられたが、ハイメルレはビスマルクに對する書翰において、積極的な意見を表明しなかつた。彼は全く進退兩難に陥つてゐた。即ち、當時希土間には開戦の危機が

昂まり、グラッドストーン内閣の政策によつて英奥間の協調は既に破れ、ビスマルクは却つて希土紛争に關してイギリスと協力した。ハイメルレは依然として三帝協商に参加することを躊躇してゐたが、さればといつてロシアと衝突し、ドイツと疎隔することも恐れた。斯くして彼は、ビスマルクとサブロフがその回答を待つてゐたにも拘はらず、無爲に日を過ごした。

一八八一年三月初旬、ビスマルクはハイメルレに對して、三帝協商案を拒否することは、オーストリア自身の危険負擔において行ふべきことを警告し、賛否の返答を求めた。この壓迫に遇つて、ハイメルレは僅少の修正を留保して讓歩しなければならなかつた。三月一三日にアレキサンダー二世が暗殺されたが、新露帝アレキサンダー三世は、皇太子の時代からこの交渉に關係され、且つ三帝協商の復活を希望されてゐたので、交渉は頓挫を來たさずに、三國代表は最後の條約案を作成することになつた。だが、こゝにまた困難な問題が起つた。それはオーストリアがサラニカへの通路を保有せんがために、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのみならず、ノヴィパザールを事實上併合する権利の承認を求め、ロシアがこれを拒絶したことである。だが、ビスマルクはその間を調停し、結局問題は不確定のまま、残され、ベルリン會議における露奥兩國代表の聲明を再確認することになつて落着した。

(三) 三帝協商の内容

「一八八一年の三帝協商」(Drei-Kaiser-Bündnis 1881)は、六月一八日獨逸宰相ビスマルク・ドイツ駐劄の奥奥國大使セツヘニイ及び露國大使サブロフによつて、ベルリンにおいて調印されたが、その條約の要旨は次の如くである。

第一條 締約國中の一國が第四の大國と戰爭する場合には、他の二國は好意的中立を維持し、紛争の限局に盡力すべし。この規定は、戰爭の結果につき豫め一致を得たる場合には、三國中の一國とトルコとの戰爭にも適用さるべし。締約國中の一國が他の二同盟國の一國より積極的援助を受ける特別の場合にも、本條約の拘束的價値は、第三同盟國に對し全效力を保有すべし。

第二條 ロシアはベルリン條約によりオーストリアが確保したる新しき地位より生ずる利益を尊重することを聲明す。三國はバルカン半島における相互の利益を尊重し、共同一致によるに非ざれば、ヨーロッパトルコの領土的變更を行はざることを約す。

第三條 三國はボスフォール及びダーダネル海峡閉鎖の原則が、ヨーロッパ一般に關し、相互的義務ある性質を有することを承認す。三國は或る一國の利益のために、トルコがこの原則の除外例をなさざるやう共同に監督すべし。右違反の場合若くは違反の虞ある場合には、三國はトルコが被害を受けたる國に對し交戦したるものと見做し、ベルリン條約により保障されたるトルコの領土的現状の安全を失ひたるものと見做すべきことをトルコに通告すべし。

第四條は本條約が三ヶ年間效力を有すること、第五條は本條約及び追加議定書を祕密に附すること、第六條一八七三年の三帝協商が廢されること、第七條は批准に關してそれぞれ規定してゐる。

第二條に基く「追加議定書」(Zusatz-Protokoll)の要點は次の如くである。

- 一、オーストリアハンガリーはボスニア及びヘルツェゴヴィナを併合する權利を保留す。
- 二、サンジャクドゥロヴィバザールに關しては、ベルリン會議において露奧兩國全權の間に交換されたる聲明は依然效力を有す。
- 三、三國はブルガリア及び東ルメリアがトルコの他の領土を攻撃することを防止すると共に、トルコをして同様の行動を避けしむべく盡力すべし。
- 四、三國はブルガリア及び東ルメリアがベルリン條約所定の領土内において、自然の成行に因り合同することに反對せず。但しブルガリア人がマセドニアを侵略することを防止す。
- 五、三國は近東に派遣せる外交官に對して互に協調し、妥協困難なる場合には、これを本國政府に移牒するやう訓令すべきことを約す。

(四) 三帝協商復活の結果

第二次三帝協商は、獨・露・奧三帝及び三國政府主腦部の意志によつて締結された祕密條約であり、大戰前においては、條約の存在さへ一般に知られなかつたから、議會や輿論の動向には何等反映しなかつた。而してこの三帝協商は主としてバルカンにおける露奧兩國の妥協の上に再建されたが、露奧の對立を根本的に解決するものではなかつた。従つて三帝協商の復活は、必ずしも三國間の親密な關係を招來しなかつた。しかしこの第二次三帝協商は、第一次三帝協商よりも、三國間の協力關係を鞏固にした。勿論、第二次協商も軍事的援助の義務を約束してゐないから、嚴密

には同盟條約とはいひ得ないが、大體中立條約の性質を有し、東歐の保守的な三國が再び西歐諸國に對する聯合を結成した。更に獨・露・奧三國の各々に對する効果を擧げると次の如くである。

(イ)ドイツに對する効果は、(一)露・奧間の利害を一應整調してドイツが仲裁的地位を占め得るに至つたこと、(二)獨佛戰爭の際におけるロシアの好意的中立が確保されたことである。

(ロ)ロシアに對する効果は、(一)國際的孤立から脱することができたこと、(二)ロシアの行動は可成制約されたが、然し近東におけるロシアの利益が認められたこと、特に海峽閉鎖の原則が獨・奧兩國によつて再確認され、東ルメリアとブルガリアの合併に關して獨・奧兩國の承認を得たことである。

(ハ)オーストリアに對する効果は、(一)ロシアとの利害衝突を緩和し、イタリアからの攻撃に對して、ロシアが參加しない保障を得たこと、(二)ベルリン會議において獲得した新地位が鞏固にされ、特にボ・ヘ兩州を併合する權利が獨・露兩國から認められたことである。だが、ハイメレルは獨・奧同盟が三帝協商によつて多少去勢されるものと考へた。従つて五月一八日—二一日に、ビスマルクとハイメレルとの間に大體次の如き「内閣宣言」(Ministerial-Erklärung)が交換された。即ち、「三帝協商は如何なる場合においても獨・奧同盟を毀損することを得ず。兩國の態度は獨・奧同盟によつて決定的にして、ロシアとの新條約によつて如何なる制限變更をも受けざるものとす。」

(五) 三帝協商の更新

前述の如く一八八一年の三帝協商の成立は、獨・露・奧三國間の利害の衝突を幾分緩和したが、その對立を解消しな

かつた。一八八二年のボスニア・ヘルツェゴヴィナの叛亂に對して、汎スラヴ主義者は反奧的論陣を張り、同年のセルビアの革命に際して、オーストリア政府がセルビア政府の要請があれば出兵する旨通告して來たことは、ロシア政府を驚倒せしめた。又ロシアのブルガリアにおける活動に對して、オーストリアが常に反對の態度を示してゐたことはいふまでもない。他方一八八一年九月、獨・露兩帝がダンチヒにおいて會見したが、獨・露關係はそのために特に改善されなかつた。而してロシア政府においては、ミリュチン陸相・イグナチエフ内相等の汎スラヴ主義者が勢力を占め、一八八二年四月溫和派のギーズが正式に外相に就任するまでは、その地位も不安定であつた。更にドイツ政府もロシアの汎スラヴ主義者の反獨・奧的態度と親佛的傾向に對して不信を抱き、三帝協商に餘り期待をかけてゐなかつた。然しながら、獨・露・奧三帝は君主主義・保守主義の擁護のために、三帝協商の存続を希望してゐた。又ビスマルクも露佛の接近を防止し、且つ露・奧の對立を調整するために、その更新を望み、又ギーズ外相も獨・露の聯繫が斷たれることを恐れた。而して獨・露・奧三帝はそれぞれ前任者たるハイメレル男の政策を踏襲した。かくして一八八一年の三帝協商が一八八四年六月を以てその期限が完了する以前に、その更新が行はれることになつた。

一八八三年秋に、三帝協商更新の問題が持ち上つた。同年一月、ギーズ外相はフリードリッヒスルーにビスマルク宰相を訪問し、更にウィーンに赴いて更新問題を討議した。かくして翌年三月二七日、一八八一年の三帝協商は、多少字句を訂正した上、更に三ヶ年間延長されることになつた。その後一八八四年九月、獨・露・奧三帝はそれぞれの外相を隨伴して、ポーランドのスキルネウイツェにおいて會談

を遂げた。かくの如くして、三帝協商の更新によつて三國間の利害の衝突は兎も角回避されてゐた。而して一八八五年春の英露兩國開戦の危機に際しても、ビスマルクは三帝協商の維持に努めた。だが、同年秋にブルガリアの危機が生ずると共に、漸次に露境の對立が激化し、それに伴つて獨露關係も悪化するに至り、三帝協商は次第に無力化した。

註一 一八八一年の三帝協商 拙稿「獨英接近と三帝協商」(前掲)参照。主要文獻——Grosse Politik (II卷・十四章)・Saburov Memoirs(六六—二五五頁)・Pribam(九—一七頁)。

註二 一八八四年の三帝協商更新 主要文獻——Grosse Politik(三卷・十九章)。

第四節 第一次三國同盟

(一) 三國同盟成立の原因

(イ) 一八八一年フランスのチュニス占領によつて、佛伊關係が極度に緊張した。一般には、三國同盟の成立をこのチュニス占領の直接の結果であると思はれてゐる。チュニス占領は確かに佛伊關係を疎隔せしめた。しかし、イタリイは現實にフランスから攻撃される脅威を受けてゐなかつた。イタリイが獨境諸國へ接近するに至つた重要な契機は、第一にチュニス問題に關聯して、全く國際的孤立に陥つてゐることが明瞭となつたこと、第二に反法王運動の激化によつて、イタリイ王國と法王との關係が一層悪化し、舊教國の支持による法王領恢復の危険さへ起つて來たこと、第三に政府の外交失敗・法王問題の激化・共和派の擡頭によつて、王制が動搖してゐたことである。而してイタリイ政府

が——後述する如く——領土保障條約の締結を飽くまで希望してゐたことは、法王問題が如何に重大なる契機を成してゐたかを示してゐる。

他方ロシアとバルカンにおいて對立するオーストリアは、ロシアの攻撃に備へなければならなかつた。ところが、若しも兩國が戦端を開けば、イタリイがオーストリアの背後を衝く虞があつた。この意味において、奧洪國外相ハイメルレは、イタリイと中立條約を結んでおくことが有益であると考え、イタリイの保障條約締結の希望に對して、中立條約を主張した。而して奧伊兩國が何等かの協定に達するためには、先づイタリイがイレデンタ問題の要求を撤回することが必要であつた。然るにイタリイは、フランスとの抗争及び法王問題の激化のために、イレデンタ問題の解決を後廻にして、中歐諸國との提携を希望するやうになつた。こゝにおいてオーストリアは、イタリイの接近を歓迎するに至つた。

ビスマルクはイタリイと提携する希望を持つてゐたが、同國に對して不信を抱き、最初三國同盟に對して消極的態度をとつてゐた。それは、イタリイ王國の基礎が鞏固でなく、その内閣が屢々交迭し、且つフランスと接近する傾向があつたから、果して同國が能く條約上の義務を履行するかどうかを疑ひ、又その軍備が萬一の場合、フランスに對抗するには餘りに微力であると考えてゐたからである。而して彼のイタリイに對する不信は消えなかつたが、當時歐洲の國際情勢は、彼の消極的態度を積極的ならしめた。即ち既に述べた如く、三帝協商の復活は、獨露兩國の親善關係を再建しなかつた。殊に汎スラブ主義者には反獨親佛的色彩が濃厚であり、その勢力によつて露帝もやゝもすれば親佛

的態度を示した。又フランスにおいても、對獨復讐熱を鼓吹するガンベッタの内閣が成立し、彼は王黨派のミリベル將軍を陸相に起用し、ショウドルデイを駐露大使に任命して、ロシアとの接近を圖り、又イギリスと通商條約を締結しエジプトにおける共同動作を執ると共に、イタリアとの妥協工作に努めた。殊に、一八八二年二月ロシアの英雄スコペレフ將軍が、パリにおいて反獨塊的演説を行ひ、ガンベッタとの私的會見において、露佛同盟を提議したと傳へられた。斯くの如き當時の情勢が、當然にビスマルクをして不安ならしめ、イタリアを彼の同盟機構内に引入れる必要を積極的に考へるやうになつた。従つてイタリアの中歐接近に對して彼の態度も自ら好意的になつたのである。

上述の如く、チュニス問題・法王問題等に直面したイタリア政府が、その國際的孤立から脱するため、獨塊兩國との提携を求め、オーストリア政府もこのイタリアの接近を迎へてこれと妥協せんとするに至り、更にビスマルクがイタリアをその同盟機構に引入れることに積極的になつて來た。こゝに三國同盟成立の動的原因が存在する。

(ロ)イタリアにおいては、一八七六年デプレチス内閣が成立した。翌年下院議長クリスピーが歐洲諸國を歴訪した際、彼はビスマルクの獨伊同盟に對する意向を打診し、又アンドラッシー塊外相と會見したが、中歐諸國との提携は何等具體化しなかつた。七八年デプレチス内閣が倒れて、親佛的なカイロリー内閣が成立した。同年ビスマルクは、獨塊同盟交渉開始直前に、カイロリーに對して、イタリアが第三國として獨塊同盟に加入することを歓迎する旨表示したが、カイロリーはこの申出を受諾しなかつた。又獨塊同盟成立後、ビスマルクとアンドラッシーとの間に、イタリアに對する態度に關して論議されたが、兩者は同國の加入を重要視してゐなかつた。其後一八八〇年早々、イタリアに

おいてはイレデンタ運動が激化し、これに對してオーストリアは軍隊を國境に集結して、兩國の關係が緊張した。然るに他方、イタリアはフランスとチュニスを争ひ、佛伊關係が益々險惡になつて來た。こゝにおいて、同年八月イタリアの駐佛大使シアルディーニは、カイロリー首相に對して、中歐諸國と諒解を遂げる必要を主張し、外務總務長官マフェイ伯は一新聞記者をしてドイツに對して同盟の探りを入れしめたが、この非公式の試みは失敗に終つた。

當時塊外相ハイメルレは、イタリアとの中立條約を結ぶことは有益であると考へてゐたが、同國から進んでこれを提議することを望まなかつた。一八八〇年一月駐伊ドイツ大使コイデルは、歸任の途中ウィーンにおいて、ハイメルレと三國の提携について會談したが、彼は一月二日、未だローマにおいては中歐諸國との結合に誠實な考慮を拂つてゐない旨をビスマルクに報告した。而してビスマルクは、一月中旬臨時外務次官スチルム伯の名において、イタリアに對する意見を述べて、進んで同國と接近すべきでない旨を駐塊駐伊大使に訓令した。然るにこの訓令にも拘はらず、その秋以來ローマにおいては、マフェイ伯とコイデル大使の間に、塊伊中立條約の締結に關して密議が續けられた。斯くしてマフェイ伯の意見に従つてクリスピー外相は、翌年一月オーストリア政府の意向を探るために、秘密の使命を帯びたヒルリングをウィーンに送つた。而して彼はオーストリア政府が、第三國よりの攻撃に對して、塊伊兩國間に中立條約を締結する意向のあることを確めた。然しながら、カイロリー伊國首相は中歐接近政策に餘り好意を持たず、デプレチス内相もこの政策に反對してゐた。彼等は依然としてチュニス問題に關して樂觀し、トリエスタ・トレンチノ回收の希望を抛てなかつた。而してコイデル獨逸大使が一八八一年五月一三日附で、本國政府にイタ

リーの情勢を報告したのに對して、ビスマルクはイタリアを確實な同盟國とは考へず、ドイツがイタリアの希望をオーストリアに取次ぐことを差控へるやうに訓令した。

一八八一年春、フランスはチュニスを占領した。イタリアの輿論は激昂した。カロリー内閣が瓦解して、デブレチス内閣が成立し、マンチニが新外相に就任した。だが、彼等は中歐諸國との交渉を続ける熱意をもたなかつた。然るに國內においては反佛運動が起り、中央派の領袖ソニノは中歐諸國並にイギリスとの親善關係を樹立する必要を力説し、輿論も獨逸兩國への接近を主張した。又共和派の擡頭は國王に大なる恐怖を興へ、反法王運動の激化は、法王領恢復の危機を孕んでゐた。斯くしてイタリア政府は、同年一〇月中旬オーストリア政府と領土保障條約を結ぶために、同國政府の底意を探らしめたが、當時オーストリアにおいては、一〇月一〇日にハイメルレ外相が逝去し、未だ後任者が定まつてゐなかつたので、獨逸外務省の一局長たるカルライはこの申出を拒絶した。だが、イタリアはその希望を棄てず、同月末伊國王フンベルト一世は急遽デブレチス首相・マンチニ外相を伴つて、獨逸皇帝フランツ・ヨーゼフを訪問した。イタリア政府は、その際に領土保障條約を提議する意圖を有してゐた。だが、オーストリア政府においても、外相が未だ確定せず、且つイタリアとの提携に對するドイツの意向を確める必要があり、又イタリアもその提案が拒絶されるのを恐れて躊躇し、結局、ウィーンにおいては何等の商議も行はれなかつた。其後、ビスマルクが内政上の理由から法王廳と妥協し、一月二九日の議會演説においてこれを暗示するや、イタリア政界に重大な衝動を興へた。斯くして二月六日同國下院においては、各派が獨逸兩國との接近を要望し、マンチニ外相もその方針に同

意せざるを得なかつた。ところが、フランスのガンベッタ内閣が、佛伊關係を整調してイタリアの中歐接近を阻止せんがために、特使を派遣すると報導された。こゝにおいてイタリア政府は、獨逸接近か、對佛妥協かの十字路に立つた。外務省總務長官ブランは獨逸接近を主張し、駐獨大使ロビランはその時期尙早を唱へ、マンチニ外相は依然として逡巡した。

一八八一年末からローマにおいては、ブラン長官とコイデル獨逸大使及びウイムフェン獨逸大使との間に、領土保障條約に關して、非公式の交渉が進められてゐた。而してこの問題に關して、ベルリンとウィーンの間においても、兩國政府の意見の交換が行はれてゐた。然しながら、一二月末法王問題が最も緊急な形態で出現するやうになつてから、イタリア政府の獨逸提携の政策が確定された。而して二月三〇日イタリア國王は内閣に對して、至急に獨逸兩國と正式交渉を開始するやうに命じた。こゝにおいて政府は、駐獨大使ラウネー・駐獨大使ロビランに對して、獨逸兩國と一般的協定を結ぶ用意ある旨を獨逸兩國政府に通達すべき訓令を發した。

上述の如く、一八七六年から八一年末に至る獨逸・獨逸・伊三國間の關係は、如何にして三國同盟がイタリア政府によつて正式に提議されたか、その三國同盟成立の靜的原因を物語つてゐる。

(二) 三國同盟締結の經過

獨逸・伊三國政府間における商議は、一八八〇年夏から非公式に行はれたが、それが公式的に續けられるやうになつたのは、一八八一年末、イタリア政府が駐獨・駐獨大使を通じて獨逸兩國政府に對して、同盟條約を結ぶ用意ある旨

を通過してからである。斯くしてウィーンにおいては、一八八二年一月一八日、カルノキイ・塊洪国外相とロビラン伊國大使の間に交渉が開かれ、ベルリンにおいては、一月三十一日、ビスマルクとラウネー伊國大使の間に談判が行はれた。そしてビスマルクは「ドイツに入る戸の鍵はウィーンにおいて発見さるであらう」と述べて、先づ塊伊兩國政府間において協議するやう勸告した。しかるに、ウィーンにおける交渉は進捗しなかつた。ロビラン大使は訓令を遂行しなかつた。そこで二月十九日、カルノキイ外相から話を切り出した。ロビランは保障條約を提議した。だが、カルノキイはこれを拒否した。それはオーストリア政府が、イタリア政府のローマ領有を保障することを欲しなかつたからである。他方、ロビランはカルノキイが提案した中立條約には賛成しなかつた。かくて相互に協力する一般的協定成立の可能性について討議が行はれ、兩者の會談は終つた。斯くの如く最初の三國同盟交渉においては、獨・塊・伊三國が協定に達する見込は殆んどなかつた。

然るに、歐洲における當時の國際情勢は、既に述べた如く、ビスマルクをしてイタリアに對する態度を餘程好意的ならしめた。彼は二月八日附で、外務省から駐塊大使ロイス公に獨・塊・伊三國同盟締結の必要を強調した訓令を發した。

この訓令は三國同盟の交渉において新しい出發點となつた。そしてイタリアのブラン長官は、ビスマルク及びカルノキイの疑念を解消せしめるために、ローマ問題はイタリア政府がオーストリア・ハンガリーと締結することを希望してゐる協定に何等關係を持たないこと、及びイタリアは獨・塊同盟と同様の條約を締結することを希望する旨を、ロー

マ駐劄のオーストリア大使に確言した。

然るに其後、イタリア政府主腦部間の意見の相違があり、又塊帝のイタリア返禮訪問問題が紛糾したために交渉は遅延した。三月一七日カルノキイ外相は、駐伊大使からイタリア側の提案が決定された旨の報告を受けたので、オーストリア側の條約草案を作成した。三月二十二日ロビラン大使は、カルノキイ外相にイタリア案を提出した。而してビスマルクは條約草案の起草をカルノキイ・ロビランの交渉に一任してゐた。従つて兩者の交渉の結果、四月一日にその起草が終つた。その際、イタリア大使は、領土保障に關する規定を挿入せんと試みたが、遂に採用されなかつた。しかし、その他の點において多少イタリアの希望が容れられ、條約草案が作成された。

この條約草案は四月一日及び一三日にローマ及びベルリンに送付された。ビスマルクは、一七日外務省を通じてこの草案に承認を與へた。しかし、イタリア政府は二週間に亙つてこれに検討を加へた後、四月二十七日伊大使ロビランをして修正案をカルノキイに提出せしめた。このイタリアの修正案は、大體においてオーストリア案と同様であるが、數ヶ所に新たな内容を加へ、多少字句の修正を要求したものである。而してこのイタリアの修正要求は全部貫徹しなかつたが、ビスマルクはカルノキイにイタリアの要求を容れることを勧め、折衷的修正を施して妥協が成立した。かくしてイタリア政府も折衷案を正式に承認し、又一八日ビスマルクは、ドイツ外務省を通じてロイス公に同意する旨を通告し、こゝにおいて五月二〇日に三國同盟條約の成立を見るに至つた。

(三) 三國同盟條約の内容

第四節 第一次三國同盟

「第一次三國同盟條約」(Ester Dreibundvertrag)は、一八八二年五月二〇日、ウィーンにおいて、獨逸大使ロイス公、獨逸外相カルノキー伯、伊國大使ロピラン伯の間に調印された。その條約文の要旨は次の如くである。

第一條 締約國は平和並に友誼を互に約し、各國家の一を敵とする何等の同盟若しくは協約に加入せざるべし。締約國は起り得べき一般的性質の政治上並に經濟上の問題につき相互に意見の交換を行ふべきことを約し、その他特殊利益の範圍内において相互に應援することを約す。

第二條 イタリアがその直接の挑發によらずして、動機の何たるを問はず、フランスより攻撃せらるべき場合において、他の二締約國は攻撃されたる側にその全力を以て援助並に應援をなすべし。これと同一の義務は、フランスの直接の挑發に基かざる攻撃をドイツに加ふる場合において、イタリアがこれを負ふべし。

第三條 締約國中の一國若しくは二國が、その側より直接の挑發なくして、本條約調印國外の二箇若しくはそれ以上の大國より侵入され、且つ交戦するに至りたる時は、應援義務發生條件は全締約國に對して同時に效力を生ず。

第四條 本條約調印國以外の一國の安寧を脅し、脅されたる側はその爲に戦はざるを得ざるに至りたる場合においては、他の二國はその同盟國に對し好意的中立を保つ義務を有す。各國はこの場合において若しその同盟國と共同の行爲をなすを以て適當なりと認むるときは、戰爭に参加する權利を保留す。

第五條 締約國中の一國の平和が、前條に依つて豫見されたる事情により脅かされんとするときは、締約國は有利なる時期において協同の目的を以てとるべき軍事上の措置につき互に協議すべし。三國は今後共同に戰爭に参加

せる總ての場合において、三國間の共同一致に依るに非ざれば、休戦・講和・條約の締結をなさざるべきことを約す。

第六條は本條約の内容及び存在につき互に秘密を守るべきこと、第七條は條約の有効期間を五年間とすること、第八條は批准に關して規定してゐる。而して批准交換の日に三國政府間に交換された「内閣聲明」(Déclaration ministérielle)は、孰れも本條約が如何なる場合においても、イギリスを目標とするものと看做すことを得ない旨を聲明してゐる。

(四) 三國同盟成立の結果

第一次三國同盟條約は秘密條約であり、その條約文は大戦後始めて公表されたが、その存在は歐洲諸國間に感知されてゐた。この同盟條約の成立によつて、東歐のロシア・西歐のフランスに對抗して、中歐の獨逸・伊三國間に防禦的同盟が形成され、且つこれ等三國における共和主義的乃至社會主義的運動に對する君主主義・保守主義の防壁が建設された。先づ三國同盟が獨逸・獨逸・伊三國に齎した効果を擧げると次の如くである。

(イ)ドイツに對する利益は次の三點である。(一)イタリアがドイツに敵對する同盟をフランス又はロシアと結ぶことを阻止し得たのみならず、イタリアをして中歐諸國の聯合に加盟せしめた。(二)獨逸同盟においては、ドイツがフランスから攻撃を受ける場合、オーストリアには應援の義務がなかつたが、この條約によつて、ドイツはかかる場合にイタリアの援助を得ることになつた。(三)獨逸兩國がロシアと交戦する場合、イタリアの好意的中立が確保され、又若しもフランスがロシアに加擔すれば、獨逸側に應援することになつた。

(ロ)オーストリアに對する利益は次の二點である。(一)イタリアがロシアと同盟して、オーストリアの背後を衝く危険がなくなつたから、全力を擧げてロシアと對戦することができるやうになつた。(二)露墺兩國が交戦する場合、少くともイタリアの好意的中立が得られ、若しもフランスがロシアの側に参加すれば、イタリアの應援を得ることになつた。

(ハ)イタリアにとつては、獨墺兩國よりも有利であつた。即ち、(一)獨墺兩國と同盟することによつて國際的孤立を脱し、歐洲の大國として認められるに至つた。(二)フランスの攻撃に對して獨墺兩國の援助が得られるに至つた。(三)ロシアの獨墺攻撃に對しては、單に好意的中立を守れば足り援助の義務なく、フランスがロシアに加擔した場合に應援義務が発生するに過ぎない。(四)イタリアの欲する領土の保障は得られなかつたが、オーストリア又はドイツが法王領恢復を援助する危険を未然に防ぎ、且つフランスのかゝる行動に對して獨墺兩國の援助を確保した。

この三國同盟成立後も、獨・墺・伊三國の利害關係は必ずしも一致しなかつた。第一に、獨墺兩國はイタリアの地中海及び紅海方面における植民地獲得計畫を支持しなかつた。即ち、一八八四年に、イタリアはフランスのチュニスにおける行動に對抗するため、そのモロッコにおける活動を支持すべきことをドイツに要請したが、ビスマルクはこの提議を拒絶した。翌年二月イタリアは獨墺兩國に前以て何等通知せず、紅海のマッサワ港を占領した。イタリアのこの行動は、ウィーンにおいても、ベルリンにおいても、三國同盟の規定に牴觸するものと認められ、同年四月カルノキー外相は、イタリアに注意を促すべきであると考えたが、ビスマルクがイタリアに自省する餘地を與へるが

よいと返答したので、カルノキーはそれを差控へた。

次に三國同盟は、墺伊兩國の間に友好關係が成立するものとして、それに基いて締結されたものであつた。兩國政府は折さへあれば、その親善關係と君主の友誼を高唱したが、イタリアの新聞等は往々過激な言論を弄して國民を刺戟し、時にイレデント運動もその度を昂めた。斯くの如く三國同盟の成立は、墺伊兩國政府の友好關係を樹立したが、兩國間に横はるその對立を解消するものではなかつた。

ビスマルクは、この三國同盟の成立に對して餘り大きな期待をもつてゐなかつた。だが、三國同盟によつて、獨墺兩國が露佛と交戦する場合、ドイツの同盟國たるオーストリアがイタリアとの國境防衛の不安を減ずることができるから、その存続を勿論望んでゐた。従つて一八八五年八月カルノキーがファルツインにビスマルクを訪問した際、兩者の意見は、「イタリアを聯盟の重要分子と考へないが、同國からの申込があれば、三國同盟を更新する」といふ點に一致してゐた。

註 拙稿「三國同盟論」法と經濟・七卷・二號(三號)參照。主要文獻——Grosse Politik(三卷・一五章)・Prismam(一卷・一二八一—六九頁)・Crispien(一巻・二章)。

第五節 墺塞同盟と墺羅獨同盟

(一) 墺塞同盟條約

第五節 墺塞同盟と墺羅獨同盟

(イ)元來セルビア公國は民族的・宗教的關係からロシアの後援を受け、ベルリン會議においてその獨立が承認されたが、ロシアは専らブルガリアを支援してセルビアを顧みず、却つてオーストリアの援助によつてその領土を南方に擴大することができた。それ故にセルビアはロシアから離れてオーストリアに接近するに至り、一八八一年に塊塞通商條約が締結された。而してこのセルビアのオーストリアに對する經濟的接近は、やがて政治的・軍事的提携にまで發展し、同年六月末に塊塞同盟條約の調印を見るに至つた。

次に塊塞同盟條約成立の主觀的條件は、要するに、ミラン公とオーストリア政府が、塊塞同盟條約の締結に積極的意圖を持つてゐたからに他ならない。即ち、オブレノウィッチ家のミラン公は、その仇敵たるカラジオルゼウィチ家はその地位を奪はれないためにも、またセルビアの領土を更に南方に擴大する野心を遂げるためにも、オーストリアの支援を必要とした。他方オーストリア政府は、ロシアのバルカン侵略に對抗して、自國の經濟的進出及び政治的勢力範圍の擴大を意圖し、そのためにセルビアをその支配下におく必要があると考へてゐた。

かくしてミラン公は一八八一年六月にウィーン、ベルリン、セント・ペテルスブルグを歴訪し、歸途ウィーンにおいてオーストリア政府と同盟條約締結に關する交渉を開いた。彼は閣僚にも相談せずに、オーストリア政府が提議した條約草案に同意を與へた。彼はベルグラードへその條約草案を携へて歸り、外相ミヤトヴィッチをして同月二八日にこれに調印せしめた。

(ロ)塊塞同盟條約は、六月二八日にベルグラードにおいて、塊塞國辦理公使ヘルベルト・ラトケアル男と塞國外相

ミヤトヴィッチとの間に調印された。同條約の要旨は次の如くである。

第一條 兩國政府は友誼的政策を互に追求することを約す。

第二條 セルビアはボスニア・ヘルツェゴヴィナ及びノヴィザールを含むオーストリアに對して向けられたる政治上・宗教上その他の陰謀を容認せず、オーストリアはセルビアに對して同様の義務を負ふ。

第三條 セルビア公が王號を稱ふる必要を認めたる時には、オーストリアはその王號を承認し、且つ他の諸國の承認を得むがために盡力すべし。

第四條 オーストリアはセルビアの利益を輔佐するために他のヨーロッパ諸國の内閣に盡力し、セルビアはオーストリアと豫め諒解なくして、他の政府と政治的條約を締結せざるべく、また正規兵たると不正規兵たるを問はず、外國の兵力をその領土に入ることを許さざるべし。

第五條 オーストリアが第三國と戰爭するときには、セルビアは友誼的中立を守り、オーストリアはセルビアが戰爭する場合において同様の義務を負ふ。

第六條 兩締約國間の軍事的協力は軍事協定によつて定むべし。

第七條 セルビアが(ノヴィザールを除く)南方國境に領土を獲得する場合には、オーストリアはこれを妨碍せず、外交的支持を與ふべし。

第八條は本條約の有効期限を一〇年とすること、第九條は本條約を秘密に付すること、第一〇條は批准に關して規

定す。

この塊塞同盟條約はその内容から見れば、同盟條約といふよりも寧ろ保護條約であり、殊に第四條はセルビアの外交権を制限する條項であると解せざるを得ない。

(ハ)セルビア首相ピロシャナツは、塊塞同盟條約の批准後、この條約全文を知つたときに、かゝる協定によつてセルビアはオーストリアに對して保護關係に立つものであると強硬に反對した。こゝにおいてミラン公は、やむなく外相をウイーンに派遣して同條約の修正を協議せしめた。しかしハイメルレ外相はその修正には同意しなかつた。かくして一八八一年九月ミラン公はこの問題を協議するためにウイーンを訪問し、セルビアの親塊政策を保證すると共に、自己の困難な立場を訴へた。ハイメルレ外相はこれに對して確答を與へなかつたが、結局、その後ミラン公・ピロシャナツ首相・オーストリア政府の間に妥協が圖られた。即ち第四條は、セルビアが本條約の精神に背反する政治的協定を締結する以外、セルビアの外交権を制限するものにあらざる旨の聲明書に塊塞兩國政府が調印し、他方、ミラン公は彼個人に關する限り同條約を忠實に遵守することを誓ふ書翰をオーストリア政府に送つた。

塊塞同盟條約の成立によつて、セルビアに對してはそのオブレノウィッチ家の擁護とその南方への領土擴張に關するオーストリアの支援が約束され、他方オーストリアはセルビアをその保護下におくに至つた。翌年三月六日ミラン公は王號を稱することになつたが、その親塊政策は一般に不人氣であり、議會においては親露派の急進黨の勢力が増大して來た。而して急進黨はミラン公及び進歩黨内閣の政策に反對して、一八八三年に革命を起した。オーストリア

政府は、セルビアの秩序回復のために必要であれば出兵することに決し、その旨をロシア政府にも通告した。しかしミラン公は戒嚴令を布き、軍隊によつて漸くこの叛亂を鎮壓した。

(二) 塊羅獨同盟條約の成立

(イ)ルーマニア公國は露土戰爭にはロシアの同盟國としてトルコと戦ひ、ベルリン會議においてその獨立が承認された。然るに同會議において、ベッサラビアをロシアに奪はれ、その代償としてトルコからドブルジャを與へられた。この交換はルーマニアをしてロシアに對する不満を惹き起し、會議後、ルーマニア王國はロシアから離れて、次第に獨塊側に接近するやうになつた。先づ塊羅獨同盟成立の客觀的條件の考察から始めよう。

一八七九年の夏に獨露關係が險惡になつた際、ビスマルクはルーマニアの外相スツルザに對して、ルーマニアはロシアとロシアの一州たるブルガリアの間に横はる「鐵の防壁」であり、ルーマニアが西歐諸國の側に立つことが同國の利益にも合致する所以を指摘し、同國が西歐諸國の支持と同情を得るためには、ベルリン條約を忠實に履行すべきである旨を説いた。更に彼はルーマニア政府が速かにユダヤ人問題を解決し、且つドイツ資本家が關係するルーマニアの鐵道利権に關する協定に達すべきことを強調した。しかし、スツルザはビスマルクの所説に大體賛同したが、その提言を素直には受容れなかつた。また一八八〇年にオーストリア政府がルーマニア國王に接近を圖つたが、トランシルヴァニア問題などのために塊羅兩國間の提携も具體化しなかつた。

かくしてルーマニアは、ロシアと獨塊兩國の間に孤立してゐるが、ルーマニアの支配階級は獨塊兩國と接近する希

望を強めるに至つた。殊にルーマニアの政治家マジョレスクは、一八八一年に *Deutsche Revue* を發刊し、ルーマニアがドイツと提携するために、先づオーストリアとの協定に達する必要を力説した。即ち、「ルーマニアの地理的位置から、同國はロシアかオーストリアか孰れかの利益範圍とならざるを得ないが、ルーマニアが今日ロシアの保護を受けることは不可能である。而してトランシルヴァニアにはルーマニア人が住んでゐるが、一八七八年にロシアに奪はれたベッサラビアにもルーマニア人が住み、後者の同胞の方がより悪い状態におかれてゐる。ロシアは異民族を壓迫する専制政治を行つてゐるが、オーストリアは元來異民族によつて成る聯邦組織である、それ故にルーマニアはロシアよりもオーストリアに接近する方が望ましい。」このマジョレスクの主張は、ルーマニアの政界において多數の賛同を得るに至つた。而して彼はロシアと獨逸兩國との關係は益々悪化すると考へてゐたが、一八八〇年の三帝協商において獨逸・露三國は一時的妥協を遂げたので、獨逸兩國はルーマニアとの接近を急ぐ必要がなかつた。然しながら、一八八三年の夏にブルガリア問題が紛糾するに至り、ルーマニアと獨逸兩國との提携が急速に發展することになつた。

獨逸・露三國同盟成立の主觀的條件は、要するに、(一)ロシアのブルガリア干渉の危険が切迫したので、ビスマルクがルーマニアを彼の同盟協商體制に引入れることに積極的になつて來たこと、(二)カルノキー外相もロシアのバルカン侵略に對抗するためにルーマニアと同盟を結ぶことを希望してゐたこと、(三)ルーマニア政府もその國際的孤立から脱するために、獨逸兩國との提携を欲してゐたことなどである。

(ロ)一八八三年の夏、ルーマニア國王がベルリン・ウィーンを訪問される豫定であつたが、キッペンゲン滯留中のビスマルクは、その機會を利用して先づルーマニアを、ついでセルビア・トルコ等をも同盟體制に引入れる方策を樹て、八月一九日付で駐獨逸大使ロイス公を通じてこのことをオーストリア政府に提議した。カルノキー外相はこれに賛成し、ルーマニア・セルビア・トルコのみならず、ギリシアをもその同盟の軌道内に引入れることを主張した。その後、ビスマルクはガスタイン温泉に轉療し、九月七日ルーマニア首相ブラチアヌの訪問を受けた。

ブラチアヌは一方ロシアに敵意を示したが、他方、オーストリアの對ルーマニア政策に關する不満を訴へ、ドイツの諒解の下にオーストリアと攻守同盟を結ぶことを希望した。ビスマルクは、ロシアとの戦争はたとひ勝利を得るとしても、これができるだけ避けるべきであるから、防禦同盟を結ぶべきであると主張し、更に歸途ウィーンに立寄つてカルノキーと協議して、兩國政府の意見が一致すれば、ドイツがこれに加入し、また若し一致しなければ調停役を引受ける旨を述べた。而してその後ビスマルクは、駐獨逸大使ロイス公に對して、ルーマニアとの條約は飽くまで平和の維持を眼目とすべきであり、またロシアとの三帝協商を繼續すべきであると彼の意見を申送つた。

ウィーンにおいては、九月下旬ブラチアヌ首相とカルノキー外相との談判は順調に進行し、カルノキーが條約草案を作成し、防禦同盟の形成によることに意見の一致をみた。而してこのブラチアヌが承認した條約草案は直ちに九月二六日付でロイス公からビスマルクに報告され、彼の意見が求められた。而してビスマルクは、彼一個の考としては何等變更の必要はないが、皇帝にとつては「ロシアより」といふ語を明示しない方がよからうし、第三條の「政治的情

勢から適當なりと考慮したるときには」の句を削除すること、同條約を奥羅兩國間において締結すれば、ドイツの参加は必要であることなどをウィーンに申送つた。これに對して、カルノキー外相はビスマルクの修正に同意したが、ドイツが加入しなければルーマニアは恐らく條約の締結に應じないであらうと述べ、ドイツの参加を要請した。他方ドイツ皇帝はロシアを明示した奥羅同盟への加入に躊躇されてゐたが、奥羅兩國政府はビスマルクの修正意見を容れてロシアの語を削り、且つドイツの参加を極力希望した。こゝにおいてドイツは奥羅同盟條約に、加入聲明書の形式において加盟することになった。

(ハ)一八八三年一〇月三〇日、奥羅同盟條約は、カルノキー奥羅外相とスツルザ外相との間にウィーンにおいて調印され、同日駐奥大使館參事官ベルヘム伯・カルノキー外相・スツルザ外相の間に、加入聲明書に調印が行はれた。奥羅・獨同盟條約の要旨を挙げれば次の如くである。

第一條 締約國は平和及び友誼を約し、敵對する同盟に加入せざるべし。締約國は友誼政策に従ひ、その利益の許す範圍内において相互に援助することを約す。

第二條 ルーマニアが何等挑發せずして攻撃せられんとするときは、オーストリアは應援すべし。オーストリアが同一の事情の下に、ルーマニアに隣接する地方において攻撃せられたるときには、ルーマニアは應援の義務を負ふ。

第三條 締約國の一が攻撃の脅威を受けたるときには、各國政府は軍事的協力に關し協議すべし。この軍事問題殊

に行動の統一及び領土の通過は軍事協約を以て定むべし。

第四條 締約國が前條により豫見されたる事情の下に共同戦争を餘儀なくせられたるときには、締約國は單獨に講和を交渉し、又は締結せざることを約す。

第五條 本條約は五年間效力を有し、若し満期到達前一年に廢棄されず、又は改訂が要求されざるるときには、更に三年間延期せらるべし。

第六條は本條約の内容を秘密に付すること、第七條は批准に關して規定す。

(ニ)奥羅同盟條約の成立によつて、ルーマニアはロシアの攻撃に對してオーストリアから援助を受けることになり、その國際的地位は著しく強化された。またオーストリアはルーマニアにも勢力を伸張し、その共同戦線によつてロシアに對する兵力を増大することができた。更にドイツは奥羅同盟條約に加入して、ルーマニアを同盟協商体制に引入れることに成功した。

上述の如くしてルーマニアは、セルビアと同様に獨塊同盟に連結されるに至つたが、ギリシア及びトルコを引入なければ獨塊兩國を中心とするバルカンの「平和聯盟」は完成しなかつた。非斯拉ヴ民族たるギリシアとトルコとは、ロシアのバルカンにおける勢力伸張に反對の立場に立つてゐたから、汎斯拉ヴ主義に對する汎ゲルマン主義を寧ろ歓迎した。一八八〇年以前にもギリシア國王ジョージはオーストリアの援助を求めたが、更に一八八三年六月ギリシアは再びオーストリアへの接近を圖つた。カルノキーはオーストリアのサロニカへの膨脹の野心を否定したが、確定的

な約束を與へなかつた。またビスマルクも、ギリシア皇后がロシアの皇族であり、フランス最良である點などから、ギリシアとの協定に熱意をもたなかつたやうである。かくしてギリシアは獨逸兩國と協定には達しなかつたが、中歐諸國に概して接近してゐた。

次に一八八〇年にトルコは、その軍隊の再組織のために、ドイツの將校の派遣方を要請した。しかし、ビスマルクはこれに躊躇し、結局その申出を拒絶した。一八八二年一月、トルコ皇帝アブデッルハミッドは獨逸同盟参加の希望を表明するに至つたが、ドイツはこれを受容しなかつた。ビスマルクは、ロシアとの衝突の際にトルコを引入れておく價値を重要視してゐたが、トルコとの親善のためにロシアとの關係が悪化することを望まなかつた。しかし、彼はトルコとの關係をより密接にする必要があることを察して、一八八二年春にはドイツ將校をトルコ陸軍顧問として派遣した。こゝにおいて、ドイツは後年トルコにおける強大な勢力を樹立する素地をつくり、アブデッルハミッドも益々ドイツ政府の支持に依存するやうになつた。

なほ、一八八八年五月十五日、ウィーンにおいて奥・伊・羅三國間に公文交換が行はれ、イタリアはこの奥・羅・獨逸同盟條約に参加するに至り、この三國同盟は四國同盟に擴大されるに至つた。

註 拙稿「ベルリン會議後のバルカン問題」(法と經濟・一〇卷・四號・六號)参照。主要文獻——Grosse Politik (三卷・一七章)・Prhram(一巻・一八一—二三頁・二九—三四頁)・Mijatovich: *Memoirs of a Balkan Diplomatist*, 1917. *Aus dem Leben König Karls von Rumänien*, 1900. (四巻)。

第五章 ベルリン會議後の東方問題

第一節 ベルリン條約の執行問題

バルカン問題は、ベルリン會議において一應解決されたが、ベルリン條約の執行に關して——就中、國境改訂とトルコ領内の改革に關して——幾多の紛争を惹起した。今こゝには、モンテネグロ及びギリシアの國境問題、アルメニア及びクリト島の改革問題を概説し、ビスマルクがバルカン問題に對して如何なる態度をとつてゐたかを考察する。

(一) モンテネグロ及びギリシアの國境問題

(イ)モンテネグロはベルリン條約の規定によつてアルバニアのグシニエ及びブラヴァ地方が與へられる筈であつたが、この地方のアルバニア人は半獨立の状態にあつてトルコ皇帝の命令に服さず、その割讓に反對した。こゝにおいてモンテネグロは、一八七九年に兵を發しこれを討伐することになつたが、アルバニアにおいてもアルバニア聯合を起してこれに對抗した。この時、駐土イタリー大使コルティ伯はグシニエ及びブラヴァの代りにグシニエの一部及びボドゴリツアとスクタリ湖との間の土地を讓ることを提案した。一八八〇年四月トルコ政府もこの案を採用して實行しようとしたが、この地方のアルバニア人舊教徒は正教徒たるモンテネグロ公の支配に服することを肯じなかつた。恰もこの時イギリスにおいては、ディズレリーの保守黨内閣は倒れ、一八八〇年四月にグラッドストーンの自由黨

内閣が成立した。彼はデイスレリーの如くオットマン帝國の保全を固守することなく、却つてバルカンの諸民族に同情を寄せてゐた。そこでグランヴィール外相は、列國に對して希土國境問題に關する國際會議において、同時にモンテネグロの國境問題をも討議すべきことを提議した。かくして六月一六日から七月一日に亙つてベルリンに大使會議が開かれ、會議はモンテネグロにヅルチニョの港とボヤナ河の河口に到る海岸線を與へることを決定した。然るにトルコ政府は同地方には回教徒の住民が多いことを理由として、この提案を拒絶し、密かにアルバニア人を唆かして反抗的態度に出でしめた。

イギリス政府は七月六大國に對してヅルチニョ沖において海軍示威運動を行ふべきことを提議した。英・露・伊の三國はアルバニアに對して強壓手段をとる決意を持つてゐたが、獨・奧・佛の三國は實力行使に反對し、たゞ示威運動をなすことのみに同意した。かくして九月に六ヶ國の軍艦はヅルチニョ沖を遊弋したが、何等の効果もなかつた。このにおいてイギリス政府は、スミルナの税關占領を列強に提議した。しかるに露伊二國はこれに賛成したが、獨・奧・佛の三國はこれに反對した。かくの如くビスマルクは獨・奧・佛と歩調を共にしたが、モンテネグロ問題を契機として、歐洲協調が破れて英・露・伊三國の聯合が形成されることを憂へ、トルコ政府に讓歩を要請した。トルコ政府は列強のスマルナ占領の企圖、或ひはイギリス艦隊のコンスタンチノープル派遣の風説に恐怖を感じ、遂に屈服した。トルコ政府は軍隊を派遣して、一月末にアルメニア人を追出してヅルチニョ地方をモンテネグロ軍に引渡した。

(ロ)ベルリン條約第二四條においては、トルコとギリシアとが第一三議定書に提議した國境改訂に關して一致を見

なかつた場合に、獨・奧・佛・英・露の列強が交渉を促進するために兩國間に調停する權利を留保する旨規定したに過ぎなかつた。而してテッサリー及びエピロスの大部分を含む國境線は本條約文には記載されず、僅かに議定書に記載された。ギリシアはこの地方が當然讓渡されるものと考へ國境改訂委員の任命を要求したが、トルコはこの地方を割讓する意思のないことを表明してこれに應じなかつた。そこでギリシアはベルリン條約の規定に従つて六大國の調停を要請した。その結果、一八七九年二月に六大國及び希土兩國の委員がブレヴェザに會議を開いたが、希土兩國の意見は餘りに懸隔してゐたために、何等の成果を得なかつた。その後、八月以來コンスタンチノープルにおいて、列國大使の監視の下に希土兩國代表の會議が行はれたが、交渉は遂に一二月に打切られた。

然るに英佛兩國の輿論は次第にトルコに對して反感を示すに至り、ソールスベリー外相の提案に基いて、一八八〇年三月初めに、英佛兩國政府は列國に對して希土國境改訂に關する國際會議の開催を提議した。而して同年四月に成立したグラッドストーン内閣は、強硬な對土政策をとることを決定し、前述の如く、六月にベルリンにおいて六大國の大使會議が開催された。同會議においては、ギリシアに有利な新國境線が決定され、列強の共同通牒が七月一六日に希土兩國駐在の外交使節を通じて、兩國政府に交附された。ギリシアは直ちにこれに同意したが、トルコはこれに異議を唱へた。しかし六大國はこれ以上一致して強壓手段に出ることはできなかつた。かくしてギリシアは實力を以て領土を擴大せんとし、軍隊の動員を開始し、希土開戦の危機が切迫した。

グラッドストーン内閣は、親土的なレイヤード大使を召還して、ベルリン條約執行に關する特別使命を帯びたゴ

シエンをトルコに派遣して強硬な態度を示した。然るにフェリー内閣の外相サンティレルは、一八八〇年一月二二日に、希土紛争を仲裁々判に附する案を六大國に提議した。しかし、トルコは翌年一月中旬にフランスの提案に反対し、この提案も遂に失敗に歸した。だが、トルコ政府はその數日後に、ギリシアを除き六大國と希土國境問題を協議する意向を示した。ビスマルクはこのトルコの提議を支持し、他の五大國政府もこれを受諾した。而してビスマルクはエピロスの代りにクリト島をギリシアに讓渡すべきことを示唆し、ゴシエンもこれに賛成してゐたが、グランヴィール外相が反対したために、この案はものにならなかつた。

一八八一年三月から、コンスタンチノープル駐在の六大國大使とトルコ政府の間に商議が開始された。會議においては、ゴシエンがギリシアの要求を代辨して活躍し、ビスマルクはドイツ大使に命じて英佛諸國との協調に努めた。かくして三月末に漸く妥協が成り、新國境案が作成された。四月初に六大國は、この案をギリシアに通告し、その同意を迫つた。新國境案はテッサリーの殆んど全部とアルタ地方を含むエピロスの少部分をギリシアに與へることを規定してゐたが、ベルリン條約において定められた國境に比較すれば、ギリシアの利益は大いに削減されてゐた。それ故にギリシアはこの案に不満であつたが、結局これに同意せざるを得なかつた。こゝにおいて五月二四日には、六大國とトルコとの間に、七月二日には希土兩國間に、それぞれ條約の調印を見るに至り、希土國境問題も一應落着した。

(二) アルメニア及びクリト島改革問題

(イ) 小アジアに在るアルメニアは、トルコ・ロシア・ペルシアの三國に分割されてゐた。アルメニア人は元來キリス

ト教を奉じてゐたが、永くトルコの暴政や、クルド人の掠奪に苦められてゐた。然るに一九世紀の中頃以來、アルメニア自治の要望が起つて來た。かゝる際にロシアがトルコ領のキリスト教徒解放を名として露土戦争を起した。アルメニア人は、露土戦争を機會に、その自治獲得の要望が達成されることを期待してゐた。だが、サンステファノ條約第一六條においては、トルコ政府はアルメニア人の住居する諸州の地方的狀況により必要とする改良・改革を遅滞なく實行し、且つクルド人及びサルカシア人に對して彼等の安全を保障すべきことを約束したに止まり、アルメニアの自治は認められなかつた。その後ベルリン會議においても、アルメニア人の希望は黙殺され、ベルリン條約第六一條はサンステファノ條約と同様の規定を設け、たゞトルコ政府が定期的な改革の措置を列強に報告し、六大國がその適用を監督することを附記したに過ぎなかつた。従つてアルメニア人はこの規定に甚だ不満であつた。然しながら、彼等はなほ列強、殊にイギリスの援助に望を囑してゐた。ソールスベリー外相は、ベルリン會議中から再三アジア・トルコの改革をトルコ政府に要請し、駐土イギリス大使レイヤードも極力その實行を迫つたが、トルコ政府は容易にその約束を履行しようとはしなかつた。

一八八〇年四月に成立したグラッドストーン内閣は、トルコ政府に對して改革を要求すると共に、五大國に對しても改革を要請する共同通牒をトルコに發することを提議した。かくして六月一日、列強はベルリン條約第六一條を即刻完全に履行すべきことを要求した。更に列強は九月七日に共同通牒を以て再びその改革を要請した。トルコは改革を行ふべきことを約したが、實行しなかつた。イギリスを除いて他の五大國は既にアルメニア改革に熱意を失つて

ゐた。ビスマルクもアルメニア問題を契機として再び東方問題が紛糾することを恐れて、消極的態度をとつて動かなかった。かくしてアルメニア改革問題は有耶無耶に終つた。

(ロ)クリート島は一七世紀の中葉以來、トルコの治下にあつた。その住民は大部分ギリシア人であつたが、キリスト教徒と回教徒が對立してゐた。而してクリート島には、一七七〇年以來トルコの壓政に對する叛亂が續發し、一八五八年にトルコは宗教上の自由を認め、強制労働を廢止した。一八六六―八八年には大叛亂が起り、その結果、トルコ政府は組織法を發布して、改革を約したが、誠實にこれを實行しなかつた。かくして島民の不滿が増大し、露土戦争中に島民は獨立を宣言し、列國との交渉を開いたが、列國はこれに應じなかつた。然しながら、クリート島の自治の要求はベルリン會議において認められ、ベルリン條約第二三條において、トルコは一八六八年の組織法に適當な修正を加へてこれを勵行すべきことを約した。その後、一八七八年一〇月に組織法が制定された。この所謂「ハレバ法」(Pact of Halepa) において、知事の任期を五年とし、顧問がこれを輔佐し、キリスト教徒四九名・回教徒三一名より成る總會を毎年開くことを規定し、また島民をも官吏に採用すること、ギリシア語を總會及び裁判所の公用語とすること、歳入より行政費を控除したる殘額の半分は道路港灣の構築・學校病院の建設等の地方的必要に充當すること等を定めた。更にトルコ政府は、政治犯人の大赦や滯つた税金の赦免を約束した。かくの如くしてクリート島の改革は行はれ、その後七年間はギリシア人の知事によつて治められ、島の情勢は比較的平穩であつた。

(三) ビスマルクのバルカン政策

ドイツのバルカン・近東に對する經濟的進出に伴つて、ドイツのこの方面に對する政治的利害關係も漸次密接になつて來た。だが、ビスマルクはドイツがバルカン問題に深入りして、露・墺・英諸國と衝突することを恐れた。だから、彼はバルカン問題に無關心の態度を粧つて、仲裁的立場をとつてゐたのである。而してドイツは、ベルリン條約によつて、他の五大強國と共に、バルカンの小國に對する「監督者」・キリスト教徒の「保護者」たる地位を得た。従つてドイツは、同條約の執行に關して利害關係をもつに至つたが、ビスマルクは國境問題や改革問題が紛糾して、ヨーロッパの平和が攪亂されることを最も憂へた。それ故に、彼はモンテネグロの國境問題に關してはフランスと協力しトルコに讓歩を要請し、ギリシアの國境問題に關しては英佛諸國との協調を圖り、その解決に努めたのである。またアルメニア及びクリート改革問題に關しては、消極的態度をとつて問題を紛糾せしめることを避けたのである。

註 拙稿「ベルリン會議後のバルカン問題」(法と經濟・一〇卷・四號)参照。主要文献—Documents français (一集・二卷・三卷・メ
ルリン條約の執行)・Life of Gladstone (二卷・二四七頁以下)・Life of Granville (二卷・六章)・Goschen (一卷・二二二頁以下)・
Langer: The Diplomacy of Imperialism, 1890—1902 (一卷・一四七頁以下・三一五頁以下)。

第二節 フランスのチュニス占領

(一) チュニスを繞る佛伊の角逐

チュニスは形式的にはオットマン帝國の領土であつたが、一八世紀の初め以來、土着の太守によつて支配されてゐる

た。フランスは一八三〇年にアルゼリアを征服してからその西隣のチュニスに進出せんとし、イギリスも豫てからこの地を目をつけ、イタリアもその統一後、一衣帯水の關係にあるこの地方を垂涎するに至つた。最初主として佛英兩國が同地方における利權獲得を競ひ、大守に對する借款によつて金融業者は莫大の利得を得てゐた。そのためにチュニスの財政は破産に瀕し、一八六九年に英・佛・伊三國の國際委員が設立されたが、債權の大半はフランス債權者の手の中にあつた。而してフランスはチュニスにおける電話事業の獨占權を獲得し、イギリスはチュニスの首府からゴレタに至る鐵道建設權を得た。更に一八七〇年以後、この利權爭奪戰にイタリアも參加し、漸次イギリスに代つてフランスの競爭者になつた。かくして歐洲列強間にはチュニスの處分問題が起つて來た。

ベルリン會議の際、イタリアの輿論はオーストリアがバルカンに膨脹した代償として、トレンチノ・トリエスト等の未回収地を讓渡せよと叫んだ。アンドラッシー・塊洪國全權は、一寸の土地をもイタリアに讓る意思を全然持たなかつたが、その代りに地中海方面におけるイタリアの膨脹を支持すべきことを申入れた。だが、イタリア政府は歐洲における領土擴張にその關心を集中して、チュニス問題をベルリン會議に持ち出さなかつた。然るに同會議においては、イタリアを出し抜いて、英國全權ソールスベリー・佛國全權ワデントン・獨逸全權ビスマルク等の間に、チュニスに關する取引が秘密裡に行はれた。その結果、この地方におけるフランスの自由行動が英獨兩國によつて認められた。それは、イギリスがサイラス島の行政占領權を獲得した代償として、フランスのチュニス領有を許容して、妥協することが必要であつたからであるが、ビスマルクもイギリスのこの提案を支持した。而してイタリア全權ラウネーは、ベ

ルリン會議の際における英佛全權の交渉に疑ひを抱いてゐた。彼は英佛兩國間にチュニスに關して何等かの協定が行はれてゐる旨を本國政府に報告した。イタリア政府は駐佛大使シャルデイニをしてフランスに抗議せしめたが、フランス政府はこれを否認した。而してイタリア政府はこれ以上、チュニス問題に關してフランス政府を追及しなかつた。かくの如くして、フランス全權ワデントンは「チュニスを彼のポケットに入れて」會議から引揚げたが、イタリア全權コルティ伯は何物をも獲ずして歸國し、そのために彼は外務大臣の地位から去らなければならなかつた。

フランスは英獨兩國からチュニスにおける自由行動を認められたが、當時政界においては、植民地獲得に反對する空氣が濃厚であつた。マクマホン大統領はイタリアとの衝突を恐れて、チュニス占領を承認しなかつた。また政界の大立物ガンベッタは、植民地獲得の冒險に乗り出すことに絶對反對を唱へ、對獨復讐戰の準備を整へることが祖國に對する最大の任務であると主張してゐた。ワデントンは——チュニス總領事ロースタンとの通信によつても明かなる如く——チュニスを保護領となし、軍事上重要な地點を占領する意圖を持つてゐたが、國內の反對論のために、軍事行動を起す考へを一時抛棄しなければならなかつた。従つて彼は、國內の反對論とイタリアとの衝突を恐れて、一八七九年八月シャルデイニ大使に對して、彼がチュニス併合に反對であり、彼が在職中はイタリアと協同せず何事も決定しない旨を明言した。

カイロリー伊國首相は、フランス外相のこの口頭による保障に満足し、駐佛大使シャルデイニがフランスのチュニス占領の危機を警告したにも拘はらず、イタリア政府はチュニス問題に注意を拂はなかつた。而して政府はマシオを

チュニス領事として派遣し、佛國領事ロースタン及び英國領事ウッドと利権争奪をなさしめた。かくして遂に佛伊兩國政府はチュニス・ゴレタ鐵道問題に關して衝突した。即ち、イギリスの同鐵道所有者は同鐵道を賣却し、イタリアのルバチノ會社がこれを買収した。議會は同會社に對して補助金を許與する法律案を通過せしめた。この問題によつて、一時パリとローマの間には頻繁に公文が交換され、兩國の關係が緊張した。フランス政府は、國內の反對論とイギリス自由黨政府の冷淡さへなければ、恐らくこの問題を動機として、一八八〇年の夏にチュニス占領の舉に出るたであらう。

(一) フランスのチュニス占領

ワデントンの後を襲つて首相兼外相となつたフレイシネは、同年六月シャルデーニ大使に對して、「現在フランスはチュニスを占領する意圖を持たないが、將來は神の手にある、何故貴國はチュニスを頑強に固執するのか、何故貴國はトリポリに注意を向けぬのか」と語つた。これに對して大使は「我々はチュニスもトリポリも求めてゐない、たゞその現状維持を欲するのみ」と答へた。「將來は神の手にある——とフレイシネは繰返した——そして他日、疑もなくそれは遠い將來であらうが、フランスはチュニスを占領するに至るかもしれない、若しさうなれば、イタリアにはできるだけ前から通告しよう、そして適當な代償を得るやうに我々が支持するであらう。」而してその後、フレイシネはその「回想録」に次の如く書いてゐる。「ガンベッタと妥協して、余はベルリン會議で得た許與を利用しようと思つた。而して余はロースタンに大守を説きつけて保護權を受諾せしめるやう命じた。彼は殆ど説得した。而してロー

スタンに余に「軍隊を上陸せよ、しからば大守は調印するであらう」と書き送つて來た。余の内閣が互解した直前に、余はそれを認可しようとしてゐた。余はフレイシーに、「その果實は熟してゐる、貴卿はそれをよい時期に採るがよい」と附言した。」

シャルデーニ大使はフランスの計畫を見抜いて、八月末にカイロリー首相に對して獨逸兩國と諒解を遂げる必要を力説した。だが、同國政府の獨逸接近の試みは失敗に終つた。こゝにおいて、カイロリー首相とシャルデーニ大使の間には、フランスに對してしばらく無關心の態度を執ることに意見が一致した。然るに首相は一月初旬にシシリからチュニスに至る海底電線の利権に關してフランス政府と交渉を開くことをシャルデーニ駐佛大使に命じた。このイタリーの行動はパリにおいて不安を呼び起した。ベルリン駐在の佛國大使サン・ヴァリエはビスマルクをフリードリッヒスルーに訪ねて、チュニス問題に對するドイツの支持を求めた。ビスマルクは外交的援助を約した。だが、フランス政府は積極的行動に出づることを躊躇した。それは、植民地侵略には輿論の反對があり、政界においても意見が一致しなかつたからである。グレヴィ大統領はチュニス占領の價値を認めなかつた。フェリー首相もサン・ディエール外相も紛糾を避けることを切望してゐた。ガンベッタはイタリアとの關係を調整し得ると考へ、友人のピリング男をローマに派遣した。彼は兩國間の不和を解消するために努力し、佛伊兩國政府は、ロースタン及びマシオを召還して、他の積極的でない人物と取代へることに一致した。

然るに領事の召還が發表される前に、一八八一年一月一〇日、マシオは大守の兄弟を伴つて、伊國王に拜謁するた

めにパレロコに現はれた。イタリーの新聞はこの訪問に政治的意味があると書き立てた。これがパリーに大なる衝動を與へずにはおかなかつた。フランスはチュニスにその保護權を認めることを要求した。然し大守は逡巡し、イタリー領事はこれを拒絶するやうに勸告した。フランス政府はもはや後に引けなかつた。三月末フェリー内閣はチュニス土民クルミ族のアルゼリア侵入を口實として、チュニス占領の決意を固め、四月七日議會は七百萬フランの遠征費の支出を認め、軍隊はチュニスに進撃した。このフランスの軍事行動は、勿論トルコとイタリーに非常な反對を喚起した。トルコはフランスに抗議すると共に驅逐艦を派遣し、トリポリ守備兵を強化した。フランスは若しもトルコ艦隊が出現すれば、これを撃破するであらうと答へた。イタリー政府はフランス政府に嚴重抗議を發すると同時に、艦隊出動の準備を命じ、イギリスに海軍示威運動に参加すべきことを要請した。然し、イギリス政府はこの提案を拒絶した。かくして五月一二日、フランスはチュニス大守をしてバルド條約に調印せしめ、その保護權を獲得した。その後フランス軍隊の大部分が撤退すると、チュニス南方において土民軍が蜂起したが、この擾亂もやがて鎮壓された。

(三) ビスマルクの政策

イタリーは英・獨・露等の列國に訴へ、またフランスのチュニス領有不承認の態度を執つた。然し獨・露諸國はチュニス問題に利害なき旨を宣言して、寧ろフランスの行動を是認した。イギリスにおいても、最初グランヴィール外相はイタリーの提案を受諾して、フランスの行動を牽制せんとしたが、グラッドストン首相の反對によつて思ひ止り、結局、自由黨政府もソールズベリー保守黨政府の先の約束を確認した。かくの如く歐洲に大なる紛糾を惹起する

ことなくして、フランスがチュニスを領有することができたのは、ビスマルクのフランス支持が與つて力がある。何故に、彼がフランスのチュニス占領を慫慂して、フランスの海外膨脹を支援したのであらうか。

ビスマルクはフランスがアルサス・ローレンを失つた代償として、海外に植民地を獲得することを寧ろ願つてゐた。それは、フランスにおける對獨復讐熱を植民地獲得熱に轉換せしめ、佛露兩國の接近を阻止し得ると思つたからであり、またフランスが植民地問題に忙殺されるならば、その勢力は分散して歐洲における活動力を弱めると考へたからである。従つてビスマルクはフランスの植民地獲得を奨励したばかりではなく、他の列強の反對を阻止するために努力した。即ち、チュニス占領に關しては、イギリスにそれがフランスの國民的名譽心を満足せしめるであらうと説き、オーストリアをしてフランスを支持せしめ、イタリーにはドイツがフランスの行動を承認してゐる旨を告げた。またマダガスカル占領に關しても、ドイツはこれに干渉せず、却つてイギリスの反對を抑へて、フランスの保護權を認め、東京問題を契機とする佛清戦争にはドイツは中立を嚴守して清國の要求する干渉を拒否した。

ビスマルクは、豫て東方問題をトルコの犠牲において解決せんとする主張を抱き、フランスのチュニス占領を承認する意見を持つてゐた。それ故に一八七九年一月、フランス大使サンヴィヴァリエ伯がチュニス問題に關して彼の意向を打診した際に、ビスマルクは「左様、チュニスの梨は丁度熟してゐる、貴國がそれを採る時期が來てゐる、チュニス王の不遜はこのアフリカの果實に八月の太陽の如く作用してゐる、貴國が餘り長くそれを木に遺しておくならば、熟しすぎるか、他國に盜まれるであらう」と答へてゐる。彼が佛伊兩國のチュニスを繞る衝突を豫見して、これが、彼

の政策を決定する上に、何等かの役割を演じたことは否定できない。だが然し、通説の論する如く、ビスマルクがフランスをしてチュニスを占領せしめて、佛伊關係を疎隔せしめ、以て三國同盟を結成したと見るのは誤りである。彼がフランスのチュニス占領を慫慂したのは、佛伊兩國の對立を激化せしめるためではなく、寧ろフランスをしてチュニスを獲得することによつて、アルサス・ローレン喪失を填補せしめるためであつた。

註 主要文獻—Documents français (二集・二卷・地中海及び植民地問題、三卷・チュニス)、Gooch (五九一—六四頁)、Langer (一一一—七—一二五頁)、Grosse Politik (三卷・二〇章)。

第三節 イギリスのエジプト占領

(一) 英佛のエジプト共同管理

エジプトは一八四〇年にトルコの宗主權の下に半獨立國となつたが、放漫な財政政策のために漸次財政困難に陥り、英佛金融資本の勢力が浸潤した。殊にフランス人レセップスが一八六九年にスエズ運河の開鑿に成功し、フランスが優越的地位を占めてゐた。然るに一八七五年にデイスレリー首相は、スエズ運河の株券をエジプト副王イスマイルから買収し、スエズ運河に關してフランスと殆んど對等の地位に立つやうになり、エジプト問題に關して重大な關係をもつに至つた。一八七五年末、佛國外相ドゥッカーズは、英國外相ダービーに對して、エジプトの財政管理のために、共同委員會を創設すべきことを提議した。だが、英國外相はフランスの提案を拒絶した。然るにその後、イギリス政

府はフランスとエジプト問題で協力するに至り、英佛兩國はエジプト財政共同管理の方向へと進んだ。

一八七六年四月、副王は公債の利拂を三ヶ月延期する旨發表した。これに對して列國政府は、自國の債券所有者に代つてエジプト政府に抗議した。副王は佛伊兩國の干涉によつて公債管理局を設立し、佛・英・伊三國のそれらを委員に任命した。同五月、副王は全負債を統一して利率を低下する計畫を發表した。この計畫はロンドンに驚愕せしめイギリスの債券所有者の代表者たるゴーションとフランスの代表者たるジューベとの間に交渉が開かれ、英佛債権者は兩代表者をエジプトに派遣して、その財政を監督することに決定した。副王はやむなくこのゴーション・ジューベの協定に同意して、同年一月に國際管理委員會が創設された。同委員會においては、イギリス委員がエジプトの歳入を監督し、フランス委員がその歳出を監督することになり、こゝに初めて、「英佛の共同管理」(Anglo-French Con-dominium)が確立された。

然るに一八七七年末には、エジプトの財政は破産に瀕し、公債支拂拒否の風説が債券所有者を脅かした。英佛兩國政府は全財政の調査を要求した。七八年三月その調査委員が正式に任命され、同年八月その調査報告が提出された。副王はこの報告に基いて、ニューバール・パシアに組閣を命じ、英人ウィルソンが財務大臣、佛人ドリプリニエルが工務大臣となり、英佛兩國が直接にエジプトの政治を左右するに至つた。而して同三月英國外相ソールズベリーは、英佛の利益がエジプト政府において代表されてゐるかぎり、國際管理委員會を停止すべきであると提議し、フランス政府もこれに同意した。かくして、同年一二月に國際管理委員會による間接的共同管理は廢され、「ヨーロッパ人の政府」

(European Ministry) による直接的共同支配へと發展した。

一八七九年エジプト軍人の擾亂によつてニューバール内閣は瓦解した。英佛兩國政府はこの政變によつてその勢力が覆へされることを恐れ、今後英佛兩國人の大臣は一切の支出に關して、絶對的拒否權を有すべきことを要求した。イスマイルはこれに屈服し、彼の長子チュファイックを首班とする内閣を組織せしめ、英佛兩國人の大臣を留任せしめた。然るにエジプトにおける排外運動は、これがために益々激化し、四月に再び擾亂が起つた。副王はチュファイック内閣を解任して、シェリフ・パシヤをしてエジプト人のみの内閣を組織せしめ、新内閣は國民から選舉された「名士會」(Chamber of Notables)に責任を負ふべきものとされた。而してシェリフ内閣は、先づ第一にヨーロッパ人の財政計畫を覆して、自己の計畫を樹て、英佛の直接的共同支配は崩壊に瀕した。

一八七九年春の情勢においては、英佛兩國のエジプト共同管理すら決裂せんとする危険があつた。何となれば、イギリス政府は、フランス政府の如く、債券所有者を擁護するために斷乎たる行動に出ることを欲しなかつたからである。然るに五月中旬、殆んどエジプト問題に利害を有しないドイツ政府が、突如シェリフ内閣の財政計畫に強硬な反對を表明した。このドイツの抗議が、イギリス政府をしてフランスと共同の動作をとるに至らしめた。六月初旬に英佛兩國政府は、それ／＼副王に對して自國の利益を擁護するために適當なる處置をとるべき旨を通告した。他方、佛國外相ワディントンに副王を速に更迭せしむべきことをイギリス政府に提議した。ソールスベリーはかゝる強硬手段に異議を唱へたが、遂にフランスの意見に同意した。かくして英佛兩國は副王の辭任を要求したが、副王がこれを拒

絶すると、トルコ皇帝を壓迫して副王の免職に同意せしめた。六月下旬トルコ皇帝の命令によつてイスマイルは副王を免ぜられ、チュファイックが新副王に任ぜられた。

チュファイックは外國の干渉に抵抗せず、列國のいふまゝに行動した。同年九月英佛兩國政府は、「ヨーロッパ人の政府」による財政監督官を免職せしめないといふ條件の下に、これを任命した。即ち兩國政府は、「ヨーロッパ人の政府」による直接的支配の形式よりも、より効果的な間接的共同管理制度を復活する道を選んだ。かくして國際委員會が設立され、一八八〇年七月に公債整理法が發布され、公債の利率が引下げられたが、他方歳出が極度に緊縮され、下級官吏・將校の減俸が行はれた。而して英佛の共同管理による財政整理は、彌々エジプトの民衆に對する收斂を加重し、彼等の不満を増大せしめた。

(二) 民族運動の勃興

一八八一—二年のエジプトは民族解放運動に燃え立つた。既に一八七九年九月に秘密結社たる「國民黨」が組織され、エジプト人の軍人・官吏等がこれに参加した。一八八一年一月、アーメッド・アラビの率ゐる將校團は陸軍大臣の交迭を要求した。副王はやむなくこれに屈して、民族主義者たるマームッド・パシヤ・サミを陸軍大臣に任命した。かくして「エジプトはエジプト人に」(Masr li-Masrijn) のスローガンの下に、民族運動は益々熾烈な火の手をあげた。だが副王は、英佛列強の壓迫を受けて、マームッド・パシヤを革職し、カイロの軍隊にアレキサンドリアへ移駐を命じた。これを動機として、同年九月アラビの指揮する五千人の軍隊が蜂起した。副王は爲す所を知らず、アラビの要求

を容れ、シェリフ・パシヤに組閣を命じ、同年一二月に名士會を召集することになった。こゝにおいて副王は全く無力化し、英佛の共同管理も動搖した。而して國民黨は勝に乗じて、遂にチューフイックの退位を要望し、また外債の整理を要求した。

一八八一年九月、トルコ政府がエジプトにおけるその權威を再び樹立せんとして、使節を派遣すると、英佛兩國はアレキサンドリアに軍艦を急派して、その歸國を強要した。この事件の結果、エジプトは英佛の干渉の危機に直面し、その民族的諸勢力は聯合するに至つた。かゝる間に同年一月、フランスにおいてはフェリー内閣が倒壊してガンベッタ内閣が成立した。一月中旬、フランス政府はイギリス政府に對して兩國が共同して副王を擁護すべきことを提議した。グランヴィール外相は最初これに賛成しなかつたが、結局その方針に同意した。一八八二年一月、英佛兩國のカイロ駐劄總領事は副王に共同通牒(所謂 *Cambetta Note*)を提出した。この共同通牒に對して、エジプト人は實力干渉の脅迫なりと認めて憤激し、國民黨・軍隊・名士會は團結して英佛の干渉を排撃せんとする形勢を示した。而して憲法草案を審議すべき名士會は一八八一年一二月下旬に開會されたが、英佛の財政監督官の勢力下にあつたシエリフ内閣と衝突した。名士會は一八八二年二月内閣の交迭を副王に求めた。副王は軍隊が支持せるこの要求に屈服し、マームッド・パシヤの新内閣が成立し、アラビは陸軍大臣となつた。かくして名士會の主張通りに議會制度と責任内閣制を規定した「自由主義的憲法」が發布された。

一八八二年一月末にガンベッタ内閣が瓦解し、フレシネ内閣が成立した。グランヴィール英外相は、二月初めフラ

ンス政府に對して、ヨーロッパの名において且つトルコ皇帝との協議の下に、エジプト干渉を行ふべきことを提議した。フランス政府はこの提案を受諾し、兩國政府は獨・露・奥・伊の四箇國政府に對してエジプト問題を協議すべき回章を發した。こゝにおいて、エジプト問題の解決に英佛兩國のみならず他の四列強及びトルコが参加するに至り、問題は國際化された。かくして列國はエジプト干渉の機會を待つてゐた。偶々副王は外國からの援助によつて國民黨の内閣から實權を奪回せんがために列國に干渉を求めた。これに對して内閣は副王の同意を求めずに國會を召集し、チューフイックを廢位してメヘメット・アリイの血統のハリム・パシヤを以てこれに代へんとした。この事態はヨーロッパには「革命状態」として報道された。こゝにおいて英佛兩國は、五月中旬、アレキサンドリアに兩國の艦隊を派遣することに決し、グランヴィール英外相は他の列強及びトルコの海軍示威運動参加を要請することを希望したが、フレシネはこれに反對した。かくして英佛兩國政府は、一方獨・奥・伊・露の四列強に軍艦派遣を通告すると共に、トルコの干渉阻止に協力せんことを求め、他方トルコ政府にその單獨干渉には反對であるが、軍隊の上陸を必要とする場合には、英佛の指導の下にトルコ兵を送ることを希望した。だが、兩國政府のこの政策はトルコの抗議に遭ひ、また他の列強の賛成を得なかつた。かゝる間に、同年五月下旬、英佛艦隊はアレキサンドリア港前に現はれた。英佛總領事は最後通牒をエジプト政府に交付して、マームッド内閣の辭職及びアラビのエジプトからの退去を要求した。こゝに到つて内閣は辭職した。だがしかし、副王は新内閣を組織することができなかつた。カイロにおける民衆の暴動は、アラビの復職を要求した。かくして五月二八日、「民族的英雄」アラビは陸軍大臣に復職し、彼の地位は却つて強化され、こ

れに反して副王の權威は全く地に墮ち、英佛の海軍示威運動とその干渉は失敗に歸した。

(三) イギリスのエジプト占領

一八八二年五月末、英佛兩國政府はコンスタンチノーブルに六大列強とトルコとの會議を開くことを提案した。だが、トルコ政府は歐洲列強の監督の下にエジプトに出兵することを欲しなかつた。六月下旬にコンスタンチノーブル大使會議はトルコの不参加にも拘はらず開會され、イギリス大使の提案によつて、ヨーロッパの委任に基きその權益を擁護することを條件として、トルコ皇帝に出兵を求めることに決した。しかしトルコ政府は、宗主國の權利としてエジプトに干渉せんとし、かゝる條件の下に行動することを拒絶した。他方武力的干渉の危機が切迫するにつれて、エジプトにおける民族運動は一層熾烈になり、遂に六月一二日にアレキサンドリアの暴動となつて爆發した。副王は英佛兩國の保護を求めてアレキサンドリアに走り、アラビが事實上獨裁者となつた。七月初旬、イギリス政府は英國艦隊司令官シーモールに、若し必要あればアレキサンドリアの砲臺を破壊すべしとの訓令を發し、且つこの旨を歐洲各國に通告し、フランス政府に同一行動をとらんことを勧誘した。フレイシネ内閣はこれを拒絶した。七月一日、イギリス艦隊はエジプト政府に最後通牒を發し、翌日アレキサンドリアを砲撃し、數日後これを占領した。

このイギリスのアレキサンドリア砲撃は、ヨーロッパ諸國民を震駭せしめた。トルコ政府はそれを以て國際法違反なりと抗議し、ロシア皇帝は公然と憤怒を表明し、フランス政府も艦隊を撤退して反對の態度を示した。グラッドストーン内閣は「歐洲協調」(European Concert)から離脱して單獨行動をとることを欲しなかつたが、激昂せる輿論に

引ずられて、七月二〇日にエジプト出兵を宣言し、議會はその軍事費の支出を可決した。他方イギリス政府は、歐洲列強の委任の下にスエズ運河を英佛二國の共同保護の下におくことを要求し、この問題を協議するために、コンスタンチノーブル會議が開かれた。獨逸・露・伊の諸國はスエズ運河の防衛には反對ではなかつたが、トルコの宗主權を無視して全權を英佛兩國に委任することを拒絶した。このことはフランス政局に重大な影響を及ぼした。フレイシネ内閣はスエズ運河防衛のために出兵せんとして、議會にその軍事費の支出を要求したが、七月末に下院において破れて遂に倒壊した。その後を襲つたデュクレール内閣はイギリスの軍事行動に對して傍觀的態度をとつた。イタリー政府もイギリス政府からスエズ運河の保護のために共同行動をとるべき勧誘を受けたが、この申出を拒絶した。次に獨逸・露の三國は、自國に重大な利害を持たないエジプトに出兵する意圖をもたなかつた。たゞトルコ政府は七月中旬にコンスタンチノーブル會議に参加することを通告すると同時に、兵力を以てエジプトに干渉する旨を宣言した。イギリスもトルコの出兵を要請したが、兩國間の出兵に關する協定の成立は遷延し、結局、トルコの出兵を見ずにやんだ。またコンスタンチノーブル會議も八月二〇日以後その會合を中止するに至つた。

イギリスの軍事行動は、エジプトにおける民族運動を却つて一時進展せしめた。チャーフィックは副王の地位から追はれ、カイロに召集された防衛及び國家委員會は政府の權力を引繼ぎ、アラビは總指揮官に任命された。然るに他方ウルズリー將軍の率ゐるインド兵は、八月二〇日ポートサイドに上陸し、運河によつて内地に進出してイスマイリアを占領した。イギリス軍は九月一三日にテルリエルケピルの戦闘においてアラビの軍隊を粉碎し、一八日にカイロに

入城した。かくしてエジプトにおける最初の民族解放運動は終つた。アラビはセイロン島に追放され、チユーフィックはその位を復し、イギリスのエジプトにおける支配権が樹立された。

(四) ビスマルクのエジプト政策

ドイツはエジプトにおいて何等特殊權益を持たなかつたし、ドイツの債権は僅少であつた。従つてドイツ政府はエジプト問題に重大なる利害關係をもたなかつた。而して豫てビスマルクは、東方問題の解決策として、イギリスにエジプトを與へてもよいといふ意向をもつてゐた。即ち、彼は一八七六年一〇月及び一月にロシアにコンスタンチノール占領を認める代りに、イギリスはスエズ及びアレキサンドリアを占領してその補償を得よと提議した。然しながら、ダービー外相もソールズベリー外相もこの政策に同意しなかつた。一八七七年六月、ビスマルクは再びイギリスに對してエジプトに保護權を樹立することを示唆したが、イギリスはこれに應じなかつた。かくの如くビスマルクは、イギリスのエジプト占領に反對しないのみならず、寧ろそれを勧誘さへしてゐた。何故に彼はイギリスのエジプト占領を勧誘したのであらうか。果して彼の對エジプト政策が英佛關係の離間を目的とするものであつたといひ得るであらうか。

一八七九年春、エジプト政府がその財政計畫を發表すると、ドイツ政府が突如これに強硬な抗議を提出した。それは主としてビスマルクが英佛協定の決裂を防止せんがために投じた一石であつた。然るに第二次三帝協商成立後の一八八二年においては、事情は變化した。同年一月グラッドストーン内閣がガンベッタの強硬政策に引きずられて、英佛

共同通牒を發した。彼は英佛兩國が共同してエジプトに實力的行動に出ることを恐れた。若しもフランスがイギリスと共同してエジプトに強硬手段をとり、それが成功すれば、フランスの威信と勢力は強化されるであらう。そのことはドイツにとつて決して利益ではなかつた。従つてビスマルクは一八八二年一月の英佛共同通牒に對して、獨・墮・露・伊四箇國政府をして一致してエジプトの現状變更に反對せしめたのである。當時ビスマルクにとつてはもはや英佛協定の繼續は必要ではなかつたが、しかし彼は敢てこれを破壊しようとはしなかつた。而して彼は、ヘルベルト・フォン・ビスマルクを通じて、グランヴィール英國外相にトルコをしてエジプトの秩序を恢復せしめるやうに要請すべきであると提議した。それはトルコの干涉の方が英佛兩國の干涉に比して國際葛藤を生ずる危險が少なく、且つこの解決は、「歐洲協調」を害しないと考へたからであつた。更にドイツ政府はフレイシネ及びグランヴィールのエジプト問題の解決を國際化せんとする提案に賛成し、コンスタンチノール會議に参加した。同會議においても、ドイツ代表はトルコの干涉の方法に關して英佛兩國の提案に賛同した。こゝにもビスマルクが殊更に英佛關係を離間せんと努力したといふ證據は發見できない。

その後一八八二年七月、イギリスがアレキサンドリアを砲撃し、フランスはこれに参加しなかつた。英佛兩國間の協調はこのアレキサンドリア砲撃を契機として破綻した。この頃からビスマルクは全力を以てイギリスの行動を支持した。彼はフランスがイギリスと協力して、スエズ運河の防衛に當ることを欲しなかつた。彼は豫てよりイギリスのスエズ運河に對する「重大利益」を認め、イギリスの自由行動を認めてゐた。従つて獨・墮・露・伊の列強は、ヨーロッパ

の名において、スエズ運河を英佛兩國の共同保護の下に置くことに反対した。更にロシアが獨・埃・露・伊四ヶ國を聯合してイギリスの單獨行動に抗議せんとしたが、ドイツ政府はこれを阻止した。またテルエリケピルの戰鬪の直前、ビスマルクは、ヘルベルトをロンドンに送つて、イギリス政府に對してドイツの支持を表明せしめ、彼はイギリスのエジプト併合にも反対でない旨を告げしめた。

上述の如くビスマルクは、イギリスのエジプト占領を支持した。彼はフランスを牽制し、ロシアの行動を阻止し、埃伊兩國を操縦して、イギリスに對する妨碍を排除することに努めた。而して第六章において考察する如く、イギリスのエジプト占領によつて英佛協調が破綻し、イギリスが孤立化した國際情勢を利用して、ビスマルクは植民地獲得に乗り出した。だが、彼がイギリスのエジプト占領を支援したことは、英佛間を離間し、フランスを孤立せしめんがためであるといふよりは寧ろ、歐洲列強の東方における抗争を、トルコの犠牲において、一應解決すると同時に、これ等の列強をして共にドイツの好意に依存せしめんとするためであつたといへよう。

註 拙稿「英國のエジプト占領」(公法雜誌・三卷・四號・五號)參照。主要文獻——British Foreign Policy (三卷二章・五節・六節)・Documents français (一集・二卷・地中海及び植民地問題)・三卷・エジプト問題、四卷・エジプト問題と佛英關係)・Grosse Politik (四卷二二章)・Shafik Ghorbal: The Beginnings of the Egyptian Question and the Rise of Mehemet Ali, 1928.

第四節 バルカン問題の紛糾

(一) ロシアのブルガリア干渉

ブルガリアはロシアの援助によつて自治を獲得した。一八七九年二月に立憲君主制の憲法が制定され、同年四月にアレキサンダー・フォン・バテンベルグ公(ドイツのヘッセルダルムスタット家の支流にして、露帝アレキサンダー二世の甥に當り、彼はロシアの軍隊に入り、推戴されたときは、プロシアの陸軍將校にて年僅かに二二歳で)がトルコ並に列國承認の下に元首に推戴されたが、ロシアは依然ブルガリアに對する干渉をやめなかつた。重要な文武官の地位は盡くロシア人によつて占められ、ロシア人の軍人や官吏は權勢を振ひ、ロシア人の商人は各種の利權を漁つた。他方國民議會においては、政府派の保守黨と反政府派の自由黨とが互に鎬を削つて争つてゐた。この政争に災されないうで執政を行ふために、アレキサンダー公は一八八〇年に憲法改正を露帝アレキサンダー二世に請うた。しかるに露帝は公に自由黨と妥協することを勧めた。こゝにおいて公は歸國後直ちに自由黨に政權を與へた。しかしブルガリアの政局は依然として安定せず、公の治政の最初の二年間に七回の政變と三回の解散が繰返された。一八八一年三月、アレキサンダー公は新帝アレキサンダー三世に再び憲法改正の許可を求め、露帝はこれに同意を與へた。公は歸國後自由黨内閣を免じてロシア人のエルンロート將軍に組閣を委任し、國民議會を解散して元首の權限を擴大するために憲法改正を行ふべき大國民議會を召集した。選舉は政府派の大勝に歸し、從順な議會は七ヶ年間執政の全權を公に委任する議決をなした。

かくの如くしてアレキサンダーの權力は強化されたが、彼は必ずしもロシアの要求にのみ追隨して、ブルガリア人の民族的要望を抑壓しなかつた。従つてロシアにおいてはアレキサンダーは極めて不評であり、彼と合はずにロシア

本國に召還された軍人や官吏は彼を憎惡し、ロシアの領事ヒトロヴォは自由黨と結んでアレキサンダー攻撃の陰謀を廻らしてゐた。而してヒトロヴォが本國に召還されると同時に、エルンロート將軍も召還され、露帝は汎スラヴ主義者のカウルバルス及びソボレフ兩將軍を派遣した。兩將軍はそれ／＼陸相・内相なり、ブルガリアをロシアの州の如く支配した。しかるにかくの如きロシア人の武斷政治は、益々ブルガリア人の反感を刺戟し、ロシア人内閣と國民議會との衝突が彌々烈しくなつて來た。こゝにおいてアレキサンダー公は、一八八三年の春、兩將軍の召還を露帝に求めるために露都を訪問したが、その訪問の途次に、反露的なバルカン聯盟を形成せんとして、バルカン諸國の首都を歴訪した。このことはアレキサンダーに對するロシアの不信を一層強からしめた。

露帝は兩將軍をブルガリアから召還し、政權を保守黨に與へることに同意したが、アレキサンダーがブルガリアに歸國すると、ブルガリアの情勢は益々惡化してゐた。ロシア人の大臣は自由黨を懐柔して、公の追出しの陰謀を計畫してゐた。然るに偶々ロシアが鐵道建設を要求し、ブルガリア人は外國人の利權獲得に強硬に反對した。こゝにおいてアレキサンダー公は、ロシアの傀儡と成り了るか、然らざればロシアに反抗するかの大決心をなさざるを得なかつた。公は後者を選び、一八八三年九月に憲法を復活し、ロシア人大臣等を解職し、カラヴェロフを首班とする自由黨・急進黨の聯立内閣をつくつた。この政變は、ロシアの汎スラヴ主義者を極度に憤激せしめた。だが、露帝とギーズ外相は、汎スラヴ主義者の實力干渉の主張を抑へて、外交的手段によつてブルガリアにおける優越權を維持しようとする。かくして一八八三年一月にギーズ外相は、ビスマルクをフリードリッヒスルーに訪問し、また翌年三月には三帝協

商を更新し、獨逸兩國とブルガリア問題に關して一應の諒解を遂げ、他方ロシアはアレキサンダー公を自發的に退位せしめんがために壓迫を加へた。これに對抗して公は歐洲列強に代表者を派遣して外交的支持を要請したが、列強はロシアとの衝突を恐れて積極的に動かなかつた。たゞヴィクトリア女王は最も熱心に公の地位を擁護せんとしたが、グランヴィール外相は何等の處置をもとらなかつた。かくしてアレキサンダーはロンドンから道德的支持以上のものを得ることは出来なかつた。

一八八四年九月に獨・露・墺三帝は、スキルネエウツェにおいて會談を遂げた。このことはブルガリアにも影響を與へ、アレキサンダーも、獨逸兩國の支援が得られない以上、ロシアと仲直りする必要を理解するに至つた。かくして一八八五年三月、公はドイツ皇帝に對して露帝との間に調停の勞をとられんことを願つた。更に公はカルノキー外相に自己の困難な立場を打明けた。墺洪國外相は、同年夏のビルゼンにおける大演習の參觀にアレキサンダー公を招いた。その際、公はフランツェンバードに療養中のギーズ外相を訪問し、ロシアの容赦を請ひ、ギーズもこれを容れ、會談は全く成功した。而してその際ギーズ外相は、ロシアが現在ブルガリアと東ルメリアの合併を希望しない旨を述べたに對して、アレキサンダー公は問題が急に紛糾することはあるまいと保證した。

(二) 東ルメリア合併問題

東ルメリアは、ベルリン條約において、ブルガリア人の民族的要求とロシアの汎スラヴ主義的主張に反し、ブルガリア本部から分離された。而して東ルメリア自治州の基本法が制定され、キリスト教徒の總督が列強の同意を以てト

ルコ皇帝から任命されたが、ブルガリアと東ルメリアの住民は、ロシアから財政的援助と武器の供給を受けて、組織的な合併運動を續けた。然るにアレキサンダー公とロシアとの間に龜裂が生じて以來、ロシア政府はアレキサンダーの勢力が増大することを恐れて、東ルメリアの合併を欲しないやうになつた。だが、東ルメリアにあるロシア文武官は、合併の計畫に参加し、合併運動の指導者は一八八五年九月にクーデターを起すことに決した。

アレキサンダー公は九月初旬にクーデターの計畫を知り、ギーズ外相に約束した關係上、直ちに合併することに反對した。しかし合併運動の指導者はその計畫を延期しなかつた。九月一八日に革命軍は抵抗なしにフィリポポリスを占領し、總督をトルコ國境に追放して假政府を樹てた。こゝにおいて假政府は、アレキサンダー公に大ブルガリアの君位を受くべきことを要請した。アレキサンダーは國際的紛糾を恐れてそれに躊躇したが、首相カラヴェロフと急進黨のスタムプロフは公の蹶起を慫慂した。かくしてアレキサンダーは遂に合併に同意し、九月二〇日、東ルメリア合併の宣言を發し、直ちにフィリポポリスに入つた。而して彼は、一方トルコ皇帝に使節を派して、その主權を尊重し且つ回教徒を保護すべき旨を誓ひ、他方ロシア皇帝に打電して合併に關して諒解を求めた。

東ルメリア合併の報は、全ヨーロッパを驚倒せしめた。歐洲諸國はトルコ政府が東ルメリアに進軍し、革命軍を鎮定するであらうことを期待してゐた。だが、トルコ政府は、東ルメリアの合併がベルリン條約に違反することを非難したのみで、實力的行動に出なかつた。他方露帝は東ルメリア合併を承認することを拒否すると共に、ブルガリア陸軍に在る總てのロシア人將校の歸國を命じたが、この示威運動によつても合併を阻止することはできなかつた。而し

てロシア政府は、ベルリン條約の違反に對する抗議案を起草し且つ問題を解決する方法を協議するため、コンスタンチノーブルに六大國の大使會議を開催すべきことを提議した。この提案に對して、獨・佛・奧・伊各國政府は無條件で賛成した。たゞイギリス政府は、同會議がブルガリアに對する強壓を決定すれば自由行動をとるべき旨を留保してこれに参加することになつた。

こゝにおいて、一〇月四日からコンスタンチノーブルにおいて大使會議が開かれたが、列國の意見は容易に一致しなかつた。漸く一〇月一三日に、ベルリン條約の違反を非難する共同通牒が決定され、トルコ及びブルガリアに通告されたが、問題解決の方法に關しては纏らなかつた。トルコ政府は一〇月二日に六大國政府に再び列國會議の開催を提議し、十一月五日から再び會議が開かれることになつた。露國大使ネリドゥは「以前の狀態」(status quo ante)に回復することを以て、會議の基礎となすべきことを主張し、英國大使ホワイトは原狀回復に反對し、ブルガリアと東ルメリアの「身的聯合」(Personal Union)を提唱した。而して獨・奧兩國はセルビア・ギリシアの代償要求によつて近東問題が紛糾することを恐れて、原狀回復に賛同した。かくの如くイギリスの主張と三帝協商國のそれとが對立し、會議は同二五日に問題解決の方法を決定せずに散會した。

セルビアとギリシアは、後に述べる如く、この東ルメリア合併問題の紛糾に乗じて領土を擴大せんとし、セルビアはブルガリアに開戦したが、直ちにブルガリア軍に破られた。この戦勝によつてブルガリアは何等有形の利得を得なかつたが、東ルメリア問題に對する列國の態度は可成ブルガリアに有利に變化した。イギリス政府は、アレキサンダ

ルメリアの總督に任命して事實上の合併を遂げしめることがロシアに對する強固な防壁となる所以をトルコ政府に説いた。こゝにおいてトルコ政府は、ブルガリア政府と直接に交渉し、一八八六年二月一日、トルコ皇帝がアレキサンダーを任期五年の東ルメリア總督に任命し、且つ兩國の共同防衛を約する協定が調印された。然るにロシア政府はこれに反對し、ドイツはロシアの主張を支持した。かくして第三次グラッドストーン内閣の外相ローズベリーの勸告に従ひ、トルコ皇帝はこの協定を破棄した。その後ロシア政府の主張に基いて、アレキサンダーの名を使用せずブルガリア公の資格において、東ルメリア總督を兼攝するといふ案が、六大國及びトルコによつて承認され、同年四月の協定によつて、ブルガリアと東ルメリアとの「身的聯合」が成立し、東ルメリア問題も一應解決された。

(三) ブルガリアとセルビア戦争

ブルガリア人もセルビア人もスラヴ系の民族であり、兩者はロシアの援助の下にトルコに反抗した。然るにベルリン會議後、セルビアはオーストリアの保護の下に立ち、ロシアの支配するブルガリアと互に相反撥するに至つた。殊に兩國はマセドニアへその勢力を擴大せんとして互に葛藤し、またセルビアはウィチン地方を、ブルガリアはピロト地方を規つて互に對立してゐた。一八八五年九月にブルガリアが東ルメリアを合併すると、セルビアはバルカンにおける勢力均衡を名として領土的代償を要求し、埃塞同盟條約に基いて、オーストリアがセルビアの南方への膨脹を支援することを期待した。而して埃塞國外相カルノキーは、セルビアがトルコの領土に向ふよりも、ブルガリアに對して領土的代償を要求する方が、オーストリアにとつて利益であると考へた。かくしてセルビア政府は、ブルガリア

に對してソフィア・ウィチン二郡の割讓を要求した。アレキサンダー公はミラン國王と妥協せんと努力したが、好戰熱に煽り立てられたセルビアは、實力行使によつて要求を貫徹せんとし、兩國の交渉は決裂した。而してセルビアは遂に二月一日にブルガリアに對して宣戰を布告した。

セルビア軍は一舉にブルガリア國境に殺到し、ソフィヤに向つて進撃した。しかし、ブルガリア軍の小部隊はセルビア軍の侵入をよく食止めてゐた。かゝる間にアレキサンダーは東ルメリアから大部隊を率ゐてこれを救援した。かくして一月十九日から三日間に亘つて兩軍の決戦が展開され、セルビア軍は完全に撃破され、國境を越えて退却した。一月二六・七日にはセルビア軍は再びピロトにおいて敗戦し、ブルガリア軍が逆にニシに向つて進軍した。セルビア軍は全く士氣沮喪し、ミラン國王は埃塞公使ケフェンフェルレルに泣きついてオーストリアの干渉を請うた。列國は共同通牒を發してブ・セ兩國に戰鬪の停止を要求したが、ブルガリアは休戰の要請を拒絶した。こゝにおいてオーストリア政府が直接干渉に乗り出さなければならなくなつた。かくして一月一八日にケフェンフェルレル公使をアレキサンダーの本營に派遣し、ブルガリア軍が進撃を停止しなければ、オーストリア軍がセルビアに出兵し、ロシアがブルガリアを占領するに至るべきことを警告した。アレキサンダー公もこのオーストリアの威嚇に屈して、遂に休戰條約を結んだ。

一八八六年三月三日、ブルガリア・セルビア兩國は、ルーマニアの首府ブカレストにおいて、講和條約を締結し、戰爭前の状態に復舊した。ブルガリアはセルビアから一寸の土地も一錢の償金も得ることができなかったが、この戰勝

の結果、前述の如く、東ルメリアの合併を確實にした。しかし、アレキサンダー公がオーストリアの威壓に屈して、何等戦果を収め得なかつたので、彼の國內における人望は衰退した。他方、セルビアはブルガリアとの戦争に惨敗したが、オーストリアの干渉によつて、漸く屈辱的な講和から救はれた。しかし、戦敗のために國內的不安は昂まり、ミラン國王に對する人望は全く地に落ちた。

(四) 希土開戦の危機

ギリシアもブルガリアの東ルメリア合併に對する領土的代償として、クリート島・エビロスの讓渡を要求したが、トルコ政府は讓歩しようとはしなかつた。希土兩國の軍隊は國境に續々と集中され、ギリシア各地には好戰的な示威運動が行はれた。こゝにおいて一八八六年一月に、列強はソールスベリー政府の提議に基いて、二通の共同通牒をギリシア政府に通達した。その一通はギリシアの戦争準備の停止を勧告したものであり、他の一通はギリシヤ海軍がトルコを攻撃することを許容し得ない旨を聲明したものであつた。これに對してデリヤニス政府は、ギリシアが「ヨーロッパの意志」に従ふこと能はざる旨を回答し、戦争準備を續けた。かくして佛伊兩國を除く列強は、ギリシアに強壓手段をとることに決し、一月二十九日クリート島のスダ灣に艦隊を集結した。この列強の強硬な態度を見て、トルコ政府はギリシアの挑戦に應じて、その名譽を防衛する用意ある旨を聲明した。

ソールスベリー保守党内閣に代つてグラッドストーン自由党内閣が成立したが、ローズベリー外相は前内閣の方針を踏襲した。他方、デリヤニス政府は依然として戦争準備を續續し、ベルリン會議において約束された國境を實現す

ることが、バルカン諸民族の勢力均衡を再現する手段として必要である旨を聲明した。ローズベリー外相は、同年四月二二日、列強がギリシアに軍備撤回を命じ、これに従はなければ公使を召還し、封鎖を宣言すべきことを提議した。獨逸露塊の列強はこの提議に賛成したが、フランス政府は同二二日、軍備の撤回を要求する專横な態度に遺憾の意を示し、且つフランスが公使の召還及び封鎖の敢行に参加し得ない旨を回答した。なほ、同日、フレイシネ外相は、駐希公使を通じてデリヤニスに列國の聯合勢力に抵抗することの不可能なるを説いて、その最後通牒を待たずに戦備を撤回すべきことを忠告した。デリヤニス首相はこのフランスの友誼的勸告に従ひ、ヨーロッパの平和を攪亂する意なき旨を誓つた。

このギリシアの態度緩和にも拘はらず、四月二六日に英・露・獨・塊政府は、一週間以内に陸海軍の戦争準備を撤去すべきことを要求する共同通牒をギリシア政府に發し、ギリシヤの回答を不満足なりとして、五月八日を以て公使をアテネから召還し、マレア岬から北東國境に至るギリシアの海岸及びコリント灣の入口を封鎖する旨を宣言した。かくして列國はギリシア海岸の平時封鎖を行ふに至つたが、デリヤニスは屈服しなかつた。しかしギリシア國王は、彼に戦備を撤去するか辭職すべきことを命じた。彼は遂に辭職し、五月二一日トリコウピスが内閣を組織した。だが、希土兩國間の危機は去らなかつた。國境においては小競合が始まり、希土開戦の危機は目前に迫つた。然し危機一發のところ、漸く希土兩國間の平和が保たれ、ギリシアの新内閣は戦備を解除したので、列國の封鎖も六月七日に解かれた。

(五) アレキサンダー公の退位

アレキサンダー公がトルコ皇帝の下に東ルメリア總督の地位を甘んじたことや、セルビア戦争において何等の有形の利得を得なかつたことは、國民にとつて頗る不満であつた。また東ルメリア合併後、ブルガリア政府は中央集権化を急いだので、東ルメリアには不平の聲が起つた。更にセルビア戦争における戦功に對する行賞が當を得なかつたので、軍隊内部においても不満を抱く將校連が相當あつた。他方、東ルメリア問題の解決後も、ブルガリアとロシアとの關係は決して改善されなかつた。ロシア政府はアレキサンダー公が在位する限り、ブルガリアとの和解を拒否する態度を固守した。殊に一八八六年五月、ロシア軍人ナポコフ大尉等が陰謀の嫌疑を以て抑留された事件は、ロシアの汎スラヴ主義者を刺戟し、露帝もナポコフ事件を聞いて大に憤り、「兵力を以てロシアの威嚴を防衛する必要があるかも知れぬ」と喝破して、ヨーロッパを驚かした。而してロシアの出先官憲はアレキサンダー公の追放の陰謀を廻し、陸軍内の不平分子と極陰密裡に軍隊の暴動を計畫してゐた。

一八八六年八月二〇日、軍隊の一部は叛亂を起し、首都ソフィアに侵入して夜半王宮に亂入した。叛徒の首領はアレキサンダー公を強迫して讓位の書類に調印させた。その後、公はダニュープ河から船に乗せられ、二三日に露領のレニに送られ、數日の抑留後、二八日嶼領ガリシアのレンベルクに到着した。かくの如く、クーデターは成功し、親露派の臨時政府が樹立され、臨時政府は大國民議會を召集して新政體を定むべきことを聲明し、ロシア政府の臨時政権援助の宣言が布告された。だが、國民はこの親露派の反動政權を支持しなかつた。かゝる間に急進黨の首領スタンブロフはツルノヴォに據り、國民議會の名においてアレキサンダー公の復位と叛亂軍討伐の宣言を發した。フィリポ

ボリス及び地方の軍隊はこれに呼應して起つた。かくして政府軍はソフィアに進軍し、八月二四日に叛亂軍は降服し臨時政權は三日天下に終つた。

かくしてアレキサンダー公の歸還が求められ、公は二九日ブルガリアのルスチュックに上陸し、歓迎を受けて入都した。然るにルスチュックにおいて、露國領事はアレキサンダーと會見して、ロシア政府が既にドルゴルキ公をブルガリア及び東ルメリアの支配者として派遣し、公がその途上にある旨を告げた。こゝにおいてアレキサンダー公は、露帝に諒解を求める電報を發し、その末文に「余をしてこの君位を得せしめたるはロシアなり、因て余はこれを陛下に返上するを躊躇せず」と書いた。これに對して露帝は、九月三日の返翰において、アレキサンダーの歸國を承認せず、公が在位する限り、ブルガリアとの和解の不可能なることを明言した。このロシアの默示の宣戰に逢つてアレキサンダー公は、自由意思に基いて退位することを決意した。公はスタンブロフ等の慰留を却けて、九月七日に退位の宣言を發し、スタンブロフ・カラヴェロフ・ムトコフの三人を攝政に任じ、翌日永久にブルガリアを去つた。

(六) ビスマルクのバルカン政策

一八八三年六月、アレキサンダー公がドイツの支援を求めるためにベルリンを訪問し、偶々フレデリック皇太子の皇女ヴィクトリアとの結婚問題が持上つた。ビスマルクは、この結婚がドイツのブルガリア支持を意味し、従つて獨露關係を疎隔せしめる所以を、ウィルヘルム一世及びフレデリック皇太子に説き、この結婚に反對した。而して彼はこの結婚談が獨露兩國を離間せんとするヴィクトリア女王及びその皇女フレデリック皇太子妃の策略に出づるものであ